

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月28日
【事業年度】	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
【発行者の名称】	インド輸出入銀行 (Export-Import Bank of India)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター David Rasquinha
【事務連絡者氏名】	弁護士 池田 成史
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- 注 (1) 「発行者」、「輸出入銀行」または「当行」とは、インド輸出入銀行を意味する。
- (2) 別段の記載がない限り、本書において「ルピー」または「Rs」と表示される金額は、インド共和国の通貨を指す。
2018年9月7日現在、株式会社三菱UFJ銀行により公表されたルピーに対する日本円の外国為替の電信売相場の中値は1ルピーにつき1.55円であった。
- (3) インド輸出入銀行およびインド共和国の事業年度／会計年度は4月1日から翌年3月31日までである。2018年3月31日に終了した事業年度／会計年度は、本書中2017/18年度と表示されており、他の事業年度／会計年度についても同様である。2017年12月31日に終了した暦年は、2017年と表示されており、他の暦年についても同様である。
- (4) 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第1【募集（売出）債券の状況】

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	事業年度末の 未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名
インド輸出銀行 2019年4月18日満期 円建債券	2013年4月	112億 7,000万円	0	112億 7,000万円	該当なし
インド輸出銀行 2018年4月18日満期 トルコ・リラ建債券	2013年4月	5,960万 トルコ・リラ	0	5,960万 トルコ・リラ (1)	該当なし
インド輸出銀行 2018年4月18日満期 メキシコ・ペソ建債券	2013年4月	2億8,610万 メキシコ・ ペソ	0	2億8,610万 メキシコ・ ペソ(1)	該当なし
インド輸出銀行 2018年7月30日満期 円建債券	2013年7月	150億円	0	150億円(2)	該当なし
インド輸出銀行 2020年11月6日満期豪 ドル建債券	2015年11月	1億6,450万 豪ドル	0	1億6,450万 豪ドル	該当なし
インド輸出銀行 2020年11月6日満期米 ドル建債券	2015年11月	4,280万 米ドル	0	4,280万 米ドル	該当なし

(1) 当該債券は2018年4月18日に満期を迎え全額が償還された。

(2) 当該債券は2018年7月30日に満期を迎え全額が償還された。

当事業年度において、上記債券の所有者の権利等に重要な悪影響を与える事実は発生しなかった。

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

豪ドル、メキシコ・ペソ、米ドル及びトルコ・リラと日本円との間の為替相場は、日本国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊紙聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

(2)【当会計年度(又は事業年度)中最近6月間の月別為替相場の推移】

省略

(3)【最近日の為替相場】

省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

① 設立の目的及び根拠並びに沿革

設 立

輸出入銀行は、インドの外国貿易への融資、促進及び振興を目的として、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）に基づき1982年1月1日に設立された。輸出入銀行法は、とりわけ、インドの輸出入業者に対して金融支援を提供し、また、財及びサービスの輸出入への融資を行う機関の業務を調整する主たる金融機関としての機能を果たす役割を輸出入銀行に与えている。輸出入銀行は、インドの国際貿易の振興を目的として、これらの機能を果たすことに責任を負っている。

目 的

輸出入銀行の業務は、輸出入銀行法第10条に規定されており、その詳細は以下のとおりである。

- (1) 輸出入銀行はインドの内外において、自ら又はインドの内外の銀行若しくは金融機関の参加を得て、輸出若しくは輸入のための貸付若しくは前貸しを行うことができ、また、自らが適切であると考える方法により、輸出及び輸入に対する融資に携わる機関の活動を調整するための主たる金融機関として機能するものとする。
- (2) 輸出入銀行はまた、以下の事業のすべて若しくはそのいずれかを遂行し、処理することができる。
 - (a) 官報において中央政府によりそのために通知される別掲銀行（その時において1934年インド準備銀行法の別表2に記載された銀行を指す。）又はその他の銀行若しくは金融機関に対して、かかる機関が輸出若しくは輸入のために行った貸付若しくは前貸しの再融資という形で貸付若しくは前貸しを行うこと、
 - (b) 輸出若しくは輸入に従事する会社の発行する株式、債務証券若しくは社債を引受けること、
 - (c) インドの国内外において、輸出入銀行自ら又はインドの国内外の政府、銀行若しくは金融機関の参加を得て、入札保証状若しくは保証状を発行すること、
 - (d) インドの国内外において、輸出若しくは輸入に関する取引から発生する為替手形若しくは約束手形の引受、取立、割引、再割引、売買若しくは譲渡をなし、また、インドの国内外においてかかる為替手形若しくは約束手形を担保として貸付及び前貸しを行うこと、
 - (e) 信用状の承諾、開設、発行、確認若しくは裏書をなし、また、これに基づき振出された手形及びその他の書面を譲渡し若しくは取立てること、
 - (f) 輸出若しくは輸入を目的とした政府信用から政府及び民間信用に至る組合せを伴う取引を行うこと、
 - (g) 輸出若しくは輸入を目的として、外国政府又はインド国外の金融機関若しくは者に対して信用供与枠を付与すること、
 - (h) インドの合弁事業のためにインド国外において貸付及び前貸しを行うこと、
 - (i) インドの居住者に対して、インド以外の国における合弁事業に対するその者の資本参加に関連する貸付及び前貸しを行うこと、
 - (j) リース取引による機械装置の輸出若しくは輸入に対し融資を行うこと、
 - (k) インド以外の国の開発銀行若しくは輸出入銀行の株式、債務証券若しくは債券の引受、投資若しくは買取を行うこと、

- (l) 輸出入銀行の権能を遂行するために必要である外国為替の売買又はその他の取引を実行すること、
- (m) インド国内外において銀行の口座を開設し、又はインド国内外の銀行若しくはその他機関と代理契約を締結し、又は代理人若しくはコルレス先として行為すること、
- (n) 輸出入銀行が付与した貸付及び前貸しに関する証書を有償で譲渡すること、
- (o) 参加証書を発行すること、
- (p) 先取特権、質権若しくはその他の契約上の権利の実行に必要な範囲で、株式、債務証書若しくは債券の引受、投資若しくは買取を行うこと、
- (q) 国際貿易の推進及び発展に関する調査、測定、技術－経済若しくはその他の研究の実施及び資金援助を行うこと、
- (r) 輸出若しくは輸入のためにあらゆる種類の技術的、運営的及び財政的支援を提供すること、
- (s) 輸出関連企業の計画、推進、開発及び資金調達を行うこと、
- (t) 輸出入銀行の権能を遂行するため、子会社を設立若しくは経営すること、
- (u) 中央政府、州政府、インド準備銀行（以下「準備銀行」という。）、インド産業開発銀行（IDBI）若しくは中央政府が承認するその他一切の者の代理人として行為すること、
- (v) 国際貿易に関する市場及び信用情報を収集し、編集し、普及させること、
- (w) 中央政府が承認するその他の事業を行うこと、及び
- (x) 輸出入銀行のいずれかの資産の売却若しくは譲渡を含め、輸出入銀行法若しくはその時点において効力を有するその他の法律に基づく自己の権限の行使若しくは任務の遂行に付随若しくは起因するその他行為及び事項全般を行うこと。

② 法的地位及び特別権限

輸出入銀行は、輸出入銀行法に基づき設立された法人で、その設立時よりインド政府により全額保有されている。輸出入銀行は、1956年会社法第4条(a)項(2)に基づき認められるものとして2013年会社法第2条(72)項に規定されている公的金融機関である。かかる公的機関として、輸出入銀行は、インド証券取引委員会の（資本の発行及び開示要件についての）2009年規則に基づく適格機関買主である。政府は定期的に輸出入銀行に対し戦略上の助言を与え、輸出入銀行の理事会構成員の一部は政府における役職も兼任しているが、輸出入銀行はその業務及び運営方針（主に市場重視型である。）の策定において完全な独立性を与えられている。

輸出入銀行法第38条に基づき、会社若しくは法人の清算に関する法律のいかなる規定も輸出入銀行に対しては適用されないものとし、輸出入銀行は中央政府の命令による場合及び中央政府が指定する方法による場合を除き、清算されないものとする。

輸出入銀行法第36条に従い、1949年銀行業規制法の規定（「秘密保持を要する書類の作成」に関する第34条A及び「銀行に関する特定の活動に対する処罰」に関する第36条ADを除く。）は、輸出入銀行には適用されない。ただし、輸出入銀行は、金融機関として準備銀行の規制上の監督を受ける。輸出入銀行は、また、1961年所得税法第2条(36A)における「公的部門会社」である。

輸出入銀行法第35条に基づき、1891年銀行帳簿証拠法は、輸出入銀行が同法第2条において定義されている銀行として、輸出入銀行に関して適用されるものとする。

準備銀行による預金準備率及び法定流動性比率の維持の要件は、商業銀行には適用されるが、輸出入銀行には適用されない。

公的金融機関として、輸出入銀行は、銀行及び金融機関に対して裁判所又は裁決機関の介入なしで担保について強制執行を行う権限を与えている2002年金融資産の証券化及び再構築・担保権の強制執行法の規定の発動により、又は、銀行及び金融機関の債権についての迅速な決定及び回収のために専属的に設立された債権回収裁判所への提訴により、その債権を回収することができる。

③ 日本との関係

設立に関して、日本との関係はない。

(2)【資本構成】

① 資本構成

2018年3月31日現在の（監査済の）輸出入銀行の資本構成及び債務を以下に示す。

		2018年3月31日現在
		(単位：百万ルピー)
短期債務⁽¹⁾⁽²⁾：		
短期債務（ルピー）		152,295.20
短期債務（外貨）		68,566.90
短期債務合計	(a)	220,862.10
長期債務：		
長期債務（ルピー）		329,702.35
長期債務（外貨）		491,086.18
長期債務合計	(b)	820,788.53
債務合計	(c)=(a)+(b)	1,041,650.63
資本金及び準備金：		
払込資本金		73,593.66
準備基金		6,812.58
一般準備金		1,955.32
特別準備金		13,640.00
資本金及び準備金合計	(d)	96,001.56
資本合計⁽³⁾	=(b)+(d)	916,790.10

注 (1) ルピー建借入の場合は、短期債務は当初の満期を1年以内として調達された債務に関連している。

(2) 外貨建借入の場合は、短期債務は当初の満期を3年以内として調達された債務と定義されている。

(3) 資本合計は短期債務を含んでいない。

上記に記載したものを除き、2018年3月31日以降、輸出入銀行の資本構成、債務、偶発債務又は保証に重大な変化は生じていない。

② 株 主

輸出入銀行法第4条(2)項に従い、輸出入銀行の発行済株式資本は政府により全額引受けられる。

(3) 【組織】

輸出入銀行は、インド政府により全額保有されており、とりわけ、政府、準備銀行、インド産業開発銀行（IDBI）及びインド輸出信用保証会社（ECGC）及び他の銀行からの代表による理事会で運営されている。輸出入銀行の業務は、以下の事業部門に組織されている。すなわち、プロジェクト輸出、クレジット・ライン（信用供与枠）、コーポレート・バンキング及びマーケティング・アドバイザリー・サービス・グループで、これらは研究・分析、財務・会計、情報技術及び法人向けサービスの各グループにより支援されている。

① 主要な経営陣

2018年3月31日現在

氏 名	職 務
David Rasquinha マネージング・ディレクター	輸出入銀行の運営及び活動の総監督
Debasish Mallick 副マネージング・ディレクター	輸出入銀行の運営及び活動の総監督
C.P. Ravindranath Menon チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の法務部門の総監督
Mukul Sarkar チーフ・ジェネラル・マネージャー	グローバル・プロキュアメント・コンサルタント Ltd (GPCL) へ代理人委任派遣中
Samuel Joseph チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の貸付金管理及び人材管理部門の総監督
David Sinate チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の研究・分析部門の総監督
Prahalathan Iyer チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の研究・分析、輸出アドバイザリー・サービス部門の総監督
Nadeem Panjetan チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のクレジット・ライン（信用供与枠）及び管理部門の総監督
Sangeeta Sharma チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の内部監査及び国の言語部門の総監督
Rima Marphatia チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のアフリカ・プロジェクト開発会社に関連するコーポレート・バンキング・グループの総監督
Sudatta Mandal チーフ・ジェネラル・マネージャー 最高リスク・コンプライアンス責任者	輸出入銀行のリスク管理部門の総監督
Harsha Bangari チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のプロジェクト輸出部門の総監督
Sunita Sindwani チーフ・ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の特別プロジェクト（サステナビリティ及びポータル）、ナレッジセンターの総監督
Utpal Gokhale ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・バンキング及びマーケティング・アドバイザリー・サービス部門の総監督
Gaurav Bhandari ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の貸付金管理部門の総監督
Deepali Agrawal ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のプロジェクト輸出部門の総監督

Sriram Subramaniam ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の貸付金管理部門の総監督
Manjiri Bhalerao ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の貸付金管理部門の総監督
T. D. Sivakumar ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・バンキング部門の総監督
Meena Verma ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の財務・会計部門の総監督
Tarun Sharma リージョナル・ヘッド及び ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のニューデリー地方オフィスの総監督
P.J. Manjunath ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・バンキング部門の総監督
Dharmendra Sachan ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行の情報技術部門の総監督
Sujeet Bhale ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・バンキング部門の総監督
Vikramaditya Ugra ジェネラル・マネージャー	輸出入銀行のコーポレート・コミュニケーションズ、マーケティング・アドバイザー・サービス及びエクジミウス研修センター部門の総監督

2018年3月31日以降の変更は下記のとおりである。

退任：

P.J. Manjunath ジェネラル・マネージャー (2018年5月31日)	輸出入銀行のコーポレート・バンキング部門の総監督
--	--------------------------

就任：

Shilpa Waghmare ジェネラル・マネージャー (2018年4月1日より)	輸出入銀行の貸付金管理部門の総監督
Uday Shinde ジェネラル・マネージャー (2018年4月1日より)	輸出入銀行の人材管理部門の総監督
Lokesh Kumar ロンドン支店最高責任者兼ジェネラル・マネージャー (2018年4月1日より)	輸出入銀行のロンドン支店の総監督

② 理事会

2018年3月31日現在、理事会は13名のメンバーで構成されていた。

輸出入銀行法第5条(1)項に基づき、輸出入銀行の事務及び業務の全般的な監督、指示及び管理は理事会に属し、理事会は輸出入銀行が行使又は行為し得る全ての権限を行使し、かつ、一切の行為及び事項を行うことができる。輸出入銀行法第6条(1)に基づき、輸出入銀行の理事会の構成は以下のとおりである。すなわち、インド中央政府により指名される輸出入銀行総裁1名及びマネージング・ディレクター1名（ただし、同一人物を

輸出入銀行の総裁兼マネージング・ディレクターとして指名することができる。) インド中央政府より指名される常勤理事2名、準備銀行により指名される理事1名、インド産業開発銀行 (IDBI Bank Ltd.) により指名される理事1名及び1956年会社法第617条の意味の範囲内における国有企業であるインド輸出信用保証会社 (ECGC Ltd.) により指名される理事1名、インド中央政府により指名される理事12名以内 (中央政府からの理事5名、別掲銀行からの理事3名以内並びに輸出若しくは輸入又は融資について特別な知識若しくは専門的な経験を有する4名以内の理事) により構成される。

理 事

2018年3月31日現在

氏 名	肩 書
Rita Teaotia	インド政府商工省商務部次官
Ramesh Abhishek	インド政府商工省産業政策・振興部次官
T.S.Tirumurti	インド政府外務省 (経済関係) 次官
Arvind Subramanian	インド政府財務省主任経済顧問
Pankaj Jain	インド政府財務省金融サービス部共同次官
M.D. Patra	インド準備銀行執行理事
Rajnish Kumar	インドステイト銀行総裁
Geetha Muralidhar	インド輸出信用保証会社 (ECGC) 総裁兼マネージング・ディレクター
Rajeev Rishi	インド・セントラル銀行 総裁兼マネージング・ディレクター
M.K. Jain	インド産業開発銀行 (IDBI Bank) マネージング・ディレクター兼CEO
Dinabandhu Mohapatra	インド銀行 マネージング・ディレクター兼CEO
David Rasquinha	インド輸出入銀行 マネージング・ディレクター
Debasish Mallick	インド輸出入銀行 副マネージング・ディレクター

2018年3月31日以降の変更は下記のとおりである。

就任：

Anup Wadhawan (2018年8月8日より)	インド政府商工省次官
K. Rajaraman (2018年8月30日より)	インド政府財務省経済部共同次官 (投資)
Rajkiran Rai G (2018年8月31日より)	ユニオンバンク・オブ・インディア マネージング・ディレクター兼CEO

退任：

Rita Teaotia	インド政府商工省商務部次官
Arvind Subramanian	インド政府財務省主任経済顧問

M.K. Jain	インド産業開発銀行 (IDBI Bank) マネージング・ディレクター兼CEO
Rajeev Rishi	インド・セントラル銀行 総裁兼マネージング・ディレクター

③ 委員会

輸出入銀行法に基づき、理事会は、適切と考える目的のために委員会を設置することができる。理事会の経営委員会は、輸出入銀行の総裁及びマネージング・ディレクター並びに7名以内の理事で構成され、輸出入銀行法又はそれに基づく規則により完全に理事会の管理下に置かれている業務を除く輸出入銀行の通常の業務を運営する。輸出入銀行の監査委員会を通じてコーポレート・ガバナンス（企業統治）が運営される。理事会は、また、業務上及びその他の提案の承認についての権限を委任された副マネージング・ディレクター、チーフ・ジェネラル・マネージャー及びジェネラル・マネージャーで構成される執行委員会を設置している。効果的かつタイムリーな業務上及びその他の提案の評価を容易にし、部門により分かれたグループ間及び地域事務所間での協調的な意思決定プロセスを達成するため、輸出入銀行は、貸付評価委員会及びプロジェクト評価委員会などの異なる機能を併せ持つ複合的なグループを設けている。

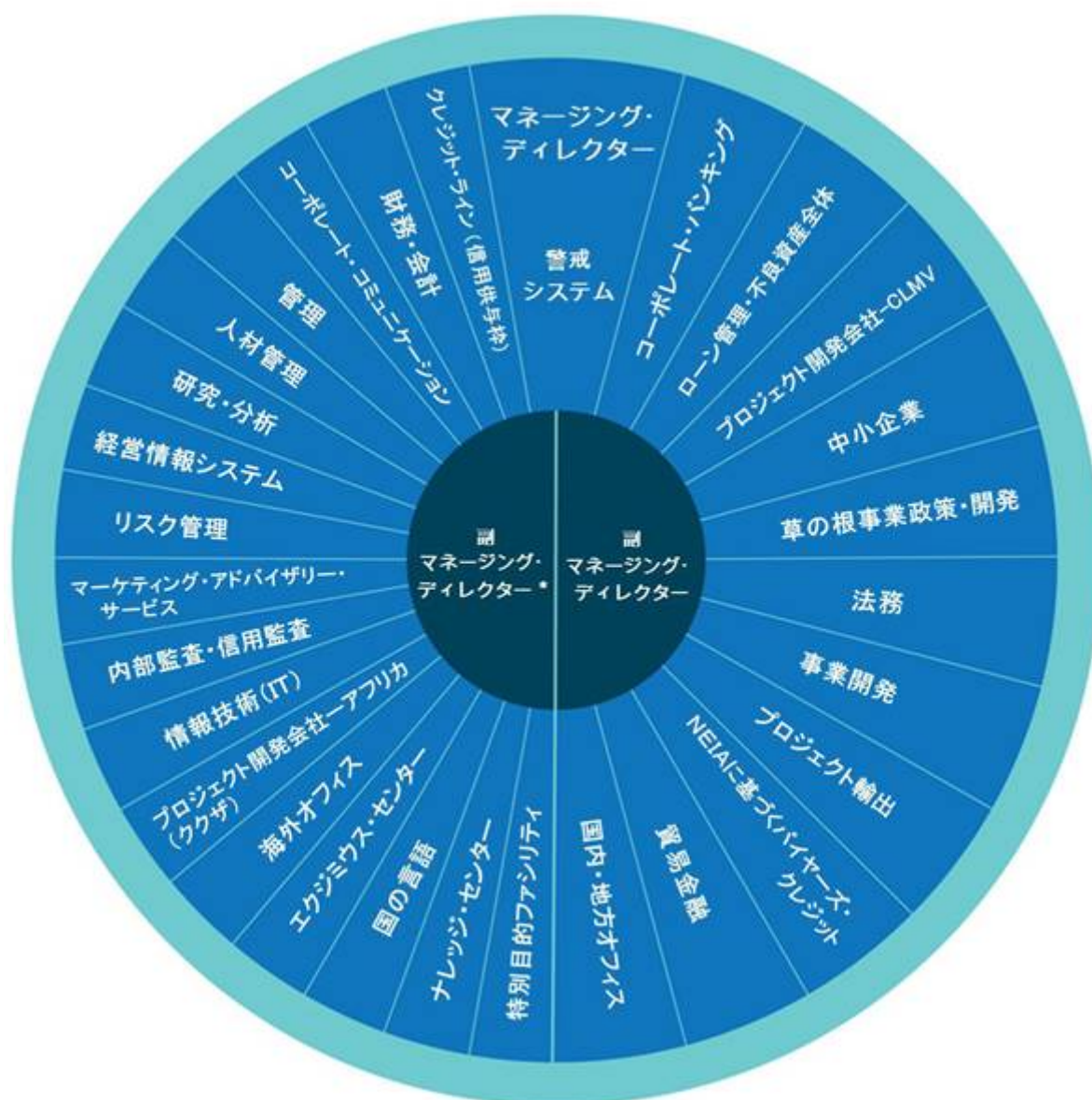
④ 組織及び従業員

輸出入銀行の組織図は下図のとおりである。

輸出入銀行の本店はムンバイに所在する。輸出入銀行は、アーマダバード、バンガロール、チャンディーガル、チェンナイ、グワハティ、ハイデラーバード、コルカタ、ニューデリー及びプネに国内地方支店を有している。輸出入銀行は、アビジャン、アジスアベバ、ダッカ、ドバイ、ヨハネスブルグ、シンガポール、ワシントンD.C.及びヤンゴンに海外駐在員事務所を有しており、ロンドンに海外支店を有している。

2018年3月31日現在、輸出入銀行は合計340名の正規雇用従業員を有していた。輸出入銀行の専門家スタッフには、主に、技術者、エコノミスト、銀行家、勅許会計士、経営大学院卒業生、人事の専門家、法律の専門家、言語学者及び情報技術の専門家を含んでいる。輸出入銀行は、従業員と良好な関係を保っており、その職場環境は習得及び成長をもたらすものであると考えている。輸出入銀行には労働組合がなく、従業員と団体協約は締結していない。輸出入銀行ではストライキが行われたことはない。

組織図



※副マネージング・ディレクターは、一席が空席となっている。

⑤ 法定監査人

輸出入銀行の法定監査人は、輸出入銀行法第24条(1)項に基づき中央政府により任命される。2018年3月31日に終了した事業年度における輸出入銀行の法定監査人として勅許会計士であるSorab S. Engineer & Companyが任命された。

⑥ 準備銀行による規制

輸出入銀行法第36条に従い、1949年銀行業規制法の規定（「秘密保持を要する書類の作成」に関する第34条A及び「銀行に関する特定の活動に対する処罰」に関する第36条ADを除く。）は、輸出入銀行には適用されない。

輸出入銀行は、金融機関として準備銀行の規制上の監督を受ける。

1934年準備銀行法第45条Lにより、準備銀行は、金融機関に対して事業に関する情報の提供を要求し、事業の遂行に関して金融機関に指示する権限を与えられている。金融機関から準備銀行に対して提供される陳述、情報又は内容は、払込済資本、準備金若しくはその他の負債、政府証券その他への投資、資金提供される者、目的及び期間並びに利率を含むそれらが提供される条件などの事項に関するものである。

1994年11月に準備銀行は、準備銀行総裁を委員長とする金融監督委員会を設立した。金融監督委員会の指針に基づき、準備銀行の金融監督部門は、金融機関及び商業銀行を監督する。また、金融監督部門は、銀行及び金融機関の実地外（オフサイト）での監督及び実地（オンサイト）での検査を行う。上記の監視の一環として、準備銀行は定期的に輸出入銀行の検査を行う。

準備銀行は、輸出入銀行を含む金融機関に対して、資産区分、収益認識及び引当金設定、自己資本適正性並びに資産・負債管理に関する詳細なガイドライン（随時改正される。）を出している。また、詳細なガイドラインに基づき、準備銀行は特定の産業部門に対するエクスポージャーについての内部限度の採用を含めた信用エクスポージャーについての限度を定めている。輸出入銀行は、これらすべてのガイドラインを遵守し、ガイドラインに従い準備銀行に必要な情報を提出する。

輸出入銀行を含む金融機関に適用される現在の準備銀行のガイドラインに基づき、利息及び元本が正規に受領されており、かつ、利息及び／又は元本の遅延（もしあれば）が90日を超えない貸付資産は、稼動資産（正常資産）に分類される。

準備銀行による預金準備率及び法定流動性比率の維持の要件は、商業銀行には適用されるが、輸出入銀行には適用されない。

(4)【業務の概況】

① 概 要

輸出入銀行の主たる目標は、対象となる輸出関連の企業の海外市場への参入及び同市場での地位の強化への取組みを支援することを目的とした幅広い商品及びサービスの提供により、これらの企業と商業的に持続可能な関係を築くことである。輸出入銀行は、主として輸出金融及び輸出能力の創出に重点を置いている。輸出入銀行は、その輸出信用業務を通じて、インドの機械、製造品、コンサルタント業及び技術サービスの輸出に対して延払い条件で融資を行う。輸出入銀行は、インド企業の輸出への融資及びその促進を目的として、海外の金融機関、地域開発銀行、主権政府及びその他の海外機関に対してクレジット・ライン（信用供与枠）（以下「LOC」という。）を供与する。大部分のLOCは、政府が輸出入銀行を通じて与えるが、その場合政府は、元本の返済及び利息の支払いを保証し、かかるLOCに関して利息を平準化する支援をする。また、輸出入銀行は国家輸出保険勘定に基づくバイヤーズ・クレジット（BC-NEIA）を供与している。BC-NEIAは、発展途上国の伝統的な市場や新興の市場に対するインドからのプロジェクト輸出を促進するための固有の手段であり、中期又は長期の延払い条件に基づく。このファシリティに基づき、輸出入銀行は、延払い条件によりインドから財及びサービスを輸入する海外政府及び海外の国有企業に対して信用を供与することにより、インドからのプロジェクト輸出を促進している。輸出入銀行は、国家輸出保険勘定（NEIA）に基づきインド輸出信用保証会社（ECGC）を通じて信用保険の保護を受けている。NEIAは、商工省により設定され、ECGCにより管理されている信託勘定である。

輸出入銀行は、輸出品の生産、その開発、輸出マーケティング及び対外投資などの様々なビジネス・サイクルの段階における輸出関連企業の資金需要を充たすため、その貸付業務の多様化を図っている。輸出入銀行は、輸出能力創出のための融資（FECC）業務を通じて、プロジェクト・ファイナンス、設備向け融資、運転資金需要及びその他の顧客のコーポレート・ファイナンス需要のための貸付プログラムを含め、輸出関連のインド企業に対して資金を提供し（FECCローン）、また海外のベンチャー企業に投資するインド企業に対して対外投資融資を提供する。輸出入銀行は、また、輸出発展のためのインフラ・プロジェクトの融資も行っている。

2016年、2017年及び2018年3月31日現在、輸出入銀行の貸付残高総額は、1兆253億7,000万ルピー、1兆780億ルピー及び1兆1,548億1,000万ルピー（これには6,366億5,000万ルピーの輸出信用貸付残高及び5,181億6,000万ルピーの輸出能力創出のための融資残高が含まれる。）であった。2016年、2017年及び2018年3月31日現在、資金の流出を伴わないポートフォリオの総額は、1,155億5,000万ルピー、1,223億1,000万ルピー及び1,324億ルピーであり、2018年3月31日現在における輸出入銀行が発行した保証残高総額／資金の流出を伴わないファシリティは1,324億ルピーであった。

融資に加え、輸出入銀行は、インドの輸出業者が国際的リスクと輸出機会を見極め、自身の競争力を評価することを可能にする情報及びアドバイザー・サービスを提供している。これらのサービスには、国家についての調査、投資銀行業サービス、国際マーケティング及び多国間機関が資金提供するプロジェクトへの効果的な参加に必要なデータについての助言が含まれる。さらに、海外駐在員事務所のネットワーク並びに世界中の金融機関、貿易振興機関及び情報提供者との戦略的提携を通じて、輸出入銀行は、海外市場への参入又は同市場での地位の強化について輸出関連のインド企業を支援する。これらのサービスには、貿易及び投資に関する情報提供、技術提供者の認定、コーポレート・ファイナンス、カウンセリング及び商業コンサルティング・サービスの提供並びにジョイント・ベンチャーの振興が含まれる。

② 戦 略

1982年の設立以来、輸出銀行の長期戦略は、輸出信用に焦点を絞ったものから、インドの国際貿易の振興を目指した幅広い金融商品の利用の提供に重点が移行してきた。輸出銀行は当初自らを伝統的な輸出信用機関と位置付けていたが、その後、様々な輸出サイクルの段階において競争力のある融資を提供する仕組みを通じて輸出能力の創出を促進することに目標を広げた。現在の輸出銀行の長期戦略のビジョンは、対象となる輸出関連企業の国際化への取組みの促進を目的とした幅広い商品及びサービスの提供により、これらの企業と商業的に存続可能な関係を築くことにある。したがって、輸出銀行は、インドの輸出品の生産及び流通の支援のための融資を提供し、付加価値のある情報及びアドバイザリー・サービスによりこれらの活動を補完することを目的としている。

輸出銀行の中期事業戦略

輸出銀行の中期事業計画は、それらの実行のための短期的なイニシアチブとともに、中期事業戦略（以下「MTBS」という。）に示されている。

MTBSは、長期のマクロ目標及びミクロ・レベルの戦術目標の概要をまとめている。輸出銀行は、中・長期輸出信用の伝統的な分野及び短期輸出信用の双方において貿易金融における国内最大の資金元となることを目指している。さらに、貸付以外の収入を生み出し、その収益性を向上させるために、投資及び自己取引を増加させる意向である。より幅広いアドバイザリー・サービス及び手数料サービスを取り入れることにより、手数料収入の増加も目指している。

MTBSは、とりわけ以下の戦略的目標を掲げている。

- 利益率に対する圧力の点から見た輸出銀行の利益率を強化するために、輸出信用業務と輸出能力創出のための信用供与業務との計画的な分離の割合を全体的な純利子収入に基づき決定する。
- 政府向けのLOCの管理を含むLOCの重視
- 中小企業（SME）の事業、インフォーマル部門及び地方部門を含む農業及び農業関連製品事業、サービス部門において外貨収入を持つ企業に焦点を当てること。
- 新製品開発及び輸出金融の不足分に対する融資に引き続き重点を置くこと。
- 輸出銀行の資金の流出を伴わない業務、ローン/企業/プロジェクト・アドバイザリー・サービス、輸出マーケティング・サービスを通じた手数料収入の増加を達成するための取組みに焦点を当てること。

輸出銀行は、また、MTBSの質的な目標を達成するための計画及び戦略を進めている。これには、とりわけ、(a)高い格付けの企業の比率を増やすことにより貸付ポートフォリオの改善を図ること、(b)新規顧客の注意深い選択、(c)不稼動資産からの現金回収に重点を置くこと、(d)貸付における正常資産の非正常資産への低下を防ぐこと、(e)より高い収益を生み出すために貸付資産の回転を増やすこと、(f)バイオテクノロジー、医療品、自動車・自動車関連製品、食品加工、エンジニアリング及び電子などの将来性のある高成長の部門並びに海外教育機関における地位の強化、(g)直接及び再融資又はLOCを通じてSME部門に重点を置くこと、(h)港、農業輸出区域、経済特区、ソフトウェア・テクノパーク、輸出物流などの輸出促進プロジェクトに重点を置くこと、(i)インドの輸出業者が直面する資金ギャップを解消するための新商品の開発及び導入、などが含まれる。

輸出銀行は、MTBSを見直すための対策組織を結成した。対策組織の提言に基づき、輸出銀行の新たな事業戦略が策定される予定である。

③ 2017/18年度の業績及び財務実績

貸付資産

輸出銀行は、種々の貸付プログラムに基づき、2016/17年度の6,477億8,000万ルピーに対し、2017/18年度中には総額9,782億6,000万ルピーの貸付を承認した。2017/18年度の貸付実行額は、2016/17年度の4,469億4,000万ルピーに対し、6,853億5,000万ルピーとなったが、一方、貸付返済額は、2016/17年度の3,711億4,000万ルピーに対し、2017/18年度は5,983億5,000万ルピーであった。2018年3月31日現在の貸付資産総額は、1兆753億2,000万ルピーで、前年度より4.76%増加した。ルピー建の貸付及び前貸しは、2018年3月31日現在において貸付資産総額の28%を占め、外貨建が残りの72%を占めた。2018年3月31日現在において短期貸付は貸付及び前貸し総額の25%を占めた。

資金の流出を伴わないファシリティ

2017/18年度中に輸出入銀行は、2016/17年度の611億5,000万ルピーに対して、総額1,078億1,000万ルピーの資金の流出を伴わないファシリティを承認したが、これはプロジェクト保証、金融保証及び信用状により構成された。輸出入銀行の資金の流出を伴わないポートフォリオ（保証、信用状及びスタンドバイ信用状により構成）の総額は、2018年3月31日現在は1,324億ルピーであったが、これに対して2017年3月31日現在は1,223億1,000万ルピーであり、8.25%増加した。2017/18年度の保証の発行総額は538億ルピーであったが、これに対して2016/17年度は451億3,000万ルピーであった。2017/18年度において発行された信用状の金額は20億700万ルピーであったが、これに対して2016/17年度は74億9,000万ルピーであった。2018年3月31日現在の輸出入銀行の帳簿上の保証残高は1,283億6,000万ルピーであったが、これに対して2017年3月31日現在は1,123億6,000万ルピーであった。2018年3月31日現在の信用状の金額は40億4,000万ルピーであったが、これに対して2017年3月31日現在は99億5,000万ルピーであった。

収入/支出

2017/18年度中、輸出入銀行は、一般基金会計において423億ルピーの税引前損失を計上したが、これに対して2016/17年度には31億3,000万ルピーの税引前利益が計上された。130億6,000万ルピーの法人税控除後の税引後損失は、2017/18年度において292億4,000万ルピーとなったが、2016/17年度には4億1,000万ルピーの税引前利益が計上された。2017/18年度における輸出開発基金の税引前利益は1億1,455万ルピーであったが、これに対して2016/17年度は1億167万ルピーであった。3,964万ルピーの税金を差引いた後、税引後利益は7,490万ルピーであったが、これに対して2016/17年度は6,649万ルピーであった。7,490万ルピーの利益が、翌年度に繰越された。

貸付に対する利息、為替、歩合、仲介料及び手数料等を含む営業収入は、2016/17年度には591億4,000万ルピーであったのに対し、2017/18年度は565億6,000万ルピーとなった。投資収入、銀行預金の利息等は、2016/17年度は332億1,000万ルピーであったのに対し、2017/18年度は312億3,000万ルピーとなった。2017/18年度の支払利息は、主に借入が増加したことにより7億5,000万ルピー増加して664億ルピーとなった。費用合計（偶発債務引当金を除く。）に占める一般管理費の割合は、2016/17年度は2.56%であったが、2017/18年度中は2.75%となった。

借入

2018年3月31日現在の借入総額は1兆416億5,000万ルピーで、2017年3月31日現在の借入総額9,607億3,000万ルピーと比べて8.42%増加した。

資金

2017/18年度中、輸出入銀行は、インド政府より50億ルピーの資本を受けた。2018年3月31日現在の輸出入銀行の資金総額は、払込済資本金735億9,000万ルピー及び準備金224億1,000万ルピーを含む合計1兆1,376億5,000万ルピーであった。輸出入銀行の資金源の基盤は、特にルピー建債券、譲渡性預金証書、コマーシャルペーパー、定期預金、外貨建て債券、外貨建てローン及び長期スワップを含む。2017/18年度中、輸出入銀行は、1,867億ルピーのルピー建資金及び32億6,000万米ドル相当の外貨資金からなる、総額3,991億5,000万ルピーにのぼる種々の満期を有する借入（当年度中に調達され、返済された資金を除く。）を行った。28億3,000万米ドル相当の外貨資金は、債券、相対/クラブ/シンジケート・ローンを通じて調達され、4億3,000万米ドルは売買スワップの方法により調達された（当年度中に調達され、返済された資金を除く。）。2018年3月31日現在、輸出入銀行は128億4,000万米ドル相当の外貨資金を保有しており、ルピー建資金の残高は4,820億ルピーであった。2018年3月31日現在の市場調達額は借入金総額の100%であり、輸出入銀行の資金総額の92%を占めた。

外貨資金

2017/18年度において、輸出入銀行は、総額32億6,000万米ドル相当にのぼる外貨資金を調達した。輸出入銀行は、2017年8月に、期間5年間のReg S変動利付フォルモサ債による4億米ドルの調達に成功した。当該債券は、インドにおける最大のフォルモサ債発行であり、インドの金融機関による初のフォルモサ取引であった。2018年1月、輸出入銀行は米国証券法規則144A/Reg S様式による2回目の取引となる期間10年間の債券を通じて10億米ドルの調達に成功した。当該発行に対しては、世界中の100超の質の高い投資家から合計18億米ドル超の買い注文を集めた。当該発行は、インドの事業体による期間10年間の米国債において最も狭いスプレッドを達成した。当該発行はまた、その他のインドの発行体が144A/Reg S市場にアクセスする際の指標となった。これ

まで、輸出入銀行は、豪ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、メキシコ・ペソ、オフショア人民元、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランド、スイス・フラン、トルコ・リラ及び米ドルを含む様々な通貨により外貨資金を調達している。

国際及び国内格付

輸出入銀行は、ムーディーズよりBaa2（安定的）、スタンダード・アンド・プアーズよりBBB-（安定的）、フィッチ・レーティングスよりBBB-（安定的）及び株式会社日本格付研究所（JCRA）よりBBB+（安定的）の格付を受けている。当年度中、ムーディーズは、インド政府の発行体格付の引上げに伴い、輸出入銀行の格付をBaa3からBaa2に上げた。上記の格付の全てが投資適格レベル又はそれ以上に相当し、インド政府のソブリン格付と同等であった。輸出入銀行の国内負債証券は、格付機関であるクレジット・レーティング・インフォメーション・サービスズ・オブ・インディア・リミテッド（CRISIL）、インベストメント・インフォメーション・アンド・クレジット・レーティング・エージェンシー・オブ・インディア（ICRA）及びクレジット・アナリシス・アンド・リサーチ・リミテッド（CARE）より、長期証券について最高位の「AAA」を、短期証券について格付機関であるCRISIL、ICRA及びCAREよりA1+を引続き獲得している。

資産内容

準備銀行による金融機関のための適正基準により、元金及び/又は利息が90日超期限超過した信用又は貸付は、不稼働資産とみなされる。輸出入銀行の不稼働資産総額は1,197億6,000万ルピーで、2018年3月31日現在の貸付及び前貸しの合計の10.37%を占めた。2018年3月31日現在、輸出入銀行の不稼働資産（引当金控除後の純額）は402億8,000万ルピーで、貸付及び前貸しの3.75%を占めた。2018年3月31日現在の不稼働資産の引当率は71.26%であった。

資産分類

「不稼働資産」とは、利息及び/又は元金が90日超期限超過した資産をいう。非正常資産が12か月を超える期間にわたり不稼働資産に分類される場合、当該資産は「不良資産」に分類される。「損失資産」とは回収不能とみなされる資産をいう。2018年3月31日現在、不稼働資産総額のうち、非正常資産は24.96%、不良資産は75.04%であった。2018年3月31日現在、不稼働資産の純額の56.59%が非正常資産であり、43.41%が不良資産であった。2018年3月31日現在において、輸出入銀行は損失資産を有していなかった。

自己資本比率

輸出入銀行の資本・リスク資産比率（CRAR）は、準備銀行によって規定された最低基準値が9%であるのに対し、2018年3月31日現在には10.35%（これに対し2017年3月31日現在は15.81%）となった。輸出入銀行の負債・自己資本比率は2017年3月31日現在7.99であったのに対し、2018年3月31日現在では10.85となった。

エクスポージャー基準

準備銀行は、インドの全ての中・長期融資機関に対して信用エクスポージャーの限度を定めており、2002年3月31日からは個別の借主についてのエクスポージャーは金融機関の資本金の15%、団体借主については40%とされている。特別の場合において、理事会の事前の承認を得て、さらに5%までのエクスポージャーの上乗せ（すなわち、エクスポージャーの合計は、個別の借主について金融機関の資本金の20%まで、及び借主グループについては資本金の45%まで）が行える。個別の借主及び借主グループのエクスポージャー限度はさらに（上限の20%及び45%に加えて）それぞれ5パーセンテージ・ポイント（すなわち資本金総額の5%）及び10パーセンテージ・ポイント（すなわち資本金総額の10%）上乗せすることができるが、かかる追加の信用エクスポージャーはインドのインフラ・プロジェクトのためのものであることを条件とする。2018年3月31日現在の個別及び団体の借主に対する輸出入銀行の信用エクスポージャーは、準備銀行によって規定された限度の範囲内であった。2018年3月31日現在、理事会の承認により資本金の15%を超えるエクスポージャーを割当てられた借主が2名存在した。2018年3月31日現在においてこれらの借主に対するエクスポージャーは輸出入銀行の資本金のそれぞれ19.56%及び16.91%に相当した。

準備銀行は金融機関に対し、エクスポージャーが様々な分野にわたり偏りなく分散するように特定の産業分野に対するエクスポージャーを制限する内部限度の採用を勧告している。輸出入銀行が採用している各産業部門に対する産業エクスポージャー限度は全ての産業部門についての信用エクスポージャーの15%である。2018年3月31日現在の個別の産業部門に対するエクスポージャーは、エクスポージャー全体の15%以下であった。

以下の表は、2016年、2017年及び2018年3月31日に終了した事業年度において輸出入銀行が承認した貸付総額を信用の種類別に示している。

	3月31日に終了した事業年度			
	2016年	2017年	2018年	総額に対する 割合（2018年） （%）
	（単位：十億ルピー）			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的融資スキームに基づき提供されるものを含む。）	226.99	256.04	391.65	40.03
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	36.59	41.07	31.38	3.21
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤーズ・クレジット	18.73	2.08	2.82	0.29
短期信用（出荷前）	8.79	9.44	10.22	1.04
商業銀行に対する輸出信用の再融資	186.88	140.55	197.69	20.21
その他のプログラム ⁽¹⁾	11.25	5.75	87.84	8.98
輸出信用合計	489.23	454.93	721.60	73.76
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	67.50	55.63	78.18	7.99
輸入金融	37.11	29.15	30.08	3.08
輸出促進プログラム	21.76	27.42	22.30	2.28
対外投資融資	52.64	38.19	40.05	4.09
その他のプログラム ⁽²⁾	57.54	42.46	86.05	8.80
輸出能力創出のための融資合計	236.55	192.85	256.66	26.24
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	725.78	647.78	978.26	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	26.94	61.15	107.81	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前貸しを含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付、輸出製品開発及び従業員ローン制度等に基づく前貸しを含む。

以下の表は、2016年、2017年及び2018年3月31日に終了した事業年度における輸出入銀行の貸付実行額を信用の種類別に示している。

	3月31日に終了した事業年度			
	2016年	2017年	2018年	総額に対する 割合（2018年） （%）
	（単位：十億ルピー）			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的融資スキームに基づき提供されるものを含む。）	27.81	34.34	39.77	5.80
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	21.28	27.93	51.40	7.50
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤーズ・クレジット	11.10	5.87	2.48	0.36
短期信用（出荷前）	28.43	14.44	14.52	2.12
商業銀行に対する輸出信用の再融資	186.81	137.46	196.30	28.64
その他のプログラム ⁽¹⁾	12.48	15.20	90.10	13.15
輸出信用合計	287.91	235.24	394.57	57.57
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	59.51	62.64	81.73	11.93
輸入金融	32.75	33.84	21.54	3.14
輸出促進プログラム	19.51	22.24	11.26	1.64
対外投資融資	49.23	50.55	25.85	3.77
その他のプログラム ⁽²⁾	69.31	42.43	150.40	21.95
輸出能力創出のための融資合計	230.31	211.70	290.78	42.43
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	518.22	446.94	685.35	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	33.35	52.62	55.87	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前貸しを含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付及び従業員ローン制度等に基づく前貸しを含む。

以下の表は、2016年、2017年及び2018年3月31日現在における輸出入銀行の貸付資産残高を信用の種類別に示している。

	3月31日に終了した事業年度			総額に対する 割合（2018年） （%）
	2016年	2017年	2018年	
	(単位：十億ルピー)			
輸出信用				
クレジット・ライン（信用供与枠）（譲許的融資スキームに基づき提供されるものを含む。）	336.05	337.30	358.01	31.00
バイヤーズ・クレジット（BC-NEIAを含む。）	29.36	42.95	72.84	6.31
プロジェクト輸出への融資／中期サプライヤーズ・クレジット	31.75	31.00	16.45	1.42
短期信用（出荷前）	19.76	18.58	16.56	1.43
商業銀行に対する輸出信用の再融資	80.65	97.46	131.80	11.41
その他のプログラム ⁽¹⁾	16.36	19.80	40.99	3.55
輸出信用合計	513.93	547.09	636.65	55.13
輸出能力創出のための融資				
輸出関連企業に対する貸付	151.25	185.85	198.06	17.15
輸入金融	60.60	53.69	44.45	3.85
輸出促進プログラム	24.59	44.18	20.04	1.74
対外投資融資	170.95	165.04	130.42	11.29
その他のプログラム ⁽²⁾	104.04	82.16	125.19	10.84
輸出能力創出のための融資合計	511.43	530.91	518.16	44.87
輸出信用及び輸出能力創出のための融資合計	1,025.36	1,078.00	1,154.81	100.00
資金の流出を伴わないファシリティ	115.55	122.31	132.40	

出所：輸出入銀行

注（１）再割引枠に基づく前貸しを含む。

（２）生産設備融資プログラム、長期運転資金貸付及び従業員ローン制度等に基づく前貸しを含む。

④ プロジェクト、商品及びサービスの輸出

輸出入銀行は、プロジェクト輸出への融資及びコンサルタント業務、資本設備融資、輸出プロジェクトにおけるキャッシュフロー不足に関する融資、保証並びに信用状などの様々な輸出信用業務を提供している。輸出入銀行は、インドのプロジェクト輸出業者に対して資金提供を伴う支援及びプロジェクト関連の保証ファシリティを含む包括的な融資パッケージを提供する能力を備えている。

輸出契約

2017/2018年度中、輸出入銀行が支援した大型プロジェクト輸出契約には、モーリタニア及びバングラディッシュにおけるカルパタル・パワー・トランスミッションによる、またアフガニスタンにおけるKECインターナショナル・リミテッドによる伝送回路の設計、供給、組立、試験及び業務委託並びにナイジェリアにおけるVA

テック・ワバグ・リミテッドによる原水処理工場並びに石油精製のための逆浸透及びポリプロピレン工場の設計、製造及び設置並びにアルゼンチンにおけるスターリング・アンド・ウィルソン・プライベート・リミテッドによる太陽光発電プロジェクトが含まれた。

輸出信用

輸出信用は、輸出取引に対する融資を目的として輸出入銀行により国内供給者又は国外の買主に供与される貸付である。

輸出入銀行の主な輸出信用には、サプライヤーズ・クレジット、バイヤーズ・クレジット及びプロジェクト輸出への融資が含まれる。サプライヤーズ・クレジットは、その製品の輸出のための資金を供給するために、インドの輸出業者に対して供与される中・長期信用（ルピー建又は米ドル建）で、輸出業者は海外の買主に対して延払い条件で信用供与を行う。上記の制度に基づき、国内の借主は、海外の買主がその借主に返済したかどうかに関わらず、輸出入銀行に返済する義務を負う。バイヤーズ・クレジットは、インドからの輸入に対する資金供給のために海外の買主に対して保証枠を供与する方法でインドのプロジェクト輸出を強化するための輸出入銀行のプログラムである。バイヤーズ・クレジット・プログラムに基づき、輸出入銀行は、求償権を課すことなくインドの輸出業者に対して受取る権利のある金額を供給する。プロジェクト輸出への融資には、中期信用（出荷前）、出荷後についての信用、プロジェクト輸出契約についてのルピー建費用の融資並びに海外におけるプロジェクト及び契約のための外貨建貸付が含まれる。

輸出入銀行は、サプライヤーズ・クレジット、バイヤーズ・クレジット及び輸出プロジェクトに対する融資による貸付について、前年度の198億8,000万ルピーに対し、2017/18年度には総額351億1,000万ルピーを承認した。貸付実行額は、前年度の200億9,000万ルピーと比べて、2017/18年度には249億1,000万ルピーとなった。

保証

輸出入銀行は、インド企業に対し、その輸出活動に関連して保証枠を供与する。この保証には、プロジェクト輸出契約の締結に要求される前払い金保証、契約履行保証及び保留金保証並びにかかる契約に関する海外借入に対する保証が含まれる。輸出入銀行はまた、インドの輸出関連企業による設備の輸入における延払いに対する保証及び国内借入を行うインドの海外ベンチャーに対する保証も提供している。これらの保証に関する信用リスクは他の種類の金融商品に関するリスクと同様のものである。輸出入銀行は、単独で又はインドの商業銀行と共同で保証を供与する。輸出入銀行が供与する保証は、保証額の90%を上限として、インド輸出信用保証会社（ECGC Ltd）による輸出入銀行に対する再保証による保証を受けることができる。

保証の発行額は、前年度に306億7,000万ルピーであったのに対し、2017/18年度には439億7,000万ルピーとなった。これらの保証は、主に発電、送電及び配電などの部門の海外プロジェクト、インフラ開発、太陽光発電EPC、コンサルタント・サービス、浄水などに関連している。

バイヤーズ・クレジット

バイヤーズ・クレジットは輸出入銀行のプログラムで、輸出入銀行はこれの下で、インドからの輸入資金の供給のために海外の買主に対して信用を供与することによりインドのプロジェクト輸出を促進している。

2017/18年度中、輸出入銀行は、石油及びガス、金属、肥料、水力発電、風力及び泥炭発電、輸送車両、自動車部品、農業関連製品・商品、鋼線及び線材等の部門における7つの海外企業に対して総額804億9,000万ルピーのバイヤーズ・クレジットを供与した。バイヤーズ・クレジットに基づく貸付実行額は総額156億ルピーとなり、インドネシア、タイ、アラブ首長国連邦、米国及び14超のアフリカ諸国を含む各国への輸出に対して行われた。また、輸出入銀行は、当年度中にインドからの商品及びサービスの輸出を促進するために1億2,500万米ドルをアフリカ輸出入銀行に、また7,500万米ドルのクレジット・ライン（信用供与枠）を東部・南部アフリカ貿易開発銀行にそれぞれ供与した。輸出入銀行はまた、インドからの商品及びサービスの輸入を支援するために、米州開発銀行（IADB）の貿易金融促進プログラムにも参加した。

国家輸出保険勘定に基づくバイヤーズ・クレジット

輸出入銀行は、インドのプロジェクト輸出の促進を非常に重視しており、そのための資金供与の手段がインド政府による国家輸出保険勘定に基づくバイヤーズ・クレジット（BC-NEIA）プログラムの導入に伴い強化された。輸出入銀行は、2018年3月31日現在、スリランカにおける水処理工場及び貯水池への分配プロジェクト、モザンビークのベイラ港の統合液化石油ガス貯蔵施設、コートジボワール、セネガル、タンザニア及びジンバブエへの車両及び部品の供給、カメルーン、エチオピア、モーリタニア、セネガル及びザンビアにおける送電

線プロジェクト、ガーナにおける鉄道線路プロジェクト、モルディブ及びザンビアにおける道路プロジェクト並びにスリナムにおけるかんがいプロジェクトを含み、30億4,000万米ドル相当の24件のプロジェクトについて総額28億3,000万米ドルを承認していた。さらに、輸出入銀行は、いくつかのインドの主要なプロジェクト輸出企業の要請を受けて、BC-NEIAに基づき、100億9,000万米ドル相当の70件のプロジェクトの支援について、総額86億5,000万米ドルの大筋でのコミットメントを与えている。

クレジット・ライン（信用供与枠）

輸出入銀行は、インド政府を代理して、海外の金融機関、地域開発銀行、主権政府及びその他の海外の機関に対してクレジット・ライン（信用供与枠）（LOC）を供与し、それらの国の買主がインドから開発及びインフラ・プロジェクト、設備、財及びサービスを延払い条件で調達できるようにする。

2017/18年度中、輸出入銀行は、インドからのプロジェクト、財及びサービスの輸出の支援のために、総額61億1,000万米ドルにのぼる12件のLOCを供与した。2017/18年度中に輸出入銀行が供与したLOCには、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）投資開発銀行並びにバングラディッシュ、カンボジア、コートジボワール、ガイアナ、マダガスカル、モーリシャス、ルワンダ、スリランカ及びザンビアの各政府に対するものが含まれる。LOCは、軍病院、主要医療センター、プレハブのヘルスポストの改修、職業訓練センター、ビジネス育成センターの設立、水源開発、鉄道車両の調達、線路の改修並びにさまざまな開発及びインフラストラクチャー・プロジェクトなどのプロジェクトへの融資により、資金を供給し、輸出を促進する。輸出入銀行は、62か国にわたり総額218億7,000万米ドルにのぼる信用契約による226件のGOI LOCを有しており、これらに基づき様々な実施段階のプロジェクトが存在している。

譲許的融資スキーム

輸出入銀行は、バングラデシュ、バゲルハット県のランバルにおけるターンキー・ベースの1,320メガワット（2基の出力660メガワット）の発電所を擁する戦略的なマイトリー巨大火力発電プロジェクトの資金を賄うために、バングラデシュのバングラデシュ電力開発委員会とインドのNTPCリミテッドの折半出資の合弁事業であるバングラデシュ・インド・フレンドシップ・パワー・カンパニー・Pvt・リミテッドに対して16億米ドルの中・長期貸付を行った。かかる契約は、国際競争入札手続きを通じてバーラト・ヘビー・エレクトリカルズ・リミテッドが請負うこととなった。環境に配慮するため、このプロジェクトには最先端技術が厳選されている。マイトリー巨大火力発電プロジェクトは、稼働するとバングラディッシュ最大の発電所のひとつとなると予測される。発電所は、バングラディッシュ政府による国内インフラ開発計画（特に電力部門における国内発電能力の増強及び現在の電力不足の解消）の一部である。

⑤ 輸出競争力の確立

輸出入銀行は、インド企業の輸出競争力を増進することを目的とした一連の融資プログラムを実施している。2017/18年度中、輸出入銀行は輸出競争力を増進するためのプログラムに基づき、総額で2,566億5,000万ルピーの貸付を承認した。これらのプログラムに基づき総額で2,907億8,000万ルピーの貸付が実行されている。

輸出関連企業への貸付

FECCプログラムに基づき、輸出入銀行は、主にプロジェクト・ファイナンス、設備投資、運転資金、研究開発、テクノロジーの向上、及び未開拓の輸出関連プロジェクトを手掛ける輸出関連企業（EOU）への貸付を行う。このようなEOUに提供される貸付金は、通常、ルピー及び／又は外貨の両方における中・長期貸付（タームローン）である。満期までの期間は、短期の運転資金の貸付については通常1年から2年、プロジェクト・ファイナンス及び設備投資への貸付については7年に及ぶ。輸出入銀行は選択制により満期までの期間が7年を超えるものについても検討している。EOUへのすべての中・長期貸付は担保付きとしており、通常は固定資産に対する第一順位の担保と同順位のものを取る。輸出入銀行はEOUに対して承認した中・長期貸付のために、民間金融機関への再融資も行っている。

2017/18年度中、輸出入銀行は41のEOUに対して、319億4,000万ルピーのターム・ローンを承認した。貸付実行額は354億2,000万ルピーであった。生産設備融資プログラムに基づき、生産設備取得のための融資として、13の輸出企業に対して99億5,000万ルピーが承認された。貸付実行額は48億7,000万ルピーとなった。長期の運転資金の貸付として13の企業に対して343億ルピーが承認された。貸付実行額は280億ルピーであった。

テクノロジー向上の資金制度（TUFS）

輸出入銀行は、テクノロジー向上の資金制度（TUF）に基づくプロジェクトの対象資格を定め、承認を与え、承認されたプロジェクトに対し直接補助金の交付を行うことについてインド繊維省から指定された中心的機関の1つとなっている。2018年3月31日現在、輸出入銀行は、総額1,844億6,000万ルピーに及ぶ229件のプロジェクトに承認を与えていた。承認及び実行された貸付額は、それぞれ総額669億4,000万ルピー及び564億4,000万ルピーにのぼった。TUFに基づく輸出入銀行の繊維産業への支援は、繊維の製造における様々な部門にわたり、インドの数州に及んでいる。

対外投資融資プログラム

輸出入銀行は、インドの対外投資を支援するためのエクイティ・ファイナンス、貸付、保証及び投資アドバイザリー・サービスに関する包括的な制度を有している。2017/18年度中、16か国への対外投資の融資の資金の一部として、総額437億7,000万ルピーにのぼる支出を伴う若しくは伴わない支援が24の企業に対して承認された。輸出入銀行は今まで、78か国において462の企業が設立した610のベンチャー企業に対して資金を提供してきた。2017/18年度中に支援された対外投資には、とりわけ、ケイマン諸島の病院、米国及びフィリピンにおけるビジネス・プロセス・アウトソーシング・ユニットの取得並びにスウェーデンの技術系企業への運転資本供給が含まれた。輸出入銀行が対外投資に対し行った支援は総額5,720億ルピーに上り、医薬品、家具、既製服、建設、紙、紙製品、繊維、衣類、化学薬品、染料、コンピュータ・ソフトウェア及び情報技術（IT）、工業製品、医療、天然資源（石炭及び森林）、金属及び金属加工、農業、農業関連製品、鉄鋼、石油及びガスを含む様々な部門を対象とした。

⑥ 輸入に対する融資

輸出入銀行は、資本財又は原材料を輸入するために貸付金を使用することを条件として、EOUではない企業も含めたインドの企業に対して、対象取引を限定した輸入資金を融資している。輸出入銀行の輸入金融制度が資本財及び関連サービスの輸入を補うのに対し、輸出入銀行の大規模輸入金融制度は、原材料の輸入の必要にも応ずると同時に、それは運転資金の提供の性質も有する。

2017/18年度に輸入に対する融資において承認及び貸付が実行された額は、それぞれ300億8,000万ルピー及び215億4,000万ルピーであった。

⑦ スタンドバイ信用状（SBLC）/信用状（LC）

輸出関連企業（EOU）の取引を円滑化するために、輸出入銀行は、主として自身が資金提供する輸入について信用状を発行する。輸出入銀行はまた、EOUが海外事業のための資金を調達できるようにするために金融保証又はスタンドバイ信用状（SBLC）を与える。2017/18年度において、輸出入銀行は30億ルピーの金融保証を行った。輸出入銀行の金融保証のポートフォリオは2018年3月31日現在において197億5,000万ルピーであったが、これに対して2017年3月31日現在では437億3,000万ルピーであった。

⑧ ジョイント・ベンチャー

1996年に輸出入銀行により民間部門会社として構想され、立ち上げられたグローバル・プロキユアメント・コンサルタンツ・リミテッド（以下「GPCL」という。）は、輸出入銀行と他の11の高評価を得ている民間部門及び公的部門の企業とのジョイント・ベンチャーである。GPCLは、農業、エネルギー、工業、鉱業、運輸、水資源などの部門における産業リーダー間のパートナーシップによるシナジー効果を通じて先駆的なコンセプトを実現した。GPCLは、ここ一年において、調達機能を中心に、入札に関する助言、調達トレーニング、電子調達ソリューション、プロジェクトの認定、予備的実現可能性調査、報告書の作成及びレビューなどの分野を対象にサービスの幅を広げており、貸手の立案者として機能し、プロジェクトについてのデュー・デリジェンス、プロジェクトの監視、評価、能力開発並びに二国間及び多国間の貸付機関に対する様々な支援サービスを実施している。2017/18年度において、同社は5,038万ルピーのコンサルタント収入を記録し、税引前利益は1,502万ルピーとなった。

輸出入銀行は、アフリカにおけるインフラ・プロジェクトの開発に焦点を当てるため、インフラストラクチャー・リーシング&ファイナンシャル・サービス・リミテッド、インドステイト銀行及びアフリカ開発銀行と共同で、プロジェクト・ディベロップメント・カンパニー（PDC）を設立した。ククザPDCの当初資本金は2,500万米ドルであり、そのうち輸出入銀行の持分は488万米ドルであった。かかる会社はモーリシャスで登記されており、2017/18年中にオペレーションを開始した。

カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム（CLMV）におけるインドの投資を促進するために、輸出入銀行は、インド政府の商工省商務部と共同でプロジェクト開発ファンド（PDF）の枠組みを開発した。かかるイニシアチブに基づき、詳細なプロジェクト・レポート（DPR）を作成する目的で、カンボジア及びミャンマーにおけるヘルスケア、ミャンマーにおける教育並びにベトナムにおける医薬品などの部門において4のプロジェクトが特定された。選定されたプロジェクトは、DPRにおける調査結果に基づき、それぞれの国においてPDF CLMV イニシアチブに基づく特別目的事業体を設立することにより、実施される。

⑨ 輸出の推進

草の根事業に対する政策

輸出入銀行は、その草の根事業政策を通じて、インドの地方に拠点を置く事業のグローバル化を支援していくつもりである。このプログラムは、インドの伝統工芸家、職人及び地方の起業家のために幅広い機会を創出する一方、比較的恵まれない部門のニーズに対処することを目的としている。

マーケティング・アドバイザリー・サービス

輸出入銀行は、インド企業の輸出能力の創出と強化における役割を果たし、その製品及びサービスのために海外における販売業者/買主/パートナーを見つけることにより、インド企業のグローバル化の努力にあたり支援を行っている。輸出入銀行は、成功報酬に基づきインド企業をその海外のマーケティング政策において支援するにあたり、輸出入銀行の実際上の存在感と電子マーケティング努力により、その国際的な地位、知識及び確立した機関との連携を活用している。

ワークショップ／トレーニング・プログラム

2017/18年度において様々なワークショップ及びトレーニング・プログラムが輸出入銀行により実施された。

⑩ 輸出の促進

研究及び分析

輸出入銀行の研究・分析グループは、定性的及び定量的な研究手法を通じて世界の経済、貿易、投資についての様々な研究における見識を示している。地域、部門及び政策に関連した研究における広範な分類に基づいて同グループが行った研究活動は、オケージョナル・ペーパー、ワーキング・ペーパー、書物などの形で公表される。

情報提供及びアドバイザリー・サービス

輸出入銀行は金融プログラムを補完するのみの幅広い情報提供サービス、アドバイザリー・サービス、サポートサービスを提供する一方で、政策銀行としての役割も担っている。これらのサービスは、州政府、インドの公営及び民間部門並びに海外の企業へ提供される。サービスの対象には、州政府に対する政策投入及び政策文書、インド国内及び海外におけるマーケットに関連する情報、部門及び実現可能性の調査、テクノロジーサプライヤー認定、パートナー検索、能力開発訓練、投資促進及びジョイント・ベンチャー開発を含む。

多国間資金供与海外プロジェクト

輸出入銀行は、インド国内企業に対し、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）及び欧州復興開発銀行（EBRD）が資金拠出したプロジェクトを受注する可能性を高める手助けをするため、一連の情報及びサポートサービスを提供している。これらの多国間資金供与機関が資金拠出するプロジェクトは、供給者、請負業者及びコンサルタントにとり魅力的なビジネスチャンスとなっている。これらの多国間資金供与プロジェクトへのインド企業の効率的な参加が増加する潜在性を認識して、輸出入銀行は多国間資金供与機関と共同してセミナーを開催している。

ADBは、ローン及び技術援助を通じて、運輸、エネルギー、都市農業、天然資源及び人材開発などの様々な部門を含むプロジェクトを支援している。ADBはまた、太陽光発電所、屋上太陽光発電、LED照明を用いたエネルギー効率、スマート・シティ、地下鉄路線、鉄道の近代化及びかんがいシステムの拡大などの重要な政府プロジェクトも支援している。ADBの国内及び国際的事業機会に対する意識を強化するために、輸出入銀行はADBと共同してインタラクティブなセミナーをチェンナイ及びムンバイの2か所で開催した。

世界銀行の資金調達システムは、2018年3月末現在、172か国における5,675のプロジェクトに対し合計1,836億米ドルのポートフォリオを有していた。インド企業は、世界銀行の資金調達システムに対する入札に参加し、適度に成功を収めてきた。世界銀行は、2016年7月に発効した、より企業に友好的で、ベンダーを含む関係者からの評価を考慮に入れる新たな資金調達フレームワークを有している。世界銀行が資金拠出するプロジェクトに基づくインド企業の入札機会の効果的参加の増加に関する可能性を認識し、輸出入銀行は世界銀行グループと共同して、ムンバイにおいて「世界銀行が資金拠出するプロジェクトにおける事業機会」に関するインタラクティブなワークショップを開催した。

機関の連携

輸出入銀行は、多国間機関、輸出信用機関、銀行及び金融機関、貿易振興団体、投資促進理事会との間で、貿易及び投資を支援しうる環境の創出を容易にするために、協調関係及び機関の連携を築いてきた。

BRICS銀行間協力メカニズム

輸出入銀行は、BRICS銀行間協力メカニズムに基づき、BRICS諸国のその他の加盟開発銀行との間に、(a)銀行間現地通貨融資枠契約及び(b)信用格付に関連する協力覚書の2件の多国間協定を締結した。

包括銀行間現地通貨融資枠契約は、国内法令、規制及び加盟機関の方針の対象である加盟銀行との間における二国間契約の締結の実現手段としての役割を果たすことになる。信用格付に関連する協力覚書は、要求応じたBRICS開発銀行との間における内部信用格付の共用を可能にするものである。信用格付に関連する協力覚書は、国境を越えた金融取引に関連する信用リスクを軽減するための理想的なメカニズムを果たすものである。これらの協定は、中国で開催された2017年BRICSサミットにおいて署名された。

アジア輸出入銀行フォーラム

第23回アジア輸出入銀行フォーラム(AEBF)年次会合は、2017年11月にオーストラリアのシドニーにおいて、オーストラリア輸出金融保険公社(EFIC)の主催により開催された。かかる会合のテーマは「国際貿易の著しい減速にもかかわらず、国境を越えた貿易及び経済成長の主要地域における加盟機関は、今後数年間の国際貿易を先導すべく好位置にある」であった。会合はEFICが議長を務め、加盟機関(オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、タイ、トルコ及びベトナム)から最高レベルの代表者が出席した。フィリピンは会合に出席することはできなかったが、アジア開発銀行(ADB)が恒久的招待者として参加した。トルコ輸出信用銀行は、加盟手順に従い、2年間の準メンバーを経て、フォーラムの加盟機関となった。

1996年、インド輸出入銀行はAEBFの立ち上げにおいて主導的役割を果たした。輸出信用機関は、それぞれの国家の輸出を支援するため、一般的に競合するものと考えられていたが、フォーラムの目的は、競合しつつ協働するというものである。AEBFは、加盟機関の間における経済協力の強化及びより強固な関係の構築に努めており、これによりアジアの輸出入銀行グループにおける長期の関係が育まれている。同フォーラムはまた、訓練プログラムを通じて知識共有のための健全な基盤を提供しており、加盟機関のスタッフがプロジェクト・ファイナンス、資本市場、船舶融資、中小企業向け融資、コモディティ・ファイナンス、カントリー・リスク、クロスボーダー投資などの多岐にわたる分野における最善慣行を学ぶ支援を行っている。当年度において2つの訓練プログラムが加盟機関により主催され、そのうち1つはインド輸出入銀行により主催された。それらのプログラムには多くの参加があった。

輸出入銀行・開発金融機関間グローバル・ネットワーク(G-NEXID)

G-NEXID(輸出入銀行・開発金融機関間グローバル・ネットワーク)は、国連貿易開発会議(UNCTAD)の後援の下、インド輸出入銀行が主導して2006年3月にジュネーブにおいて立ち上げられた。様々な発展途上国の多数の他の輸出入銀行及び開発金融機関の積極的な支援の下、同ネットワークは南南貿易及び投資協力の強化の促進に努めている。同ネットワークは、2017年7月にジュネーブにおいて年次会合を開催し、その後2017年11月にブラジル開発銀行が主催する交換プログラムが続いた。

輸出振興のための輸出入銀行による州に対する支援

輸出入銀行は、インドの州からの輸出を促進し、地方の起業家の海外での機会の探求を支援することに積極的に取り組んでいる。2017/18年度中、輸出入銀行は、産業及び上級レベルの州政府職員を含む様々な関係者と共に、ウッタル・プラデーシュ州及びマディヤ・プラデーシュ州の輸出ポテンシャルに関し、これらの州の輸

出業者の機会と課題を理解するための2つのインタラクティブ・セッションを編成した。これらの交流と内部調査に基づき、輸出入銀行は、州において歴史的に力強くさらなる成長が見込まれる輸出部門に焦点を当て、それらが直面する課題に対処するための「ウッタル・プラデーシュ州からの輸出：傾向、機会及び政策上の観点」と題した研究を発表した。

⑪ 組織の基盤

財務

輸出入銀行の総合的な財務体制により、剰余資金の投資、金融市場操作、外国為替操作及び証券取引を含む資金管理機能が働いている。輸出入銀行は、フロント、ミドル及びバック・オフィスを区分しており、最先端のディーリングルームを有している。輸出入銀行の財務活動によって借主に提供される商品の種類には、外国為替取引、輸出書類の回収/譲渡、国内及び海外の信用状/保証状発行並びに仕組ローン等が含まれる。輸出入銀行は、市場リスク軽減の目的で、費用効率の高い資金調達及びバランス・シート上のエクスポージャーのヘッジのために金融派生商品取引を利用している。輸出入銀行はインド金融ネットワーク(INFINET)に加盟しており、証明機関であるインスティテュート・フォー・ディベロップメント・リサーチ・イン・バンキング・テクノロジーから登録認定機関の地位を得ている。輸出入銀行は、インド政府証券を取引するための電子取引プラットフォームを提供している準備銀行のネゴシエイテッド・ディーリング・システム-オーダー・マッチング部門(NDS-OM)を通じて取引を行うための電子証明を所有している。輸出入銀行の証券取引又は外国為替取引は、クリアリング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド(以下「CCIL」という。)によって提供される保証付決済施設を通して行われている。輸出入銀行は、CCILの担保付貸借義務(CBLO)部門の現メンバーでもある。また、輸出入銀行はCCILのレポ・ディーリング・システムである、クリアコープ・オーダー・マッチング・システム(CROMS)のメンバーである。CROMSとは、全ての種類の政府証券のT+0又はT+1ベースでの市場レポ取引を促進するため、CCILが導入した匿名のオーダー・マッチング・プラットフォームを利用可能にする、ストレート・スルー・プロセッシングである。CCILは、CCILが保証する全てのCROMS取引及び決済の中心的なカウンターパーティとしての機能を果たしている。輸出入銀行は、複数の金融機関識別コードを取扱うことができるSWIFT(国際銀行間金融通信協会)機能への中央化(ロンドン支店と接続)を図った。

インフォメーション・テクノロジー

輸出入銀行は、知識基盤ツール、より優れた情報共有を行うための各種構成要素間の認証済情報伝達、カスタマー・エンパワーメント及び情報システム機能の利用を向上させる政策を続けてきた。

各システムは、基幹銀行システム、ビジネス・インテリジェンス、デジタル文書、自動ワークフロー、ネットワーク、インフラストラクチャー及びセキュリティを含む様々な領域において対応され、改善された。輸出入銀行は、ITガバナンスの国際的な基準に従い自身の慣行及び手続きを強化している。輸出入銀行のコーポレート・ウェブサイト(www.eximbankindia.in)は、ビジネスチャンス及び国際貿易並びに輸出入銀行により行われた様々なリサーチ活動に関する情報を系統的に伝え続けており、輸出入銀行の貸出制度に関連する情報やアドバイザリー・サービスに焦点をあてている。輸出入銀行は、オフィス、データ・センター、コンピュータ及びその他の重要な機器に対する拡大するビジネス・ニーズ及びアップグレードされたネットワークを支援するためのインフラストラクチャーに引き続き投資していく。輸出入銀行は、効率性とアウトプットを改善するための様々なアクション型アラート及びリアルタイム報告を実施している。輸出入銀行は、インドの銀行業界におけるブロックチェーン基盤の技術の実現可能性を探索するためのインドの銀行によるフォーラムであるバンクチェーンの初期メンバーのひとつとなった。

指定カースト、指定部族及びその他の後進諸階級

2018年3月31日現在、輸出入銀行の業務に従事する340名のスタッフ総数のうち、34名が指定カースト、23名が指定部族及び50名がその他の後進諸階級出身のスタッフであった。情報技術(IT)及び効果的なプレゼンテーション、リーダーシップ、コミュニケーション及び言語のスキルなどその他の分野のトレーニングがこれらのスタッフにも提供された。輸出入銀行は、指定カースト、指定部族及びその他の後進諸階級の学生に対してアルナーチャル・プラデーシュ州の北東地域科学技術大学における奨学金の付与を引き続き行っており、オーディーシャのカリンガ産業技術研究大学、ニューデリーのインド対外貿易研究所、ニューデリーのデリー大学経済学部及びジャワハラル・ネルー大学の優先枠の学生に対する奨学金も制定している。輸出入銀行は、

北東地域の、特に部族地帯出身の生徒に焦点を当て、ナガランド大学、メーガーラヤ州のノースイースタンヒル大学、トリプラ大学及びシッキム大学における新たな奨学金を制定した。

2013年職場における女性に対するセクシャル・ハラスメント（予防・禁止及び救済）法に基づく内部告発委員会

この法律に従い、輸出入銀行は、同法において定義される職場における女性へのセクシャル・ハラスメントの告発を検討するための、外部メンバーを含む内部告発委員会を設立した。輸出入銀行は、従業員の安全を大変重要なものと考え、職場における安心できる労働環境を提供するよう努めている。委員会は定例会議を開催し、輸出入銀行の全てのオフィスの従業員に向けた啓発セッションを発足した。輸出入銀行の従業員は全員、同法に対する輸出入銀行の方針を学習し、理解している。

公用語政策の実施における進展状況

2017/18年度において輸出入銀行はインド政府の公用語政策の実施の強化に向けた取り組みを続けた。

コーポレート・ガバナンス

輸出入銀行は、コミュニケーションにおいて透明性及び整合性を確保し、全ての利害関係者が完全、適切かつ明確な情報を入手することを可能にしている。輸出入銀行は、輸出入銀行に関連するコーポレート・ガバナンスの最善慣行を確実に遵守するよう注力し、引き続き努めている。輸出入銀行は、戦略的コントロールの枠組みを設定し、その有効性を継続的に見直している。業務及び/又は財務成績に関する事項、分析的データ及び/又は情報は、検討のため理事会及び/又は理事会の経営委員会に定期的に報告されている。輸出入銀行は理事会が承認したコンプライアンス方針を取り入れ、上級職員は、全ての適用ある法律、規則及びその他の手続、インド政府及び/又は準備銀行、その他の規制当局並びに理事会が決定する政策を含むコンプライアンス事項に関して責任を負い、逸脱があれば監査委員会に報告される。2017/18年度中、輸出入銀行の理事会は会合を6回開催し、経営委員会は7回開催した。

監査委員会

輸出入銀行の理事会の監査委員会（AC）は、管理手段としての実効性を高め、法定、外部、内部又は同等の監査報告及び準備銀行検査報告において提起された問題を再調査するために輸出入銀行の全体的な監査機能部門に指示を与えている。毎年、ACは年次の財務書類を理事会に提出する前に見直しを行う。ACはまた、輸出入銀行の資金管理委員会（FMC）及び資産・負債管理委員会（ALCO）の機能の定期的な見直しも行う。ACは、2017/18年度中に7回開催された。

資産・負債管理（ALM）

輸出入銀行の資産・負債管理委員会（ALCO）は、経営管理部門の支援とともに市場リスクの監視及び管理についての監督を行う。流動性／金利リスクは、理事会により承認された包括的なALM／流動性方針に基づき、ALCOにより管理される。ALCOの役割には、とりわけ、準備銀行又は理事会により定められた適正限度に照らしてみた輸出入銀行の通貨に関連した構造的な流動性及び金利の感応度の検討、キャッシュフローの定期的なストレス・テストの結果の監視、並びに（a）受取利息純額の感度評価及び（b）デュレーション・ギャップ分析を用いた金利動向に対する経済価値の感度を通じて測定される金利リスクの定量に基づく適切なALM戦略を特定することが含まれる。通貨に関連した流動性ポジションの定期的なストレステストが実施され、各通貨について資金が最も不足した場合を推定して臨時資金調達計画が定期的に策定されている。バリュエーション・アット・リスク（予想最大損失額）は、輸出入銀行が保有するインド政府証券の売買目的及び売買可能ポートフォリオについて算出される。FMCは、投資及び投資の中止並びに各事業年度の初頭に理事会により承認され当該事業年度中に見直される資金管理/資金計画に従い資金調達の決定を行う。理事会のACは定期的にALCO及びFMCの機能を見直している。

リスク管理

輸出入銀行は、業務部門から独立して経営陣に直接報告を行う総合リスク管理委員会（IRMC）を設置している。IRMCは多様なリスク（ポートフォリオ、流動性、金利、オフバランスシート及びオペレーショナル・リスク）に関する輸出入銀行の状況を検討し、機能横断的な部門であるALCO、FMC及び信用リスク管理委員会（以下「CRMC」という。）業務を監督する。ALCOはALM政策に関連する事項を扱い、輸出入銀行の全体的な市場リスク

（流動性リスク、金利リスク及び為替リスク）を処理及び分析しているのに対し、CRMCは信用政策及び手続きを取り扱い、全行ベースでの信用リスクの分析、管理及び統制を行っている。輸出銀行は、（様々な量的パラメータ/指標とともに質的パラメータ/指標を組込むことにより）広範囲にわたる信用判断を補助しかつより優れたポートフォリオ管理機能を可能とする、高度な信用リスクモデル（CRM）を実施している。評価委員会は、それぞれの案件に対するスポンサー担当の役員による信用評価の審査を独立して行う。輸出銀行はまた、全オフィスにおける事業継続性及び障害回復計画の年次検査を実施している。各々のプランは、重大な事業継続性リスク事由及びその影響を緩和するための適切な保護措置の完全性について厳しく吟味される。

貸付金管理

不良資産になるおそれのある貸付勘定の監視及び不稼働資産の回収策の強化に力を注ぐため、輸出銀行は専門グループ、すなわち貸付金管理グループを有している。同グループは、現存の規制フレームワークに基づき理事会が承認した貸付モニタリング・回収政策に従った、正常資産の不稼働資産への転落の防止及び存続可能な不稼働資産の再生並びに法的措置がとられる場合における不稼働資産勘定からの回収を含む貸付の回収に関し積極的な措置を講じている。延滞債権及び不稼働資産の毎月の見直しは、独立した委員会により行われている。

過去2年度において、銀行部門全体は、より高いスリッページと資産の質に関する問題に直面している。輸出銀行は、不稼働資産の回収を最優先事項とし、不稼働資産の解決に多面的なアプローチを用いている。それらには、証券化法（Securitizations Act）の規定に基づく法的措置、裁判所指名の管財人を通じた資産の売却、交渉、一括決済、占有及び資産の転売並びにその他当事者に対する債権の移転及び譲渡が含まれる。

インドの銀行部門は、2016年破産倒産法（IBC）の施行及び不良資産の早期解決に焦点を当てたインド準備銀行の最新のガイドラインの発表に伴い、不良資産の再生に関し、以前のアプローチから不良資産の解決となる新たなアプローチへのパラダイム・シフトを経験している。輸出銀行グループは、IBCに基づく事例を積極的に推進し、改訂された規制の枠組みにおいて運営を行う十分な機能を備えている。

輸出銀行のKYC、AML及びマネーロンダリング防止対策

輸出銀行は、「Know Your Customer (KYC)（顧客確認）規範、Anti Money Laundering (AML)（アンチ・マネーロンダリング）スタンダード及びCombating Financing of Terrorism (CFT)（テロ資金供与対策）」について理事会において承認された方針を有している。この方針は準備銀行のガイドラインに準拠している。KYC、AML及びCFTの方針は、(a)顧客受入れ方針、(b)危機管理、(c)顧客認証手続き及び(d)取引のモニタリングを含む。

輸出銀行はまた、世界的な主要ビジネス関連出版社の一つであるリード・エルゼビア・グループのリード・ビジネス・インフォメーションの製品で、オンライン・データベース・サービスであるバンカーズ・アキュイティ・データベースを利用している。これは銀行に向けたコンプライアンス・データベースである。アキュイティの改良されたグローバル・ウォッチ・リストは、世界中のすべての主要な統括組織、法執行機関及び金融規制機関から集めた包括的な警戒リストである。輸出銀行のすべての顧客は、KYC基準に通され、自然人又は法人としての身元確認及び実質所有者としての身元確認が行われる。KYC方針及び手順の実施は、定期預金者の身元確認、コルレス銀行、新スタッフの採用及び財務取引における取引相手の身元確認に及んでいる。輸出銀行は、国際市場慣行に倣い、ウォルフスバーグ・グループのAML質問状を通じて、KYC基準の取引相手の銀行の遵守を確実にするために必要な情報を取得する。また、輸出銀行は、特定の取引に関して、準備銀行とインド証券取引委員会（場合による。）が随時定める手続きと方法に従って情報を保持し、記録は取引日から10年間にわたり保管される。輸出銀行は、KYC、AML、CFT対策に責任を負う主たる役員を任命している。KYC、AML及びCFT方針は輸出銀行のウェブサイトに掲載されている。

貸手の公正慣習規則

輸出銀行は、準備銀行のガイドラインで定められた貸手の公正慣習規則について理事会が承認した政策を実施している。

環境、社会及びガバナンス（ESG）フレームワーク

輸出銀行は、理事会が承認した「環境、社会及びガバナンス指針（ESG）」を構築した。輸出銀行はまた、インド銀行協会（IBA）が主導する銀行の持続可能性フレームワークについての協議にも参加している。

IBAは、とりわけガイドラインの原則2（ESGを基盤としたリスク評価と信用評価との統合）における努力及び原則4（グリーンファイナンスの新モデルを用いたグリーン投資の促進）における躍進を高く評価している。

輸出銀行は、インド及び海外において様々な資金調達プログラムを通じて持続可能な銀行業務を促進している。輸出銀行は、再生エネルギー、エネルギー効率、廃棄物管理、大量輸送及び高エネルギー効率輸送などの分野におけるプロジェクトに資金拠出している。輸出銀行はまた、草の根事業政策及び開発を通じた包括的成長も促進している。

さらに、輸出銀行は、ESG関連パラメータに関する社内オペレーションを見直している。輸出銀行は、エネルギー消費を最適化するために、電子監査及び関連手法を採用している。輸出銀行は、会議の議題に関する書類の回覧、電子挨拶状、様々な場面や機能における電子案内状など、ワークフローのデジタル化により紙使用の削減を目指している。ビデオ／電話会議の利用により二酸化炭素排出量が削減される。また、輸出銀行が従業員に宿泊施設を提供する住宅社会における苗木の栽培により、独自の「ゴー・グリーン」イニシアチブを紹介した。輸出銀行におけるイベントで花束を贈呈する代わりに、アクシャヤ・パトラのような社会的大義に対する募金を受賞者の名前で行う証明書が送られるようになった。非営利組織であるアクシャヤ・パトラ財団はバンガロールに本部を構え、国立学校及び政府補助学校における給食プログラムを実施することで、インドにおける飢餓や栄養不良といった問題に取り組んでいる。

インド政府の「クリーン・インディア・ミッション（Swachh Bharat Mission）」に沿って、輸出銀行の従業員は、インド人で初めて環境に関する国際的勲章の最高位である国連環境計画の2016年アース・アワードでチャンピオンの称号を授与されたムンバイを本拠地とする法律家のアフroz・シャー氏と共にヴェルソヴァ・ビーチの清掃活動に参加した。輸出銀行は、ヴェルソヴァ・ビーチの清掃を進行中のプロジェクトとして再開し、従業員とその家族とで、ビーチの清掃を支援している。

輸出銀行はまた、ソーシャル・メディアを活用し、とりわけキャンペーン、新たな進展及び達成に関する情報を顧客に発信している。これらはまた、利害関係者が輸出銀行に直接意見をし、接触する手段でもある。輸出銀行は、通報ポリシー、職場における女性に対するセクシャル・ハラスメントの防止・救済ポリシー、借主に対する苦情処理システム及び貸手責任に関する適正基準を含む様々な方針を構築している。

情報開示の請求権

輸出銀行は、2005年情報公開法に定義された公的機関として同法に準拠する。インド市民は、ウェブサイト上に記載のとおり輸出銀行の中央情報公開役員又は副情報公開役員に連絡することにより、同法の規定に基づき情報を求めることができる。

⑫ 日本との関係

サムライ債の発行及び日本における債券の売出し

2006年2月、輸出銀行は、初のサムライ債の発行により230億円を日本市場で調達した。この発行はインドの発行者としては15年ぶりのものであった。この債券は2011年2月に全額満期償還された。

2006年10月27日、輸出銀行は東京において第2回サムライ債の募集を行った。これは、2006年2月の第1回債の発行に続く輸出銀行によるサムライ市場での2回目の発行であった。この5年満期の260億円の発行の価格は、円Liborより70ベーシスポイント高く、第1回債の流通市場での水準を上回った。この募集に対する機関投資家からの強い反応により、発行額は当初発表された200億円から260億円に引き上げられた。この債券は2011年11月に全額満期償還された。

輸出銀行は、2011年3月に国際協力銀行（JBIC）の新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）及びサムライ債発行支援ファシリティ（MASF）に基づき、期間10年の200億円（2億4,200万米ドルに相当）のサムライ債の発行を当該ファシリティの下で最も良い条件で行った。

輸出銀行は、売出債券の発行により、日本の売市場に参入した初のインドの機関となった。2012年4月、輸出銀行は、3つの異なる通貨、すなわち、豪ドル、日本円及び南アフリカランドにより総額1億2,400万米ドル相当の債券を発行し、これにより投資家基盤の多様化を実現した。

2013年4月、輸出銀行は、3つの異なる通貨、すなわち、日本円、メキシコ・ペソ及びトルコ・リラによる1億7,000万米ドル相当の売出債券（外貨建て日本の一般投資家に直接売付ける債券）の発行を行い、これにより投資家基盤の多様化を実現した。さらに、2013年7月、輸出銀行は1億5,000万米ドル相当の日本円建の売出債券を発行した。輸出銀行は、売市場において受け入れられたインドで唯一の機関である。

さらに、2014年11月において、輸出入銀行は、国際協力銀行（JBIC）による部分保証が付されたサムライ債（日本の投資家に対して発行される円建債券）の発行により1億7,200万米ドル相当を調達した。輸出入銀行はこれまでにサムライ債市場を4回利用している。輸出入銀行は、新規サムライ債発行支援ファシリティ（GATE）史上において最もタイトなスプレッドと、初の1%を下回る最も低い利率を実現することができた。

さらに、2015年11月に、1億6,450万豪ドル及び4,280万米ドルの2本立てによる（外貨建てで日本の一般投資家に直接売り付ける）売込債券を発行した。この発行は、輸出入銀行にとり売込市場における4回目の売込であり、日本市場を繰返し利用する発行体として輸出入銀行の名をさらに定着させた。2016年2月において、輸出入銀行は、1億2,000万米ドルのニンジャローン（外国企業又は機関が日本において取り決めを行うシンジケート・ローン）により日本市場を再び利用した。

(5)【経理の状況】

輸出入銀行の貸借対照表及び損益計算書は、インドにおいて認められている会計原則に基づき作成されている。貸借対照表及び損益計算書が作成される様式及び方法は、インド輸出入銀行法第39条(2)項により政府の事前承認を受けて理事会が作成した、1982年インド輸出入銀行一般規則に規定されている。

輸出入銀行法第24条(5)項に基づき、輸出入銀行は決算日から4か月以内に政府に対し、事業年度の貸借対照表及び財務書類を監査報告書の写し及び輸出入銀行の業務報告書と共に提出し、これらは議会に提出される。

輸出入銀行の法定監査人は、輸出入銀行法第24条(1)項に基づき中央政府により任命される。2018年3月31日に終了する事業年度における輸出入銀行の法定監査人として勅許会計士であるSorab S. Engineer & Co.が任命された。2018/19事業年度についての法定監査人の任命については、インド政府が検討中である。

独立監査人の監査報告書

インド大統領 殿 財務書類に関する監査報告書

1. 私共は、2018年3月31日現在の貸借対照表並びに同日に終了した事業年度の損益計算書及びキャッシュフロー計算書並びに重要な会計方針の概要及びその他の説明情報から構成される、添付のインド輸出入銀行（以下「当行」という。）の一般基金の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する経営者の責任

2. 当行の経営者は、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）及び同法に基づき定められた規則に従って財務書類を作成する責任がある。また、かかる責任には、当行の資産の保全並びに虚偽及びその他の不正行為の防止及び発見のための輸出入銀行法の条項に従った適正な会計記録の維持、適切な会計方針の選択と適用、合理的かつ慎重な判断及び見積もり、並びに真実かつ公正な概観を提供し、虚偽又は誤謬であるかを問わず、重要な誤った表示のない財務書類の作成及び表示に適切な会計記録の正確性及び完全性の確保に効果的に機能する適正な内部統制の策定、実施及び維持が含まれる。

会計監査人の責任

3. 私共の責任は、私共の監査に基づいて財務書類について意見を表明することにある。
4. 私共は、インド勅許会計士協会により公表されている監査基準に準拠して監査を行った。かかる監査の基準は、私共に倫理要件を遵守すること、また財務書類に重要な誤った表示がないかどうかの合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを求めている。
5. 監査には、財務書類中の金額及び開示事項に関する監査上の証拠を得るための手続の実施が含まれる。虚偽正又は誤謬であるかを問わず、財務諸表に重要な誤った表示が行われるリスクの評価を含め、選定される手続は監査人の判断に依拠している。監査人は、それらのリスク評価を行うに際し、その状況下において適切な監査手続を策定するために、当行による財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を検討している。監査には、また、当行の経営者により使用された会計方針の適切性及び行われた会計上の推定値の合理性の評価並びに全体としての財務書類の表示を評価することが含まれる。
6. 私共は、私共が得た監査上の証拠は、私共の監査意見を述べる根拠として十分かつ適切なものであると信じている。

意見

7. 私共の意見によれば、また私共の得た情報による限り、かつ私共に対してなされた説明に従い、上記の財務書類は、輸出入銀行法及び同法に基づき定められた規則の要件に従って情報を提供しており、かつ、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、以下についての真実かつ公正な概観を提供している。
 - (i) 貸借対照表の場合は、2018年3月31日現在の当行の一般基金の業務の状態について、
 - (ii) 損益計算書の場合は、2018年3月31日に終了した事業年度の損失について、及び
 - (iii) キャッシュフロー計算書の場合は、2018年3月31日に終了した事業年度のキャッシュフローについて。

その他法律上及び規制上の要件に関する報告

8. 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、輸出入銀行法の規定及び同法に基づき定められた規則に従って作成されている。
9. 私共は以下のとおり報告する。
- (i) 私共は、私共が知り、かつ信ずる限り、私共の監査のために必要な情報及び説明をすべて受け、それらの情報及び説明が十分であると認めている。
 - (ii) 私共が認識した当行の取引は、当行の能力の範囲内で行われている。
10. 私共の意見によれば、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、インド勅許会計士協会により公表された必須会計基準を遵守している。
11. さらに、私共は以下のとおり報告する。
- (i) 本報告書により取扱われる貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、会計及び利益の帳簿と一致する。
 - (iii) 私共の意見によれば、これらの会計帳簿は、それらの私共の調査から見る限り、当行により、法律上要求されている適切な会計帳簿がつけられている。

SORAB S. ENGINEER & CO.

勅許会計士

会計事務所登録番号 110417W

CA N.D. ANKLESARIA

パートナー

会員番号 - 10250

ムンバイ

2018年5月18日

独立監査人の監査報告書

インド大統領 殿 財務書類に関する監査報告書

1. 私共は、2018年3月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した事業年度の損益計算書並びに重要な会計方針の概要及びその他の説明情報から構成される、添付のインド輸出入銀行（以下「当行」という。）の輸出開発基金の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する経営者の責任

2. 当行の経営者は、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）及び同法に基づき定められた規則に従って財務書類を作成する責任がある。また、かかる責任には、当行の資産の保全並びに虚偽及びその他の不正行為の防止及び発見のための輸出入銀行法の条項に従った適正な会計記録の維持、適切な会計方針の選択と適用、合理的かつ慎重な判断及び見積もり、並びに真実かつ公正な概観を提供し、虚偽又は誤謬であるかを問わず、重要な誤った表示のない財務書類の作成及び表示に適切な会計記録の正確性及び完全性の確保に効果的に機能する適正な内部統制の策定、実施及び維持が含まれる。

会計監査人の責任

3. 私共の責任は、私共の監査に基づいて財務書類について意見を表明することにある。
4. 私共は、インド勅許会計士協会により公表されている監査基準に準拠して監査を行った。かかる監査の基準は、私共に倫理要件を遵守すること、また財務書類に重要な誤った表示がないかどうかの合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを求めている。
5. 監査には、財務書類中の金額及び開示事項に関する監査上の証拠を得るための手続の実施が含まれる。不正又は誤謬であるかを問わず、財務諸表に重要な誤った表示が行われるリスクの評価を含め、選定される手続は監査人の判断に依拠している。監査人は、それらのリスク評価を行うに際し、その状況下において適切な監査手続を策定するために、当行による財務諸表の作成及び公正な表示に関する内部統制を検討している。監査には、また、当行の経営者により使用された会計方針の適切性及び行われた会計上の推定値の合理性の評価並びに全体としての財務書類の表示を評価することが含まれる。
6. 私共は、私共が得た監査上の証拠は、私共の監査意見を述べる根拠として十分かつ適切なものであると信じている。

意見

7. 私共の意見によれば、また私共の得た情報による限り、かつ私共に対してなされた説明に従い、上記の財務書類は、輸出入銀行法及び同法に基づき定められた規則の要件に従って情報を提供しており、かつ、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、以下についての真実かつ公正な見解を提供している。

- (i) 貸借対照表の場合は、2018年3月31日現在の当行の輸出開発基金の業務の状態について、及び
- (ii) 損益計算書の場合は、2018年3月31日に終了した事業年度の利益について。

その他法律上及び規制上の要件に関する報告

8. 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書は、輸出入銀行法の規定及び同法に基づき定められた規則に従って作成されている。

9. 私共は以下のとおり報告する。

- (i) 私共は、私共が知り、かつ信ずる限り、私共の監査のために必要な情報及び説明をすべて受け、それらの情報及び説明が十分であると認めている。
- (ii) 私共が認識した当行の取引は、当行の能力の範囲内で行われている。

10. 私共の意見によれば、貸借対照表及び損益計算書は、インド勅許会計士協会により公表された必須会計基準を遵守している。

11. さらに、私共は以下のとおり報告する。

- (i) 本報告書により取扱われる貸借対照表及び損益計算書は、会計及び利益の帳簿と一致する。
- (iii) 私共の意見によれば、これらの会計帳簿は、それらの私共の調査から見る限り、当行により、法律上要求されている適切な会計帳簿がつけられている。

SORAB S. ENGINEER & CO.

勅許会計士

会計事務所登録番号 110417W

CA N.D. ANKLESARIA

パートナー

会員番号 - 10250

ムンバイ

2018年5月18日

2018年3月31日現在の貸借対照表並びに2017/18年度の損益計算書
及びキャッシュフロー計算書

一般基金

2018年3月31日現在の貸借対照表

負債の部		当期	前期
		(2018年3月31日現在)	(2017年3月31日現在)
	明細表	(単位：ルピー)	
1. 資本金	I	73,593,663,881	68,593,663,881
2. 準備金	II	22,407,896,155	51,645,199,126
3. 損益勘定	III	-	41,300,000
4. 債券		865,817,469,885	806,929,554,112
5. 支払手形		-	-
6. 預り金	IV	2,860,514,358	3,726,434,552
7. 借入金	V	172,972,652,705	150,072,777,722
8. 流動負債及び偶発債務引当金		57,705,066,214	46,637,552,503
9. その他の負債		39,832,319,272	44,427,210,251
合 計		1,235,189,582,470	1,172,073,692,147

資産の部			
1. 現金及び銀行預金	VI	28,154,996,173	36,908,866,611
2. 投資	VII	56,969,220,517	51,029,294,879
3. 貸付及び前貸し	VIII	1,046,570,568,346	1,017,159,983,605
4. 割引/再割引された為替手形及び約束手形	IX	28,750,000,000	9,250,000,000
5. 固定資産	X	1,259,022,689	1,298,367,915
6. その他の資産	XI	73,485,774,745	56,427,179,137
合 計		1,235,189,582,470	1,172,073,692,147

偶発債務			
(i) 引受、保証、裏書及びその他の債務		116,927,666,502	78,177,713,070
(ii) 未決済先渡為替取引		2,929,986,250	3,573,212,731
(iii) 引受額		-	-
(iv) 一部払込済投資の未請求債務		163,491,675	152,677,850
(v) 債務として認識されていない当行に対する請求権		2,305,300,000	1,971,000,000
(vi) 取立手形		-	-
(vii) 参加証書		-	-
(viii) 割引／再割引手形		-	-
(ix) 当行が偶発債務を負担するその他金銭		15,771,727,879	47,274,958,286
合 計		138,098,172,306	131,149,561,937

「財務書類の注記」が添付されている。

一般基金

2018年3月31日に終了した事業年度の損益計算書

支出		当期 (2017/18年度)	前期 (2016/17年度)
	明細表	(単位：ルピー)	
1. 利子		65,862,992,191	65,022,307,778
2. 信用保険、手数料及び料金		540,074,685	628,067,389
3. 職員俸給、手当等及び退職金		488,732,271	563,929,962
4. 理事及び委員会構成員報酬及び費用		-	-
5. 監査費用		1,008,000	1,008,000
6. 賃料、税、電力及び保険料		247,951,472	213,215,395
7. 通信費		35,038,993	43,815,361
8. 訴訟費用		67,774,140	78,086,494
9. その他の費用	X II	1,043,004,526	825,636,786
10. 減価償却費		184,786,313	170,933,494
11. 貸倒引当金/偶発債務引当金、投資の減損引当金		61,609,573,457	21,679,974,939
12. 繰延利益/(損失)		(42,298,164,654)	3,126,382,006
合 計		87,782,771,394	92,353,357,604
法人税引当金（14,706,937,458ルピーの繰延税金を控除。 （前期： 4,052,096,329ルピーの繰延税金を控除））		(13,060,861,683)	2,714,263,830
貸借対照表繰入利益/(損失)額		(29,237,302,971)	412,118,176
		(42,298,164,654)	3,126,382,006
収入			
1. 受取利息及び割引料	X III	82,383,628,713	84,410,889,852
2. 為替、歩合、仲介料及び手数料		3,849,952,278	4,687,969,751
3. その他の収入	X IV	1,549,190,403	3,254,498,001
合 計		87,782,771,394	92,353,357,604
繰延利益/(損失)		(42,298,164,654)	3,126,382,006
戻入れ過年度超過所得／利子税引当金		-	-
		(42,298,164,654)	3,126,382,006

「財務書類の注記」が添付されている。

一般基金

2018年3月31日に終了した事業年度のキャッシュフロー計算書

内容	当期 (2017/18年度)	前期 (2016/17年度)
	(単位：百万ルピー)	
営業活動からのキャッシュフロー		
税引前及び特別項目前当期利益/(損失)	(42,298.2)	3,126.4
調整		
－ 固定資産の売却による(利益)/損失(純額)	(18.0)	(0.9)
－ 投資の売却による(利益)/損失(純額)	(1,520.0)	(3,108.6)
－ 減価償却費	184.8	170.9
－ 債券発行の割引料/発行費の償却	184.3	229.2
－ 投資変動準備金からの移転	-	-
－ 貸付/投資の引当金/償却並びにその他の引当金	61,609.5	21,680.0
－ その他	-	-
	18,142.4	22,097.0
調整		
－ その他の資産	(3,254.0)	(2,040.7)
－ 流動負債	(49,785.8)	(33,434.1)
営業活動からの現金	(34,897.4)	(13,377.8)
法人税/利子税の支払	(6,161.2)	(6,280.2)
営業活動からのキャッシュフロー（純額）	(41,058.6)	(19,658.0)
投資活動からのキャッシュフロー		
－ 固定資産の購入（純額）	(127.4)	(466.5)
－ 投資の変動（純額）	(4,419.9)	5,634.6
投資活動に使用された/からのキャッシュフロー（純額）	(4,547.3)	5,168.1
財務活動からのキャッシュフロー		
－ 資本注入	5,000.0	5,000.0
－ 借入金（返済済みを控除後の純額）	80,803.9	27,519.5
－ 貸付金、割引及び再割引された手形 （返済済みを控除後の純額）	(48,910.6)	(35,242.7)
－ 株式配当及び配当税 （中央政府に移転された当期利益残高）	(41.3)	(315.8)
財務活動に使用された/からのキャッシュフロー	36,852.0	(3,039.0)
現金及び現金等価物の純増/(純減)	(8,753.9)	(17,528.9)
期首現在の現金及び現金等価物	36,908.9	54,437.8
期末現在の現金及び現金等価物	28,155.0	36,908.9

理事会を代表して

Shri Debasish Mallick
副マネージング・ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri T.S. Tirumurti

Shri Pankaj Jain

Shri Rajnish Kumar

Shri Rajeev Rishi

Smt. Geetha Muralidhar

場所：ムンバイ
日付：2018年5月18日

同日の添付報告書の通り
Sorab S. Engineer & Co.
(勅許会計士)
会計事務所登録番号 110417W

(CA N.D. Anklesaria)
パートナー (M. No. 010250)

一般基金

2018年3月31日現在の貸借対照表の明細表

	当期 (2018年3月31日現在)	前期 (2017年3月31日現在)
	(単位：ルピー)	
明細表Ⅰ： 資本金：		
1. 授權資本	100,000,000,000	100,000,000,000
2. 発行済かつ払込済資本 (全額中央政府の引受)	73,593,663,881	68,593,663,881
明細表Ⅱ： 準備金：		
1. 準備基金	6,812,577,091	36,049,880,062
2. 一般準備金	-	-
3. その他の準備金：		
投資変動準備金	-	-
減債基金（クレジット・ライン）	1,955,319,064	1,955,319,064
4. 1961年所得税法第36条(1)(viii)に基づく 特別準備金	13,640,000,000	13,640,000,000
	22,407,896,155	51,645,199,126
明細表Ⅲ： 損益勘定：		
1. 添付損益計算書の残高	(29,237,302,971)	412,118,176
2. 差引：処分		
— 準備基金への繰入	(29,237,302,971)	370,818,176
— 投資変動準備金への繰入	-	-
— 減債基金への繰入	-	-
— 1961年所得税法第36条(1)(viii)に 基づく特別準備金への繰入	-	-
3. 当期利益残高（1981年インド輸出入銀行 法第23条(2)により中央政府に移転可能）	-	41,300,000
明細表Ⅳ： 預り金：		
(a) インド国内	2,860,514,358	3,726,434,552
(b) インド国外	-	-
	2,860,514,358	3,726,434,552

	当期 (2018年3月31日現在)	前期 (2017年3月31日現在)
	(単位：ルピー)	
明細表V: 借入金：		
1. インド準備銀行からの借入		
(a) 受託証券を担保とするもの	-	-
(b) 為替手形の振出しによるもの	-	-
(c) 国家産業信用（長期信用業務） 基金からの借入	-	-
2. インド政府からの借入	-	-
3. その他の提供者からの借入：		
(a) インド国内	30,464,595,133	27,626,427,635
(b) インド国外	142,508,057,572	122,446,350,087
	172,972,652,705	150,072,777,722
明細表VI: 現金及び銀行預金：		
1. 手元現金	267,322	504,612
2. インド準備銀行における預金残高	1,062,376,412	242,081,708
3. その他の銀行における預金残高		
(a) インド国内		
(i) 当座勘定	2,753,482,451	782,330,730
(ii) その他の預金勘定	265,000,000	265,000,000
(b) インド国外	24,073,869,988	35,618,949,561
4. コールマネー及び短期通知貸/CBL0に基 づく貸付	-	-
	28,154,996,173	36,908,866,611
明細表VII: 投資：		
(価値の減少(もしあれば)を控除後の純額)		
1. 中央政府及び州政府の証券	38,985,454,430	30,635,592,765
2. 株式	3,147,214,811	2,646,452,566
3. 優先株式	259,796,800	23,234,000
4. 債券、社債	14,076,754,476	17,224,015,548
5. その他	500,000,000	500,000,000
	56,969,220,517	51,029,294,879

		当期 (2018年3月31日現在)	前期 (2017年3月31日現在)
		(単位：ルピー)	
明細表Ⅷ:	貸付及び前貸し：		
1.	外国政府	347,918,475,333	325,481,477,107
2.	銀行		
	(a)インド国内	183,265,470,679	145,670,664,885
	(b)インド国外	-	10,573,270
3.	金融機関		
	(a)インド国内	-	-
	(b)インド国外	31,726,150,308	29,630,693,336
4.	その他	483,660,472,026	516,366,575,007
		1,046,570,568,346	1,017,159,983,605
明細表Ⅸ:	割引/再割引された為替手形及び約束手形：		
	(a) インド国内	28,750,000,000	9,250,000,000
	(b) インド国外	-	-
		28,750,000,000	9,250,000,000
明細表Ⅹ:	固定資産：		
	(減価償却額控除後の原価)		
1.	不動産		
	グロス・ベース	2,064,028,557	1,734,522,255
	当期中の追加	29,133,407	329,506,302
	当期中の処分	1,661,130	-
	期末現在のグロス・ベース額	2,091,500,834	2,064,028,557
	減価償却累計額	1,008,738,347	928,184,582
	正味ベース	1,082,762,487	1,135,843,975
2.	その他		
	グロス・ベース	1,013,059,162	896,880,632
	当期中の追加	121,392,454	135,003,614
	当期中の処分	97,809,713	18,825,084
	期末現在のグロス・ベース額	1,036,641,903	1,013,059,162
	減価償却累計額	860,381,701	850,535,222
	正味ベース	176,260,202	162,523,940
		1,259,022,689	1,298,367,915
明細表Ⅺ:	その他の資産：		
1.	未収利息		
	(a) 投資/銀行預金	11,120,355,964	10,791,054,440
	(b) 貸付及び前貸し	15,936,763,898	14,151,386,600
2.	その他の預金	43,378,422	37,238,334

3. 前払法人税（純額）	7,095,229,016	7,930,845,159
4. その他（33,274,681,260ルピーの繰延税金資産を含む。（前期：18,567,743,802ルピー））	39,290,047,445	23,516,654,604
	73,485,774,745	56,427,179,137

	当期 (2018年3月31日現在)	前期 (2017年3月31日現在)
	(単位：ルピー)	
明細表XII: その他の費用：		
1. 輸出促進費用	19,460,137	34,330,480
2. データ処理費用及び関連費用	6,694,221	14,547,043
3. 修繕維持費	208,816,959	197,215,272
4. 印刷及び事務用品	13,396,427	12,261,031
5. その他	794,636,782	567,282,960
	1,043,004,526	825,636,786
明細表XIII: 受取利息及び割引料：		
1. 貸付及び前貸し/割引及び再割引手形に 対する受取利息及び割引料	53,302,677,483	54,462,592,775
2. 投資及び銀行預金に対する受取利息	29,080,951,230	29,948,297,077
	82,383,628,713	84,410,889,852
明細表XIV: その他の収入：		
1. 投資の売却/再評価による純利益	1,520,032,565	3,108,552,970
2. 土地、建物及びその他資産の売却 による純利益	18,042,191	944,930
3. その他	11,115,647	145,000,101
	1,549,190,403	3,254,498,001

注： 「負債の部」の「預り金」（明細表IV(a)を参照。）は、取引相手の銀行/機関によりそれと対応関係にあるルピー建の預り金/債券に対応して当行に預けられている「オンショア」の外貨建の預り金である総額3,492万米ドル（前期：3,966万米ドル）を含む。
「資産の部」の「現金及び銀行預金」（明細表VI3(a)(ii)を参照。）は、スワップによる総額0ルピー（前期：0ルピー）のルピー建預金を含む。「資産の部」の「投資」（明細表VII4を参照。）は、スワップによる総額15億8,000万ルピー（前期17億9,000万ルピー）の債券を含む。

重要な会計方針及び財務書類の注記

I 重要な会計方針

(i) 財務書類

a) 作成の基礎

インド輸出銀行（一般基金及び輸出開発基金）の貸借対照表及び損益計算書は、インドにおいて認められている会計原則に従って作成されている。財務書類は、別段の記載がない限り、発生主義による取得原価主義に基づき作成されている。輸出銀行により採用されている会計方針は、前年度に採用されたものと合致している。輸出銀行の貸借対照表及び損益計算書が作成される様式及び方法は1981年インド輸出銀行法（1981年法律第28号）第39条(2)に基づきインド政府の事前承認を得て、理事会が承認した1982年インド輸出銀行一般規則において規定されている。一定の重要な財務上の比率／データは、2016年6月23日付及びその後のインド準備銀行（以下「準備銀行」という。）通達DBS.FID.No.108/01.02.000/2015-16により「財務書類の注記」の一部として開示される。

b) 推定値の利用

財務書類の作成にあたり、経営陣には、財務諸表の日付現在の（偶発債務を含む）資産及び負債の報告金額並びに報告期間中の報告された収入及び支出において考慮される推定値及び仮定を用いることが求められる。経営陣は、財務書類の作成にあたり用いられた推定値は、慎重かつ合理的なものであると確信している。

(ii) 収入の認識

収入／支出は発生主義により認識される。ただし、不稼動資産（NPA）、不稼働投資及び不良資産全体における利息、戦略的債務再編に基づく貸付に係る利子、手数料収入、コミッション、約定料及び配当金はこの限りでなく、これらは現金主義により計上される。NPAは全インドの中・長期融資機関に対して発布された準備銀行指針により定められる。輸出銀行債券に対して提供される割引料／償還割増料は当該債券の存続期間にわたって償却され、支払利息に含まれる。

(iii) 資産の分類及び引当て

貸借対照表に計上される貸付及び前貸しは、不稼動資産（NPA）に対する引当金控除後の未決済元本のみで構成される。受取利息債権は「その他の資産」に分類されている。

貸付資産は、信用力の程度及び債権資金化のための担保依存度を考慮して、正常資産、非正常資産、不良資産及び損失資産に分類されている。貸付資産の分類及び引当ては全インドの中・長期融資機関に対して発布された準備銀行指針により行われている。

(iv) 投資

すべての投資ポートフォリオは以下の3つのカテゴリーに分類されている。

- (a) 「満期保有目的」（満期まで保有することを意図して取得した有価証券）、
- (b) 「売買目的」（短期の価格／金利の動向、その他を利用して売買することを意図して取得した有価証券）、及び
- (c) 「売却可能」（その他の投資）。

投資はさらに以下のように分類される。

- i) 政府債、
- ii) その他の承認を受けた債券、
- iii) 株式、
- iv) 社債及び債務証券、
- v) 子会社／合併事業、
- vi) その他（コマーシャル・ペーパー、投資信託口等）

種々の投資商品の分類、カテゴリー化、カテゴリーの変更並びに投資の評価及び引当ては、準備銀行が全インドの中・長期融資機関に対して定めた基準に従って行われている。

(v) 固定資産及び減価償却費

- (a) 固定資産は減価償却累計額を控除して原価法で表示される。
- (b) 減価償却費は定額法により、以下の減価償却率で計上される。

資産	減価償却率
所有建物	5%
什器備品	25%
オフィス設備	25%
その他の電気設備	25%
コンピュータ及びコンピュータ・ソフトウェア	25%
自動車	25%
携帯電話及びその他の電子機器 (技術的陳腐化の速度が速いもの)	33.33%

- (c) 事業年度中において取得した資産については、減価償却費は購入した当該年度の全期間にわたり計上され、事業年度中において売却した資産については、減価償却費は売却した年度においては計上されない。
- (d) 減価償却資産が処分、放棄、解体若しくは廃棄される場合は、純剰余分若しくは不足分は損益計算書において調整される。

(vi) 減損

資産の帳簿価格は、内部／外部の要因に基づき、資産価値の減損処理を行い、又は（場合により）過年度に認識された減損損失を戻入れるため、各貸借対照表日付現在で見直される。減損損失は、資産の帳簿価格が回収可能な金額を上回った場合に認識される。

(vii) 外貨建取引の会計

- (a) 外貨建資産及び負債は期末においてインド外国為替取引業協会（FEDAI）により通知される為替レートにより換算される。
- (b) 収入及び支出項目は事業年度中における平均為替レートにより換算される。

- (c) 未決済為替契約は特定の満期時にFEDAIにより通知される為替レートにより再評価され、その結果生ずる利益／損失は損益計算書に計上される。
- (d) 保証、引受、裏書及びその他の債務に関する偶発債務は期末においてFEDAIにより通知される為替レートにより表示される。

(viii) 保証

保証に対する引当てはプロジェクトの完成までにおける損失の見込みを考慮して、インド輸出信用保証会社（ECGC）の保険によりカバーされていない部分について計上されている。

(ix) デリバティブ

当行は現在、金利スワップ、通貨スワップ、クロスカレンシー金利スワップ及び金利先渡契約など、当行の資産及び負債をヘッジするためのデリバティブ契約を扱っている。準備銀行の指針に基づき、ヘッジ目的で行われた上記のデリバティブは、発生主義で計上されている。、残存しているデリバティブ契約に関する定性的及び定量的開示は、準備銀行の基本通達「金融機関の開示基準」に従って、貸借対照表日付現在で「財務書類の注記」にて報告されている。

(x) 職員給付引当金

- (a) 準備基金、給与基金及び年金基金は、当行によって管理される確定給付制度であり、これらの基金に対する当行の拠出金は、当該年度の損益計算書に繰入れられる。
- (b) 給与基金及び年金基金は、確定給付債務である。これらの債務は、予測単位積増方式で、各会計年度末に保険数理評価基準により引き当てられる。
- (c) 有給休暇の現金化給付債務は保険数理評価基準により期末に引き当てられる。

(xi) 法人税の会計

- (a) 法人税引当金は関連法律に基づき納付すべき税金に基づき、留保されている。
- (b) 課税所得と会計所得との一時差異に基づく繰延税金は、貸借対照表日付現在に制定若しくは実質的に制定されている税率及び税法を用いて計上される。繰延税金資産は実現が事実上確実である範囲に限り認識されている。

(xii) 引当金、偶発債務及び偶発資産

インド公認会計士協会（ICAI）により公表されているAS-29「引当金、偶発債務及び偶発資産」により、当行は、過去の事象の結果として現時点で当行が債務を負っており、債務の決済のためには経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く、かつ、債務額を信頼しうる方法で見積もることができる場合にのみ引当金を認識する。

偶発債務は、経済的便益を有する資源が流出する可能性がほとんどない場合でない限り、開示される。

偶発資産は、財務書類で認識されることも、開示されることもない。

II 財務書類の注記 — 一般基金

1. 代理人勘定

輸出入銀行は、インドの請負業者に関してイラクにおける一定の取引を円滑にするため、代理人の資格においてのみ活動しているため、インド政府（GOI）に譲渡された金額404億8,000万ルピー（前期402億7,000万ルピー）を含め、当行に通知済の代理人勘定に保管された447億9,000万ルピー（前期445億7,000万ルピー）に相当する外貨建債権は上記の貸借対照表には含まれていない。

2. 所得税

当行の資本は全額中央政府により引受けられており、当行自身はいかなる株式資本も保有しない。1981年インド輸出入銀行法第23条(2)により中央政府に移転可能な当期利益残高は配当金と定められていない。この結果、2006年12月18日付のITA No.2025/Mum/2000号において国税上訴裁判所（ITAT）により下された判決により配当税は支払われるべきでないとされ、それ以降配当税に対して引当金は計上されていない。

3. (a) 偶発債務

保証は帳簿上消去されていない期限経過済み保証額12億4,000万ルピー（前期20億1,000万ルピー）を含む。

(b) 債務として認識されていない請求権

「債務として認識されていない当行に対する請求権」として偶発債務に記載されている金額23億1,000万ルピー（前期19億7,000万ルピー）は、当行が当行の債務不履行借主に対して提起した訴訟に対応して、かかる借主が当行に対して提起した請求／反対請求に関連するものがほとんどである。かかる請求／反対請求のいずれも当行の弁護人の見解によれば維持できないものと考えられ、かかる請求／反対請求のいずれも最終審理の段階に至っていない。専門家の助言に基づき、いかなる引当ても必要とは考えられない。

(c) 先渡為替取引、通貨／金利スワップ

- (i) 2018年3月31日現在の未決済先渡為替取引は全額ヘッジされている。輸出入銀行は、1999年7月7日付及びその後の通達MPD.BC.187/07.01.279/1999-2000により発布された準備銀行の指針に従い資産・負債管理を目的として、デリバティブ取引（金利スワップ、金利先渡契約及び通貨金利スワップ）を行っている。また、輸出入銀行は、要求がある場合又は市場の状態に基づきそれらの取引の解消及び再開を行う。未決済のデリバティブ取引は、資産・負債管理委員会（ALCO）により監視され、理事会により審査される金利感応度の状態により捕捉される。デリバティブの信用リスク相当額は、準備銀行により規定された「カレント・エクスポージャー」方式に従い算出される。デリバティブの公正価値及び1ベース・ポイントの変化に対する価格価値への影響（PV01）は、準備銀行により規定されるとおり、「財務書類の注記」中に個別に開示されている。先渡為替取引の開始日に発生するプレミアム又はディスカウントは、取引期間にわたって償却される。先渡為替取引の解約において発生した利益又は損失は、当該年度の収入又は支出として認識される。
- (ii) 当行は、顧客及び非顧客に対する外貨とルピー間の長期スワップの提供における「マーケット・メーカー（値付け業者）」となることを認められている。

(d) 為替変動による利益/損失

外貨建の資産又は負債は、期末においてインド外国為替取引業協会（FEDAI）により通知される為替レートにより換算される。収入及び支出項目は事業年度における平均為替レートにより換算される。当期の外貨建て取引における利益剰余金の上記の換算による想定損失は1億3,000万ルピー（前期は2億2,000万ルピーの想定利益）であった。

4. 2006年零細・中小企業法に基づく零細・中小企業に関する開示：零細・中小企業に対する支払遅延の報告例は存在していない。

5. インド準備銀行により要求される追加情報

5.1. 資本金

(a)

	内容	2018年3月31日現在	2017年3月31日現在
(i)	資本・リスク資産比率 (CRAR)	10.35%	15.81%
(ii)	コアCRAR	8.82%	14.29%
(iii)	補完的CRAR	1.53%	1.52%

(b) Tier 2 資本として2018年3月31日現在未償還で残存する劣後債務の金額は0ルピー（前期0ルピー）である。

(c) リスク加重資産

（単位：十億ルピー）

	内容	2018年3月31日現在	2017年3月31日現在
(i)	「オン」・バランス・シート項目	579.05	590.05
(ii)	「オフ」・バランス・シート項目	73.80	126.71

(d) 貸借対照表日付現在の株式保有形態： 全額インド政府による応募

- CRAR及びその他の関連指標は金融機関（FI）のために準備銀行が定める現行の自己資本基準により定められている。
- 準備銀行により指示される修正枠組み（バーゼルⅢ基準を含む。）はまだ草案の段階である。当行は、バーゼルⅢ基準の発効日からCRAR決定のためにバーゼルⅢ基準を実施する予定であるが、準備銀行による最終的な通知はまだである。

5.2 任意準備金及び引当金

(a) 正常資産に対する引当金

（単位：十億ルピー）

	内容	(2017/18年度)	(2016/17年度)
(i)	正常資産に対する引当金	14.08	(9.22)

(b) 変動引当金

（単位：十億ルピー）

	内容	(2017/18年度)	(2016/17年度)
(a)	期首の変動準備金勘定	-	-
(b)	期中の変動準備金への割当て	-	-

(c)	期中の引出し額	-	-
(d)	期末の変動準備金勘定	-	-

5.3. 資産の質及び個別引当金

(a) 不稼働前貸し

(単位：十億ルピー)

	内容	(2017/18年度)	(2016/17年度)
(i)	NPA（純額）の前貸し（純額）に対する割合(%)	3.75%	4.688%
(ii)	NPA（総額）の変動		
(a)	期首	99.62	42.75
(b)	期中の増加	43.24	68.10
(c)	期中の減少	23.10	11.23
(d)	期末	119.76	99.62
(iii)	NPA（純額）の変動		
(a)	期首	48.04	8.55
(b)	期中の増加	24.87	45.85
(c)	期中の減少	32.63	6.36
(d)	期末	40.28	48.04
(iv)	NPA引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	51.59	34.20
(b)	期中の引当金の積立て	39.27	31.94
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	11.38	14.55
(d)	期末	79.48	51.59

(b) 不稼働投資（NPI）

(単位：十億ルピー)

	内容	(2017/18年度)	(2016/17年度)
(i)	NPI（純額）の投資（純額）に対する割合(%)	0.80%	0.008%
(ii)	NPI（総額）の変動		
(a)	期首	1.63	0.65
(b)	期中の増加	1.95	1.01
(c)	期中の減少	0.54	0.03
(d)	期末	3.04	1.63
(iii)	NPI（純額）の変動		
(a)	期首	0.0042	-

(b)	期中の増加	0.4554	0.0042
(c)	期中の減少	0.0042	-
(d)	期末	0.4554	0.0042
(iv)	NPI引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	1.63	0.65
(b)	期中の引当金の積立て	1.51	1.01
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	0.56	0.03
(d)	期末	2.58	1.63

(c) 不稼働資産(a+b)

(単位：十億ルピー)

	内容	(2017/18年度)	(2016/17年度)
(i)	NPA（純額）の純資産（前貸し + 投資）に対する割合(%)	3.60%	4.688%
(ii)	NPA（前貸し（総額）+投資（総額））の変動		
(a)	期首	101.25	43.40
(b)	期中の増加	45.19	69.11
(c)	期中の減少	23.64	11.26
(d)	期末	122.80	101.25
(iii)	NPA（純額）の変動		
(a)	期首	48.0442	8.55
(b)	期中の増加	25.3254	45.8542
(c)	期中の減少	32.6342	6.36
(d)	期末	40.7354	48.0442
(iv)	NPA引当金の変動（正常資産に係る引当金を除く。）		
(a)	期首	53.22	34.85
(b)	期中の引当金の積立て	40.78	32.95
(c)	超過引当金の償却/戻入れ	11.94	14.58
(d)	期末	82.06	53.22

[次へ](#)

5.4 再編された勘定の内容

(単位：十億ルピー)

連 続 番 号	再編の種類	細目	CDRメカニズムに基づく					中小企業（SME）債務再編メカニズムに基づく					その他					合計
	資産の分類		正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	正常	非正常	不良	損失	合計	
1	当期中日現在の再編勘定(期首の金額) *	借主の数	15	-	11	-	26	2	-	3	-	5	12	1	9	-	22	53
		残高	11.12	-	5.47	-	16.59	0.03	-	0.11	-	0.14	8.23	1.09	9.20	-	18.52	35.25
		引当金	3.85	-	3.98	-	7.83	0.006	-	0.08	-	0.08	0.90	0.26	6.30	-	7.46	15.37
2	期中の新規再編/追加	借主の数	1	-	2	-	3	-	-	-	-	-	1	2	5	-	8	11
		残高	1.24	-	0.58	-	1.82	-	-	-	-	-	1.07	1.89	4.29	-	7.25	9.07
		引当金	0.54	-	0.76	-	1.30	-	-	-	-	-	0.17	0.48	4.77	-	5.42	6.72
3	期中に再編正常分類に改善	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.09	-	-	1.09	1.09
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	-	-	0.26	0.26
4	期末現在、引当金増額及び/又はリスク加重の追加を中止した再編正常前貸し。したがって、次期の期首に再編正常前貸しとして表示の必要がないもの	借主の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	期中の再編勘定のダウングレード/減少	借主の数	6	-	5	-	11	1	-	1	-	2	7	-	3	-	10	23
		残高	7.01	-	3.71	-	10.72	0.02	-	0.09	-	0.11	3.87	-	2.08	-	5.95	16.78
		引当金	2.11	-	2.55	-	4.66	0.004	-	0.053	-	0.06	0.58	-	1.53	-	2.11	6.83
6	期中の再編勘定の償却	借主の数	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		残高	-	-	0.73	-	0.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.73
		引当金	-	-	0.65	-	0.65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.65
7	期末日現在の再編勘定（期末の金額） *	借主の数	10	-	7	-	17	1	-	2	-	3	6	2	11	-	19	39
		残高	5.35	-	1.61	-	6.96	0.01	-	0.02	-	0.03	5.43	1.89	11.41	-	18.73	25.72
		引当金	2.28	-	1.54	-	3.82	0.002	-	0.02	-	0.02	0.49	0.48	9.54	-	10.51	14.35

[次へ](#)

5.5. 不稼働資産の変動

(単位：十億ルピー)

内容	2017/18年度	2016/17年度
4月1日現在のNPA総額（期首残高）	99.62	42.75
期中の新規NPA	40.93	68.10
金利	2.06	(0.39)
為替変動	0.25	-
小計（A）	142.86	110.46
減少：		
（i）改善	3.13	1.55
（ii）回収（改善された勘定からの回収分を除く。）	5.38	2.70
（iii）技術的/規制上の償却	14.34	5.31
（iv）上記（iii）以外の償却	0.25	0.76
（v）為替変動	-	0.52
小計（B）	23.10	10.84
3月31日現在のNPA総額（期末残高）（A-B）	119.76	99.62

NPA総額は、2015年7月1日付のDBR.通達DBR.No.BP.BC.2/21.04.048/2015-16の別紙第C-2部に基づく。

5.6 償却及び回収

(単位：十億ルピー)

内容	2017/18年度	2016/17年度
4月1日現在の技術的/規制上の償却（期首残高）	6.04	0.75
増加:期中の技術的/規制上の償却	14.34	5.31
小計(A)	20.38	6.06
減少:以前の技術的/規制上の償却勘定の期中の回収(B)	0.0007	0.02
3月31日現在の期末残高（A-B）	20.38	6.04

5.7. 海外における資産、NPA及び収入

(単位：十億ルピー)

内容	2017/18年度	2016/17年度
資産総額	95.26	121.52
NPA総額	5.62	6.64
収入総額	6.99	7.20

上記の数値は、2010年10月に事業を開始した当行のロンドン支店に関するものである。

5.8 投資の減損及び引当金

(単位：十億ルピー)

	内容	2017/18年度	2016/17年度
--	----	-----------	-----------

(1)	投資		
(i)	投資総額	73.11	61.54
(a)	インド国内	73.11	61.54
(b)	インド国外	-	-
(ii)	減損引当金	16.14	10.52
(a)	インド国内	16.14	10.52
(b)	インド国外	-	-
(iii)	投資純額	56.97	51.03
(a)	インド国内	56.97	51.03
(b)	インド国外	-	-
(2)	投資の減損引当金の変動		
(i)	期首	10.52	5.07
(ii)	増加: 期中に積立られた引当金	5.62	5.47
(iii)	期中における投資変動準備金勘定からの充当 (もしあれば)	-	-
(iv)	減少: 期中の超過引当金の償却/戻入れ	-	0.02
(v)	減少: 投資変動準備金勘定への繰入れ (もしあれば)	-	-
(vi)	期末残高	16.14	10.52

5.9 引当金及び偶発債務

(単位: 十億ルピー)

損益計算書中の「支出」項目下の「引当金及び偶発債務」の内訳	2017/18年度	2016/17年度
投資の減損引当金	5.58	5.50
NPA引当金	26.84	17.91
法人税引当金	(13.06)	2.71
その他引当金及び偶発債務	0.0024	(0.07)

5.10 引当率

内容	2017/18年度	2016/17年度
引当率	71.26%	54.54%

6. 投資ポートフォリオ: 構成及び運用

6.1 レポ取引

当期:

(単位: 十億ルピー)

内容	期中最低残高	期中最高残高	期中の1日の 残高平均	2018年3月31日 現在の残高
----	--------	--------	----------------	---------------------

レポに基づく売却証券				
i) 政府証券	—	—	—	—
ii) 社債	—	—	—	—
リバース・レポに基づく買取証券				
i) 政府証券	—	—	—	—
ii) 社債	—	—	—	—

前期：

(単位：十億ルピー)

内容	期中最低残高	期中最高残高	期中の1日の 残高平均	2017年3月31日 現在の残高
レポに基づく売却証券				
i) 政府証券	—	—	—	—
ii) 社債	—	—	—	—
リバース・レポに基づく買取証券				
i) 政府証券	—	—	—	—
ii) 社債	—	—	—	—

6.2 債券投資の発行者別内訳の開示

当期：

(単位：十億ルピー)

連続 番号	発行者	金額	金額			
			私募により行 われた投資	保有する「投機 的格付」証券	保有する「無格 付」証券	保有する「非上 場」証券
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	PSU	0.032	-	-	0.03	0.03
2	FI	1.82	1.58	-	0.24	1.82**
3	銀行	0.17	-	-	0.17	0.16
4	私企業	29.91	29.85	-	29.91	26.15*
5	子会社／合併事業	0.0032	-	-	0.0032	0.0032
6	その他	0.50	-	-	-	0.50
7	積立てられた減損引当金 #	14.45	-	-	-	-
	合 計	32.43	31.43	-	30.35	28.67

積立てられた引当金は総額のみを(3)の列で開示している。

* このうち、216億1,000万ルピーは資産整理会社（ARC）発行の担保証券に対する投資であり、41億9,000万ルピーは貸付金再編の一環として取得した株式／債券に対する投資である。

** このうち、15億8,000万ルピーは準備銀行の承認を得て行われた米ドル/ルピー間のスワップによるものである。

上掲 (4)、(5)、(6)及び(7)の列に計上されている金額は相互排他的ではない。

前期：

(単位：十億ルピー)

連続 番号	発行者	金額	金額			
			私募により行 われた投資	保有する「投機 的格付」証券	保有する「無 格付」証券	保有する「非 上場」証券
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	PSU	0.04	-	-	0.04	0.04
2	FI	2.03	1.79	-	0.24	2.03**
3	銀行	0.27	0.10	-	0.17	0.17
4	私企業	27.47	27.41	-	27.47	24.94*
5	子会社／合併事業	0.0032	-	-	0.0032	0.0032
6	その他	0.50	-	-	-	0.50
7	積立てられた減損引当金#	9.92	-	-	-	-
	合 計	30.31	29.30	-	27.92	27.68

積立てられた引当金は総額のみを(3)の列で開示している。

* このうち、221億3,000万ルピーは資産整理会社（ARC）発行の担保証書に対する投資であり、27億6,000万ルピーは貸付金再編の一環として取得した株式／債券に対する投資である。

** このうち、17億9,000万ルピーは準備銀行の承認を得て行われた米ドル/ルピー間のスワップによるものである。

上掲 (4)、(5)、(6)及び(7)の列に計上されている金額は相互排他的ではない。

6.3. HTM分類の売却及び振替

売却も振替もなかった。

7. 購入/売却された金融資産の詳細

7.1 資産整理のために証券化会社（SC）/整理会社（RC）に売却された金融資産の詳細

A. 売却の詳細

(単位：十億ルピー)

連続 番号	内容	2017/18年度	2016/17年度
(i)	勘定の数	-	2
(ii)	SC/RCに売却された勘定の総価額（引当金控除後）	-	0.39
(iii)	対価総額	-	0.34
(iv)	過年度譲渡勘定に対して実現した対価	-	-
(v)	簿価純額に対する利益/（損失）総額	-	(0.05)

- 「整理会社に売却された資産」は2006年7月1日付及びその後の準備銀行基本通達DBOD No.FID.FIC.2/01.02.00/2006-07における定義に従って計上されている。

B. 証券投資の簿価の詳細

(単位：十億ルピー)

連続 番号	内容	証券投資の簿価	
		2017/18年度	2016/17年度
(i)	当行が原資産として売却したNPAにより担保	10.04	13.67
(ii)	銀行/その他銀行/非銀行金融機関が原資産として売却したNPAにより担保	-	-
	合計	10.04	13.67

7.2 購入/売却された不稼働金融資産の詳細

A) 購入された不稼働金融資産の詳細

連続 番号	内容	017/18年度	2016/17年度
1)	a) 期中購入勘定数	-	-
	b) 残高合計	-	-
2)	a) うち、期中再編勘定の数	-	-
	b) 残高合計	-	-

B) 売却された不稼働金融資産の詳細

連続 番号	内容	2017/18年度	2016/17年度
1)	売却勘定数	1	-
2)	残高合計	1.96	-
3)	受領対価合計	1.71	-

8. 業績

連続 番号	内容	2017/18年度	2016/17年度
(i)	平均運転資金に対する受取利息の割合 (%)	7.24	7.63
(ii)	平均運転資金に対する非利息収入の割合 (%)	0.47	0.72
(iii)	平均運転資金に対する営業利益の割合 (%)	1.70	2.24
(iv)	平均資産利益率 (%)	(2.42)	0.04
(v)	職員（正職員）1人あたりの当期利益/(損失)（十億ルピー）	(0.086)	0.001

- ・ 業績について、運転資金及び総資産は前事業年度末日及び当事業年度末日の数値の平均でとらえられている。（「運転資金」とは総資産を指す。）
- ・ すべての階層におけるすべての常勤の正規の職員が職員1人あたりの当期利益/(損失)の計算のために算入されている。

9. 信用集中リスク

9.1 資本市場エクスポージャー

連続 番号	内容	2017/18年度	2016/17年度
(i)	株式、転換社債、転換債券及び元本の投資対象が社債に限らない投資 信託のエクイティユニットへの直接投資	-	-
(ii)	株式/社債/債券若しくはその他証券に対する前貸し又は株式 (IPO/ESOPを含む。)、転換社債、転換債券及び投資信託のエクイ ティユニットへの投資のための個人への前貸し	-	-
(iii)	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットが本源 的証券とされるその他の目的への前貸し	-	-
(iv)	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットの担保 付証券により担保される範囲内（すなわち株式/転換社債/転換債券/投 資信託のエクイティユニット以外の本源的証券は前貸しを十分にカ バーしない場合）その他の目的の前貸し	-	-
(v)	株式ブローカーに対する担保付及び無担保の前貸し並びに株式ブロー カー及びマーケット・メーカーを代理して発行された保証	-	-
(vi)	株式/社債/債券若しくはその他証券の担保に対して会社に認められた 貸付、又は資金調達を目的とした設立発起人による新会社の資本金の 拠出を満たすための貸付	-	-
(vii)	エクイティのフロー/発行を予定する会社へのつなぎ融資	-	-
(viii)	株式、転換社債、転換債券又は投資信託のエクイティユニットへの当 初発行に関して当行が負うコミットメントの引受け	-	-
(ix)	信用取引を目的とした株式ブローカーへの融資	-	-
(x)	ベンチャー・キャピタル・ファンド（登録及び未登録の両方）に対す る全てのエクスポージャー	-	-
	資本市場エクスポージャー合計	-	-

9.2 カントリー・リスク・エクスポージャー

(単位：十億ルピー)

リスク分類	2018年3月現在の エクスポージャー (純額)	2018年3月現在の 引当金@	2017年3月現在の エクスポージャー (純額)	2017年3月現在の 引当金@
重要でない	98.42	-	108.78	-
低い	325.94	-	452.30	-
中程度	249.59	-	626.28	-
高い	97.22	-	73.55	-
非常に高い	-	-	-	-
制限	90.73	-	114.78	-
オフ・クレジット	-	-	-	-
合計	861.90	-	1,375.69	-

@ FIに宛てた通達がないため、当行は国別の集中リスクを提示する必要がない。

9.3 戦略的債務再編 (SDR) スキーム

(単位：十億ルピー)

勘定の数	残高合計	エクイティに転換された エクスポージャーの金額
2	0.61	0.98

SDR - SDRスキーム外での保有の変化

(単位：十億ルピー)

勘定の数	残高合計	エクイティに転換された エクスポージャーの金額
1	0.50	0.51

9.4 不良資産の持続可能な構造化スキーム(S4A)に関するエクスポージャー

(単位：十億ルピー)

内容	S4Aが適用された 勘定の数	残高合計	残高		保有引当金
			A部	B部	
正常分類	3	3.22	4.32	3.51	2.14
NPAに分類	-	-	-	-	-

9.5 健全性エクスポージャー限度 - 当行が超過する単独借主の限度額(SGL)/グループ借主の限度額(GBL)

A. 期中の健全性エクスポージャーを超過するエクスポージャーの数及び金額

(単位：十億ルピー)

連続 番号	PAN 番号	借主名称	産業 コード	業種名	部門	拠出額	未拠出額	資本金に対 するエク スポー ジャー の割合 (%)
1.	AAACM5132A	Mangalore Refinery And Petrochemicals Ltd.*	11101	石油化学	公的	22.16	-	19.56
2.	AADCV1810B	VOVL Ltd.*	40201	石油・ガス	民間	19.16	-	16.91

* 準備銀行のガイドラインに従いさらに資本金総額の5%に対するエクスポージャーが理事会の承認を得ている。

B. 信用エクスポージャーの資本金及び総資産に対する割合

	内容	資本金に対する 割合 (%) *	総信用エクスポージャー (TCE) に対する割合 (%) @	総資産に対する 割合 (%)
i)	最大の単独借主	19.56	1.20	1.79
ii)	最大の借主グループ	33.40	2.06	3.06
iii)	上位20位まで単独の借主	222.36	13.68	20.40

iv)	上位20位までの借主グループ	282.30	17.37	25.90
-----	----------------	--------	-------	-------

* 2017年3月31日現在の資本金

@ TCE：貸付 + 前貸し + 未使用承認 + 保証 + 信用状（LC） + デリバティブによる信用エクスポージャー

- 1) インド政府の要請により引受けられたインド政府保証の銀行及び海外機関の信用エクスポージャーは単独／グループ借主のエクスポージャーとは考えられていない。
- 2) 2018年3月31日現在において、理事会の承認を得て、エクスポージャーが資本金の15%超になることが認められた借主が2名存在した。これらの借主のエクスポージャーは、2018年3月31日現在において輸出入銀行の資本金のそれぞれ19.56%及び16.91%に相当した。

前期：

	内容	資本金に対する割合（%）*	総信用エクスポージャー（TCE）に対する割合（%）@	総資産に対する割合（%）
i)	最大の単独借主	16.01	0.77	1.46
ii)	最大の借主グループ	31.45	1.52	2.87
iii)	上位20位までの単独借主	193.26	9.35	17.61
iv)	上位20位までの借主グループ	281.99	13.65	25.70

* 2016年3月31日現在の資本金

@ TCE：貸付 + 前貸し + 未使用承認 + 保証 + 信用状（LC） + デリバティブによる信用エクスポージャー

- 1) インド政府の要請により引受けられたインド政府保証の銀行及び海外機関の信用エクスポージャーは単独／グループ借主のエクスポージャーとは考えられていない。
- 2) 2017年3月31日現在において、理事会の承認を得て、エクスポージャーが資本金の15%超になることが認められた借主が1名存在した。これらの借主のエクスポージャーは、2017年3月31日現在において輸出入銀行の資本金の16.01%に相当した。

C. 産業の信用エクスポージャーの上位5部門：

	部門	総信用エクスポージャー（TCE）に対する割合（%）	貸付資産に対する割合（%）
i)	設計・調達・建設サービス	12.26	9.28
ii)	鉄類・金属加工	9.84	7.45
iii)	石油製品	6.87	5.20
iv)	繊維・衣料品	6.10	4.62
v)	石油・ガス	5.64	4.27

前期：

	部門	総信用エクスポージャー（TCE）に対する割合（%）	貸付資産に対する割合（%）
i)	設計・調達・建設サービス	10.09	7.49

ii)	鉄類・金属加工	9.68	7.18
iii)	石油・ガス	7.68	5.70
iv)	繊維・衣料品	6.53	4.85
v)	建設	5.16	3.83

- ・「信用エクスポージャー」は準備銀行による定義に従って計上されている。
- ・インド政府による保証が付された/インド政府の要請により引受けた、銀行及び海外金融機関の信用エクスポージャーは、産業エクスポージャーの算定において除外されている。

D. 無担保前貸し

総額68億1,000万ルピーの無担保前貸しが、推計価額17億4,000万ルピーの法人/個人保証、約束手形、輸入担保荷物保管証等により保証されていた。

E. ファクタリングのエクスポージャー

輸出入銀行は、ファクタリング取決めにに基づき総額14億ルピーのエクスポージャーを有している。

F. 当期中に輸出入銀行が健全性エクスポージャー限度を超過したエクスポージャー

(単位：十億ルピー)

連続 番号	PAN場号	借主名称	産業 コード	業種名	部門	抛出額	未抛出額	資本金に対 するエク スポー ジャー の割合 (%)
1.	AAACM5132A	Mangalore Refinery And Petrochemicals Ltd.	11101	石油化学	公的	22.16	-	19.56
2.	AADCV1810B	VOVL Ltd.	40201	石油・ガス	民間	19.16	-	16.91

2018年3月31日現在において、理事会の承認を得て、エクスポージャーが資本金の15%超になることが認められた借主が2名存在した。これらの借主のエクスポージャーは、2018年3月31日現在において当行の資本金のそれぞれ19.56%および16.91%に相当した。

10. 借入金/クレジットライン、信用エクスポージャー及びNPAの集中

(a) 借入金及びクレジットラインの集中

(単位：十億ルピー)

内容	2017/18年度	2016/17年度
上位20位までの借入先からの借入金の合計	132.30	103.48
当行の借入金合計に占める上位20位までの借入先からの借入金の割合	12.70%	10.77%

(b) 信用エクスポージャーの集中

(単位：十億ルピー)

内容	2017/18年度	2016/17年度
上位20位までの借主に関するエクスポージャー合計	251.94	206.45
当行の前貸し合計に占める上位20位までの借主に関するエクスポージャーの割合	21.82%	19.15%
上位20位までの借主/顧客に関するエクスポージャー合計	251.94	206.45
借主/顧客に関するエクスポージャー合計に占める上位20位までの借主/ 顧客に関するエクスポージャーの割合	13.68%	9.35%
輸出入銀行について、エクスポージャー合計に占める上位10か国のエクスポ ージャーの割合	27.56%	37.30%

エクスポージャーは、2015年7月1日以降の金融機関のエクスポージャー基準に関する準備銀行基本通達
DBR.FID.FIC.No.4/01.02.00/2015-16に規定された信用及び投資エクスポージャーに基づき計算されている。

(c) エクスポージャー及びNPAの部門別集中

(単位：十億ルピー)

連続 番号	部門	2017-18			2016-17		
		前貸し合計 残高	NPA (総額)	当該部門の前 貸し合計に対 するNPA (総 額) の割合	前貸し合計 残高	NPA (総額)	当該部門の前 貸し合計に対 するNPA (総 額) の割合
A	国内部門	370.61	84.13	23%	356.40	62.02	17%
1	輸出金融合計	330.56	72.65	22%	307.51	60.52	20%
	農業部門	—	—	—	—	—	—
	工業部門	294.46	61.42	21%	272.88	49.25	18%
	鉄類・金属加工	44.41	21.04	47%	44.26	20.39	46%
	石油・ガス	—	—	—	7.89	0.93	12%
	繊維・衣料品	41.80	6.61	16%	—	—	—
	その他	208.25	33.77	16%	220.73	27.94	13%
	サービス部門	36.10	11.23	31%	34.63	11.27	33%
	航空サービス	—	—	—	2.94	—	-
	設計・調達・建設サービス	13.61	9.78	72%	14.75	10.04	68%
	船舶輸送サービス	11.54	0.62	5%	9.29	0.62	7%
	その他	10.95	0.83	8%	7.65	0.61	8%
2	輸入金融合計	40.05	11.48	29%	48.89	1.50	3%
	農業部門	—	—	—	—	—	—
	工業部門	35.20	11.48	33%	41.97	0.01	0.02%
	鉄類・金属加工	1.54	1.54	100%	1.44	—	—
	石油・ガス	—	—	—	11.37	—	—
	その他	33.66	9.94	29.53%	29.17	0.01	0.02%
	サービス部門	4.85	—	—	6.92	1.49	22%
	設計・調達・建設サービス	0.34	—	—	1.92	1.49	78%
	船舶輸送サービス	3.47	—	—	3.51	—	—
	その他	1.04	—	—	1.49	—	—
3	(A)のうち、インド政府により保 証されたエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
B	海外部門	146.07	35.63	24%	184.67	37.60	20%
1	輸出金融合計	146.07	35.63	24%	184.67	37.60	20%
	農業部門	—	—	—	—	—	—
	工業部門	114.65	24.68	22%	152.74	25.03	16%
	鉄類・金属加工	24.35	2.39	10%	26.29	1.62	6%
	石油・ガス	—	—	—	29.98	8.19	27%
	繊維・衣料品	3.20	—	—	—	—	—
	その他	87.10	22.29	26%	96.47	15.22	16%
	サービス部門	31.42	10.95	35%	31.93	12.56	39%
	航空サービス	—	—	—	5.10	—	—
	設計・調達・建設サービス	10.94	4.50	41%	12.25	4.33	35%
	船舶輸送サービス	4.31	3.37	78%	4.45	3.38	76%
	その他	16.17	3.08	19%	10.13	4.85	48%
2	輸入金融合計	—	—	—	—	—	—
	農業部門	—	—	—	—	—	—
	工業部門	—	—	—	—	—	—

	サービス部門	—	—	—	—	—	—
3	(B)のうち、インド政府により保証されたエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
C	その他のエクスポージャー [#]	638.12	—	—	536.93	—	—
D	エクスポージャー合計 (A+B+C)	1,154.80	119.76	10.37%	1,078.00	99.62	9.24%

クレジットラインに基づく前貸し、国家輸出保険勘定に基づくパイヤーズ・クレジット（BC-NEIA）、譲許的金融スキーム、商業銀行へのリファイナンス及び銀行による見返り保証の前貸しを含む。

11. デリバティブ

11.1 金利先渡契約/金利スワップ

(単位：十億ルピー)

連続 番号	内容	2017/18年度		2016/17年度	
		ヘッジ目的	売買目的	ヘッジ目的	売買目的
1	スワップ契約の想定元本	348.12	—	290.75	—
2	カウンターパーティーの契約上の債務不履行の場合に被る可能性のある損失	0.10	—	0.37	—
3	スワップ締結時に当行が必要な担保	—	—	—	—
4	スワップから生じる信用リスクの集中	全取引が承認された信用エクスポージャー限度内にある。	—	全取引が承認された信用エクスポージャー限度内にある。	—
5	スワップ・ポジションの公正価額	(11.28)	—	(6.73)	—

スワップの性質及び条件：全ての取引は、原資産/原負債を有し、当行の資産・負債のポジションをヘッジする目的で行われている。

11.2 取引所で取引される金利デリバティブ

(単位：十億ルピー)

連続 番号	内容	金額
1	当期において行われた取引所で取引される金利デリバティブの想定元本額	-
2	2018年3月31日現在の取引所で取引される金利デリバティブ残高の想定元本額	-
3	「非常に有効」ではない、取引所で取引される金利デリバティブ残高の想定元本額	-
4	「非常に有効」ではない、取引所で取引される金利デリバティブ残高の値洗い価値	-

11.3 デリバティブのリスク・エクスポージャーの開示

A. 定性的開示

- 1) 当行は、市場リスク軽減の目的で、主に費用効率の高い資金調達及びバランス・シート上のエクスポージャーのヘッジのために金融派生商品取引を利用している。当行は現在、準備銀行に許可されている種類の店頭取引による金利及び通貨デリバティブのみを扱っている。
- 2) デリバティブ取引は、(i)市場リスク、すなわち金利又は為替相場の不利な変動の結果、当行が被る可能性がある損失及び(ii)信用リスク、すなわち相手方の債務の不履行の場合に当行が被る可能性がある損失を伴う。当行は、理事会により承認されたデリバティブ方針を実施しており、これは各取引段階でのリスク管理目標を全体的な資産・負債管理と合致させることを目的としている。上記の方針は、当行の事業目標と一致する利用を許容されるデリバティブ商品を定め、管理及び監視システムを設置し、規制上、書類上及び会計上の問題を取扱っている。同方針はまた、自己勘定でのデリバティブ取引に関する市場リスクの統制及び管

理のための適切なリスク・パラメーター（ストップ・ロス限度、オープンポジション限度、期間限度、決済リスク及び決済前リスク限度並びにPV01限度）を定めている。

- 3) 当行の資産・負債管理委員会（ALCO）は、デリバティブ取引に関連した市場リスクの測定、監視及び報告を行う当行のミッドオフィス（経営管理部門）からの支援を受けて市場リスク管理を監督している。
- 4) 2018年3月31日現在において当行の帳簿上に残存しているデリバティブ取引の全てがヘッジ目的のものであり、これらは資産・負債管理簿に記録されている。上記のデリバティブ取引における収益は発生主義で計上されている。
- 5) 金利スワップ及び通貨スワップは、デリバティブ方針に沿って偶発債務中の未決済先渡為替取引には含まれない。

B. 定量的開示

（単位：十億ルピー）

連続 番号	内容	2017/18年度		2016/17年度	
		通貨 デリバティブ	金利 デリバティブ	通貨 デリバティブ	金利 デリバティブ
1	デリバティブ（想定元本額）				
	a) ヘッジ目的	392.45	348.12	371.84	290.75
	b) 売買目的	—	—	—	—
2	値洗いポジション				
	a) 資産(+)	—	—	—	—
	b) 負債(-)	28.75	11.28	32.72	6.73
3	信用エクスポージャー	19.42	1.72	21.50	1.64
4	金利の1%の変動における影響の可能性 (100*PV01)				
	a) ヘッジ目的のデリバティブ	13.54	20.26	13.69	16.44
	b) 売買目的のデリバティブ	—	—	—	—
5	当期における100*PV01の最高値及び最低値				
	a) ヘッジ目的				
	(i) 最高	13.67	20.52	14.66	18.22
	(ii) 最低	12.77	14.47	13.69	8.98
	b) 売買目的				
	(i) 最高	—	—	—	—
	(ii) 最低	—	—	—	—

12. 輸出入銀行が発行するレター・オブ・コンフォート

当期中、輸出入銀行は ICICI銀行に対して総額5億8,000万ルピー（前期は、パンジャブ・ナショナル・バンクに対して総額20億ルピー）にのぼるレター・オブ・コンフォートを発行した。2018年3月31日現在、上記のコミットメントに対していかなる金融債務も発生していない。2018年3月31日現在、レター・オブ・コンフォートの残高は総額25億8,000万ルピーであった。

13. 資産・負債管理

当期:

(単位：十億ルピー)									
内容	1日から 14日	15日から 28日	29日から 3か月	3か月超 6ヶ月以内	6か月超 1年以内	1年超 3年以内	3年超5年 以内	5年超	合計
ルピー建前貸し	36.77	22.54	21.41	47.61	39.62	52.22	25.14	32.89	278.20
ルピー建投資	—	0.95	0.07	0.04	2.51	0.11	0.99	52.30	56.97
ルピー建 その他資産	25.18	1.61	48.04	23.32	78.64	128.49	102.49	331.79	739.56
ルピー建預金	0.01	0.004	0.14	21.48	22.00	0.41	0.05	—	44.09
ルピー建借入金	35.43	5.00	54.75	24.10	57.77	44.23	72.67	143.96	437.91
ルピー建その他の負債	21.91	22.97	28.73	24.63	78.20	89.99	35.55	193.84	495.82
外貨建資産	53.35	25.88	37.78	48.05	124.49	254.16	211.44	375.34	1,130.49
外貨建負債	41.09	8.32	45.43	53.50	126.76	284.32	249.88	316.52	1,125.82

前期:

(単位：十億ルピー)									
内容	1日から 14日	15日から 28日	29日から 3か月	3か月超 6ヶ月以内	6か月超 1年以内	1年超 3年以内	3年超5年 以内	5年超	合計
ルピー建前貸し	4.72	10.22	105.12	48.39	47.17	30.41	23.17	37.44	306.64
ルピー建投資	—	0.10	0.57	0.56	0.11	2.85	1.53	45.24	50.96
ルピー建 その他資産	26.22	4.71	27.18	17.71	29.87	154.99	95.15	298.10	653.93
ルピー建預金	1.37	0.02	0.37	23.93	9.50	0.54	0.19	—	35.92
ルピー建借入金	27.63	0.40	100.89	6.00	7.30	83.27	52.43	158.97	436.89
ルピー建その他の負債	3.20	4.94	28.81	26.56	33.76	103.78	32.88	194.31	428.24
外貨建資産	36.95	10.40	39.91	95.66	115.11	185.74	168.12	320.54	972.43
外貨建負債	5.69	2.49	11.08	89.38	90.06	246.75	209.80	304.98	960.23

14. 準備金からの引出し

当行は準備金からの引出しを行わなかった。

15. 経営比率

内容	2017/18年度	2016/17年度
自己資本利益率	(39.94)%	0.62%
総資産利益率	(2.42)%	0.04%
従業員1人当たり純利益/(損失)(単位：十億ルピー)	(0.086)	0.001

16. 準備銀行が課す罰金の開示

1934年インド準備銀行法のいずれかの規定の違反又は同法のその他の要件、準備銀行が定める命令、規則若しくは条件の不順守のために、同法に基づき準備銀行により課された罰金はない。

17. 苦情申立ての開示

連続 番号	内容	2017/18年度	2016/17年度
(a)	期首に係属中の苦情申立て数	—	—
(b)	期中に受領した苦情申立て数	1	2
(c)	期中に補償された苦情申立て数	1	2
(d)	期末に係属中の苦情申立て数	—	—

18.（会計基準に従い連結が要求されている）オフ・バランス・シート上の出資した特別目的事業体（SPV）

出資した特別目的事業体の名称	
国内	海外
—	—

個別の会計基準に従った開示。

19. 固定資産の明細

固定資産の明細をインド公認会計士協会（ICAI）により公表されているAS-10「固定資産の計上」の規定に従い以下に示す。

（単位：十億ルピー）

内容	不動産	その他	合計
グロス・ベース			
2017年3月31日現在の原価	2.06	1.02	3.08
追加	0.03	0.12	0.15
処分	0.00	0.10	0.10
2018年3月31日現在の原価（A）	2.09	1.04	3.13
減価償却費			
2017年3月31日現在の累計額	0.92	0.86	1.78
当期中の積立額	0.09	0.10	0.19
処分による消去	0.00	0.10	0.10
2018年3月31日現在の累計額（B）	1.01	0.86	1.87
正味ベース（A-B）	1.08	0.18	1.26

前期：

（単位：十億ルピー）

内容	不動産	その他	合計
グロス・ベース			
2016年3月31日現在の原価	1.73	0.90	2.63
追加	0.33	0.14	0.47
処分	0.00	0.02	0.02

2017年3月31日現在の原価 (A)	2.06	1.02	3.08
減価償却費			
2016年3月31日現在の累計額	0.84	0.79	1.63
当期中の積立額	0.08	0.09	0.17
処分による消去	0.00	0.02	0.02
2017年3月31日現在の累計額 (B)	0.92	0.86	1.78
正味ベース (A-B)	1.14	0.16	1.30

20. 政府補助の計上

インド政府は当行が外国政府、海外の銀行／機関に与える特定のクレジット・ラインのために当行に対して利子平準化のための金額を支払うことに同意し、かかる金額は発生主義により計上されている。

21. セグメント報告

当行の業務は大部分が一つの事業セグメント、すなわち金融活動のみで構成されていることから、単一の事業セグメントで表されるとみなされている。

当行の地理的セグメントは国内事業と海外事業に分類される。国内又は海外の事業の分類は主に取引場所に関連したリスクとリターンに基づき行われる。

(単位：十億ルピー)

内容	国内事業		海外事業		合計	
	2017/18年度	2016/17年度	2017/18年度	2016/17年度	2017/18年度	2016/17年度
収入	80.79	85.15	6.99	7.20	87.78	92.35
資産	1,139.90	1,050.53	95.29	121.54	1,235.19	1,172.07

22. 関連当事者開示

ICAIにより公表されているAS-18「関連当事者開示」により、当行の関連当事者は以下のとおり開示される。

・ 関係

(I) 合併事業：

- － グローバル・プロキュアメント・コンサルタンツ・リミテッド(GPCL)

(II) 主要経営責任者：

- － David Rasquinha (前職務に加え、マネージング・ディレクター) (2017年8月15日まで) 及び (マネージング・ディレクター) (2017年8月16日から)
- － Debasish Mallick (副マネージング・ディレクター)

当行の関連当事者収支及び取引は要約すると以下のようになる。

(単位：十億ルピー)

内容	合併事業		主要経営責任者	
	2017/18年度	2016/17年度	2017/18年度	2016/17年度

貸付金	—	—	—	—
保証の付与	1.58	—	—	—
受取利息	—	—	—	—
保証料受領	0.004	0.02	—	—
提供サービスに対する受取金	0.05	—	—	—
定期預金の受入れ	—	6.62	—	0.50
定期預金に支払われる利息	0.31	0.81	0.42	0.49
償却/戻入れ額	—	—	—	—
定期預金残高	—	6.62	3.24	3.44
期末貸付金残高	—	—	—	—
期末保証残高	1.58	3.26	—	—
期末投資残高	3.23	3.23	—	—
受取配当金	0.42	0.28	—	
期中の投資最大額	—	—	—	—
期中の保証最大額	4.45	3.26	—	—
給与（手当を含む。）	—	—	7.32	9.36
支払賃借料	—	—	0.30	0.25

23. 所得に対する租税の計上

(a) 当期における法人税引当金の詳細：	(単位：十億ルピー)
(i) 所得税	1.65
(ii) 控除：繰延税金資産（純額）	(14.71)
	(13.06)

(b) 繰延税金資産：	(単位：十億ルピー)
-------------	------------

繰延税金資産及び負債の構成の主な項目を以下に示す。

内容

繰延税金資産

1. 引当金否認（純額）	38.32
2. 固定資産減価償却費	0.07
	38.39

差引：繰延税金負債

1. 社債発行費用の償却	0.56
2. 1961年所得税法第36条(1)(viii)に基づく特別準備金	4.56
	5.12

繰延税金資産（純額）[貸借対照表において「その他資産」に分類される]	33.27
------------------------------------	-------

24. 合併事業持分の財務報告

I.

共同支配団体	国	持分割合（％）	
		当期	前期
グローバル・プロキユアメント・コンサルタンツ・リミテッド(GPCL)	インド	28%	28%

II. 共同支配団体の持分に関する資産、負債、収入及び費用の総額は次のとおりである。

(単位：百万ルピー)

負債	2017/18年度	2016/17年度	資産	2017/18年度	2016/17年度
資本金及び準備金	26.67	24.40	固定資産	0.07	0.09
借入金	-	-	投資	14.95	10.09
その他の負債	8.24	5.62	その他の資産	19.89	19.84
合計	34.91	30.02	合計	34.91	30.02

偶発債務：0ルピー（前期0ルピー）

(単位：百万ルピー)

費用	2017/18年度	2016/17年度	収入	2017/18年度	2016/17年度
その他の費用	11.36	12.52	コンサルタント収入	14.13	15.62

引当金	1.26	1.26	受取利息及び投資収入	0.34	0.35
税引後利益	2.85	2.93	その他の収入	1.00	0.74
合計	15.47	16.71	合計	15.47	16.71

注： 2017/18年度におけるGPCLの数値は未監査かつ暫定数値である。

25. 資産の減損

当行の資産の大部分は、会計基準第28号「資産の減損」が適用されない「金融資産」で構成されている。当行の意見では、2018年3月31日現在において、上記の会計基準に関して認識が要求される（当該基準が適用される）資産の減損は存在しなかった。

26. 職員給付

当行は、ICAIが発した2007年4月1日より有効となった会計基準第15号「従業員給付」を採用している。当行は、職員給付より生じる負債を、貸借対照表日付現在の制度資産の公正価額を差し引いた債務の現在価値で帳簿上において認識している。

A) 貸借対照表において認識される金額

(単位：十億ルピー)

内容	年金基金	給与基金
当期末現在の制度資産の公正価値	0.952	0.138
当期末現在の給付債務の現在価値	0.907	(0.154)
積立状況	0.045	(0.016)
当期末現在の未認識の過去勤務債務	-	-
当期末現在の未認識の移行時負債	-	-
貸借対照表において認識された負債（純額）	(0.045)	0.016

B) 損益計算書において認識される費用

(単位：十億ルピー)

内容	年金基金	給与基金
当期勤務費用	0.024	0.012
利息費用	0.007	0.001
制度資産の期待収益	0.059	0.009
保険数理上の損失/（利益）	(0.158)	0.003
過去勤務債務－受給権非確定給付	-	-
過去勤務債務－受給権確定給付	-	-
移行時負債	-	-
損益計算書において認識された費用	(0.127)	0.016
雇用主による拠出	(0.011)	(0.019)

C) 保険数理上の仮定の要約

内容	年金基金	給与基金
----	------	------

割引率（年率）	7.70%	7.85%
資産の期待収益率（年率）	7.70%	7.85%
給与上昇率（年率）	7.00%	7.00%

上記に加えて、2017/18年度における有給休暇の確定給付債務額は7,200万ルピーであったが、9,900万ルピーがすでに引当計上されていたため、さらなる引当計上は必要とされなかった。

27. インド証券取引員会（SEBI）の2013年10月29日付通達に関して、インド輸出入銀行が発行した様々な債券の債務受託者の詳細な連絡先は以下の通りである。

債務受託者

AXIS Trustee Services Ltd.

指名された者： Mr. Jayendra P. Shetty、最高執行責任者

住 所

Axis House,

Bombay Dyeing Mills Compound,

Pandurang Budhkar Marg,

Worli, Mumbai - 400 025.

電話：(022) 6226 0050/54

ファックス：(022) 2425 3000

Eメール：debenturetrustee@axistrustee.com

ウェブサイト：www.axistrustee.com

28. 前期の数値は必要に応じて再分類されている。

理事会を代表して

Shri Debasish Mallick
副マネージング・ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri T.S. Tirumurti

Shri Pankaj Jain

Shri Rajnish Kumar

Shri Rajeev Rishi

Smt. Geetha Muralidhar

場所：ムンバイ
日付：2018年5月18日

同日の添付報告書の通り
Sorab S. Engineer & Co.
(勅許会計士)
会計事務所登録番号 110417W

(CA N.D. Anklesaria)
パートナー (M. No. 010250)

輸出開発基金
2018年3月31日現在の貸借対照表

負債の部	当期 (2018年3月31日現在)	前期 (2017年3月31日現在)
	(単位：ルピー)	
1. 借入金：		
(a) 政府	—	—
(b) その他の提供者	6,932,011,546	5,374,610,504
2. 補助金：		
(a) 政府	128,307,787	128,307,787
(b) その他の提供者	—	—
3. 贈与、寄付、慈善：		
(a) 政府	—	—
(b) その他の提供者	—	—
4. その他の負債	951,143,165	309,162,861
5. 損益勘定	585,967,085	511,063,467
合 計	8,597,429,583	6,323,144,619

資産の部

1. 銀行預金		
(a) 当座勘定	116,549	163,809
(b) その他の預金勘定	—	204,000,000
2. 投資	—	—
3. 貸付及び前貸し		
(a) インド国内	—	—
(b) インド国外	8,116,580,978	5,809,030,094
4. 割引/再割引された為替手形及び約束手形		
(a) インド国内	—	—
(b) インド国外	—	—
5. その他の資産		
(a) 未収利息		
i) 貸付及び前貸し	238,400,353	98,617,251
ii) 投資/銀行預金	—	10,301,762
(b) 前払法人税	242,331,703	201,031,703
(c) その他	—	—
合 計	8,597,429,583	6,323,144,619

偶発債務

(i) 引受、保証、裏書及びその他の債務	—	—
----------------------	---	---

(ii) 未決済先渡為替取引	—	—
(iii) 引受額	—	—
(iv) 一部払込済投資の未請求債務	—	—
(v) 債務として認識されていない当行に対する請求権	—	—
(vi) 取立手形	—	—
(vii) 参加証書	—	—
(viii) 割引／再割引手形	—	—
(ix) 当行が偶発債務を負担するその他金銭	—	—

注：輸出入銀行は、1981年インド輸出入銀行法（以下「輸出入銀行法」という。）第15条により輸出開発基金を設定した。輸出入銀行法第17条により、貸付若しくは前貸しの承認又はそれらの契約の締結の前に、中央政府の事前の承認を得る必要がある。

輸出開発基金
2018年3月31日に終了した事業年度の損益計算書

支出	当期 (2017/18年度)	前期 (2016/17年度)
	(単位：ルピー)	
1. 利子	555,196,969	90,924,855
2. その他の費用	3,143,189	794,779
3. 繰延利益	114,545,618	101,673,294
合 計	672,885,776	193,392,928
法人税引当金	39,642,000	35,187,000
貸借対照表繰入利益額	74,903,618	66,486,294
	114,545,618	101,673,294
収入		
1. 受取利息及び割引料		
(a) 貸付及び前貸し	663,567,960	98,617,251
(b) 投資/銀行預金	4,697,714	43,277,262
2. 為替、歩合、仲介料及び手数料	4,620,102	51,498,415
3. その他の収入	—	—
4. 貸借対照表繰入損失	—	—
合 計	672,885,776	193,392,928
繰延利益	114,545,618	101,673,294
戻入れ過年度超過所得／利子税引当金	—	—
	114,545,618	101,673,294

理事会を代表して

Shri Debasish Mallick
副マネージング・ディレクター

Shri David Rasquinha
マネージング・ディレクター

Shri T.S. Tirumurti

Shri Pankaj Jain

Shri Rajnish Kumar

Shri Rajeev Rishi

Smt. Geetha Muralidhar

場所：ムンバイ
日付：2018年5月18日

同日の添付報告書の通り
Sorab S. Engineer & Co.
(勅許会計士)
会計事務所登録番号 110417W

(CA N.D. Anklesaria)
パートナー (M. No. 010250)

(6)【その他】

① 債務不履行

設立以来、輸出入銀行は債務の不履行はない。

② 訴訟

輸出入銀行は、通常の業務の中で、いくつかの訴訟に関わっている。しかしながら、下記に述べる訴訟を除いて、輸出入銀行は訴訟の当事者となっておらず、政府の当局もしくは第三者によって予定されている訴訟で、仮に不利な判断が下されたならば輸出入銀行の財務状態もしくは営業成績に重大な悪影響を及ぼすような訴訟については、輸出入銀行の知る限りは存在しない。

2018年3月31日現在、輸出入銀行に対して総額で7,739万米ドル相当となる8つの訴訟が係属している。輸出入銀行の法律顧問への協議に基づき、輸出入銀行の経営陣は、これらの8つの訴訟のうち5つ（合計で3,538万米ドル相当）には根拠がなく、理由のないものであり、3つの訴訟（合計で4,201万米ドル相当）は予備段階であり、その主張は時期尚早であり、これら8つの訴訟の最終的解決が輸出入銀行の営業成績、財務状態、流動性に重大な悪影響を及ぼすものではないと信じている。

(7)【発行者の属する国の概況】

1 概要

(1) 領土及び人口

インドは、南アジアにあって330万平方キロメートルの面積を有する。南北は、北のヒマラヤ山脈、南のインド洋の間に位置し、東西は、東のベンガル湾、西のアラビア海の間に位置する。インドはアフガニスタン、中華人民共和国、ネパール、ブータン、パキスタン、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカと国境を接している。インドの人口は、12億1,000万人（2011年の国勢調査による）で、世界第2位の人口を有する。

(2) 政府及び政治体制

インドは、1947年8月15日に独立を達成した、29の州及び7つの連邦直轄地から成る、主権を有する社会主義の、政教分離された民主主義共和国である。政府形態は、1950年1月26日に発効した憲法により定められた。憲法は、行政権、立法権、司法権の分立を定めている。中央政府の立法権は、Lok Sabha（人民議会）（下院）及びRajya Sabha（国家評議会）（上院）から成る二院制となっている。現在、下院は545名の議員から成り、うち2名は大統領に指名される。下院のその他の議員は、人民投票に基づき5年間の任期で直接、選出される。

現インド首相はナレンドラ・モディ氏である。モディ首相は連立政権（国民民主同盟）を率いており、連立政権最大派のインド人民党に所属する。

上院又は国家評議会は245名の議員から成り、うち12名は文学、科学、芸術及び社会福祉の分野において特別な知識又は実務経験のある者の中から、大統領により指名される。上院の選挙は間接選挙であり、解散されることはない。議員の3分の1は2年の任期満了時に退任する。

インド大統領は、政府の行政機関の憲法上の長であり、憲法及び首相率いる大臣評議会（内閣）の助言に基づき権能を行使する。行政権は、基本的に、下院に責任を負う首相及び内閣にある。首相は大統領により任命され、大統領は首相の助言によりその他の大臣を任命する。現インド大統領はラーム・ナート・コーヴィンド氏である。

インド最高裁判所は、大統領が任命する長官及び最大25名の判事から成る。

州政府の体制は、中央政府の体制に非常に似ており、各州は立法府、知事、州首相及び内閣を有する。連邦直轄地は大統領により統治されている。インドには、広範な地方政府体制があり、主に、地元企業又は自治体を通じて支配されている。地方自治体制は、村レベルにまで拡大されている。

(3) 国際機関への加盟

インドの国際機関への加盟は以下の通りである。

- ・ 国際連合及びその関連機関の創立国
- ・ 国際通貨基金の創立国（IMF）
- ・ 国際復興開発銀行（世界銀行）の創立国
- ・ アジア開発銀行国
- ・ アフリカ開発銀行国
- ・ 英連邦国
- ・ 世界貿易機関（WTO）の創立国

2 経済

(1) 経済の概要

インド経済

2017年の国際通貨基金(IMF)のデータに基づけば、インド経済は、米ドル建国内総生産(GDP)で見ると、世界第6位であった。しかし、購買力平価で見ると、2017年においてインド経済は世界第3位であった。経済政策は、一連の5か年計画においてすでに策定されている。現在、7か年戦略及び15年ビジョン・ドキュメントの一部である3か年行動計画の様式による経済政策の広範な計画がインド変革委員会(NITI)により定められている。

1990年代以前のインドの5か年計画は、量的規制を通じた輸入代替、生産資本の広範な公有及び民間部門の活動を統治する複合的な統制と規制を推進する政策に沿ったものであった。1980年代には、財政的不均衡が生じ始め、1991年3月31日に終了した会計年度には、中央政府の総財政赤字はGDPの7.8%に達した。この主な理由は以下の通りである。

- ・ 政府支出の拡大
- ・ 1981年3月31日に終了した会計年度にはGDPの約1.5%であった補助金が、1991年3月31日に終了した会計年度には2.3%超に急増
- ・ 公債の増加による支払利息の急増
- ・ コンプライアンス（法令順守）を妨げる税務政策
- ・ 公的部門の歳入への貢献の低さ

また、インドの国際収支の悪化もあった。輸入代金支払額は1980年代に一貫して増加し、1991年3月31日に終了した会計年度に起きた湾岸戦争後は、さらに拡大した。条件の良い多国間又は2国間融資よりもよりコストの高い商業借入が増えたインドの対外債務の元利金支払義務が大幅に拡大した。財政支出及び対外支払問題は、1991年に危機的状況に達した。

1990年代の経済改革

政府は、その後代々の政府が継続してきた、包括的な経済改革計画に取り組んだ。これらの改革は主に、以下のものである。

- ・ 大多数の産業における営業許可要件の撤廃（保健、戦略、安全性に関わる5項目のみは許認可の範囲に含まれる。）
- ・ 関税障壁の引き下げ及び貿易制度の簡素化
- ・ 補助金の削減
- ・ 外国からの持分出資の制限を含む、対内投資に対する規制の大幅な自由化
- ・ 公的部門の役割の縮小
- ・ 金利の規制緩和の拡大及び金融セクターに対するより厳格な基準の導入
- ・ 経常収支におけるルピーの完全交換性の達成
- ・ 限界税率の引き下げ及び税務上の手続きの簡略化
- ・ 石油部門の価格を市場に決定させる制度の導入
- ・ インフラ部門の整備のための様々な措置

(2) 過去5年間の経済動向

(a) 国内総生産（GDP）及び国民所得（NI）

インド経済の主要指標

(成長率 (%))

指標	3月31日に終了した会計年度				
	2013/14年	2014/15年	2015/16年	2016/17年	2017/18年
GDP成長率（要素費用表示、 固定価格による） ⁽¹⁾	6.4	7.5	8.0	7.1	6.7 ⁽²⁾
農業及び関連サービス部門伸び率 ⁽¹⁾	5.6	(0.2)	0.7	4.9	3.4 ⁽²⁾
工業部門伸び率	3.8	7.5	8.8	5.6	5.5 ⁽²⁾
サービス部門伸び率 ⁽¹⁾	7.7	9.7	9.7	7.7	7.9 ⁽²⁾
卸売物価指数伸び率（2004/05年度を100 とする2時点間における伸び率） ⁽³⁾	5.2	1.2	(3.7)	1.7	3.0
鉱工業生産指数伸び率 ⁽¹⁾	3.3	4.0	3.3	4.6	4.4

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

(1) 2011/12年度を基準年とするデータ

(2) 暫定推定値

(3) 月間指数の年間平均値で算出された伸び率

資料出所：中央統計局（CSO）、経済顧問局

GDPの成長率は、2014年、2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度において、それぞれ6.4%、7.5%、8.0%及び7.1%であった。2018年3月31日終了年度について、GDPの成長率は6.7%であった。

(b) 部門構成

インド経済は、3つの部門に分けられる。

- ・ 農業及び関連事業部門
- ・ 製造業及び公益（電気及びガス供給等）を含む工業部門
- ・ 運輸、通信、金融、情報技術（IT）、政府及びその他サービスを含むサービス部門

GDPの部門別構成比 (2011/12年度を基準年とする。) (%)

	3月31日に終了した会計年度				
	2013/14年	2014/15年	2015/16年	2016/17年	2017/18年 ⁽¹⁾
農業及び関連事業部門	18.6	18.0	17.5	17.4	17.1
工業部門	30.8	30.2	29.6	28.8	29.1
サービス部門	50.6	51.8	52.9	53.8	53.8

注：

(1) 暫定推定値

資料出所：中央統計局（CSO）

インド経済動向

財政及び金融の刺激策を受けて、インド経済は2010/11年度において8.9%の高い成長率を達成した。しかしながら、消費の急増が供給サイドの制約と相俟って、高インフレへとつながった。準備銀行はこのようなインフレ傾向に対応して、政策金利の引き上げを開始した。政策による制約と共に高金利が投資に悪影響を及ぼし、2011/12年度及び2012/13年度においてそれぞれ6.7%及び5.5%への成長率の鈍化につながった。さらに、ユーロ圏における危機により圧迫された世界経済の減速、米国の財政政策の不確実性及びモンスーンが最初のうちにおいて弱かったことがこの比較的低い成長率の要因となった。その後、2013/14年度において成長率は回復に向かい始め、2014/15年度にはさらに力強いものとなった。石油価格の大幅な低下、世界の他地域からの資金の多額の流入、さらに財政の管理と再建に向けた公約と併さった新政権の中核となる改革政策の潜在的影響などの要因が、成長見通しとマクロ経済全体の状況にとって好材料となっている。インド経済はモンスーンが2年連続で弱かったこと及び世界経済が依然として低迷していたにもかかわらず、2015/16年度において引き続きプラス成長を示した。2016/17年度において、インド経済は、マクロ経済の安定性を回復させたことによる利益を引続き統合し、7.1%の実質GDP成長を記録した。2016/17年度下半期において、市場の通貨量を22.6%減少させた高額紙幣廃止による多大な流動性上の衝撃に対し、経済は比較的回復力があつた。

2017/2018年において、インド経済は、6.7%の成長を記録した。当該年度中において、複数の主要な改革が実施された。税制改革とされる物品サービス税（GST）が2017年7月1日より導入された。また、企業がその貸借対照表を整理し債務を削減するための解決策を提供する新たなインド破産法とともに、双子のバランスシート問題（Twin Balance Sheet challenge）に対処するための措置も講じられた。これらの前向きな改革及び世界経済の回復により、2017/18年度下半期における成長は目覚ましく、同年度上半期における新たなGST導入、実質金利の上昇および双子のバランスシート問題などの初期段階の問題による成長の減速を相殺する手助けをした。

農業

2014/15年度及び2015/16年度のモンスーンによる雨量は標準以下であったが、2016/17年度において記録されたモンスーンは通常どおりであり、農業及び関連サービスの成長率は著しく成長した。2015/16年度第4四半期からの同部門の成長傾向は、2016/17年度の第4四半期以降元に戻り、全体的な成長は2017/18年度において和らいだ。農業部門における投資は、2016/17年度において改善した。2年連続での低下を経験した後、同部門における生産高に対する総資本形成の割合は、2016/17年度において14.0%の成長を記録した。

インドのGDPに対する農業部門の貢献度は、2017/18年度までの4連続会計年度において低下し続けている。2013/14年度においては18.6%であったが、2016/17年度には17.4%に低下し、2017/18年度も、さらに低下して17.1%となった。

GDPに占める同部門の割合が年々低下しているにもかかわらず、労働人口の約48.9%を雇用していることからその役割は依然として重要である。暫定値によると、農業及び関連サービス部門の成長率は2016/17年度の4.9%から2017/18年度には3.4%に改善した。

事前推定値（第4回）によると、食用穀物総生産は2017/18年度において2億8,483万トンになると予測されている。これは前年度の生産高である2億7,511万トンを3.5%上回っている。ジュート及びメスタを除き、他の全ての食用穀物生産は前年度より増加した。

米及び小麦生産は、2017/18年度にそれぞれ2.9%及び1.2%増加すると予測されている。同年度中の米の総生産は1億1,291万トンを記録するものと予測されている。9,970万トンが予測される小麦生産もまた、新記録である。

雑穀生産は、推定値で7.4%増加して4,699万トンになると予測されている。2017/18年度における豆類の総生産は、大部分はひよこ豆の生産の著しい増加により、約9.1%増加して2,523万トンになると予測されている。

事前推定値によると、油糧種子の生産は0.1%増加した。インドの油糧種子の生産の大部分を占める大豆は、同年度において16.6%の減少を記録した。

前年度と比較し、綿生産は7.1%の増加を記録した。2017/18年度におけるジュート及びメスタの生産は7.5%の減少を示した。

インドは果樹生産において世界第2位である。インドは、マンゴー、バナナ、サポタ、ザクロ等の果樹生産において世界一である。インドはまた、野菜生産において中国に次いで世界第2位の生産国である。インドは、エンドウマメ及びオクラ等の野菜の生産において世界一である。インドはまた、香辛料及び香辛料製品の世界一の生産国である。また、牛乳の生産においても世界一であり、魚類の生産においては世界第2位である。また、畜牛の個体数(300百万頭)においても世界一である。

農業部門の重要性を踏まえ、インド政府は、2018/19年度予算において、農業の持続的な発展のための複数のステップを計画した。漁業部門における漁業及び養殖業インフラ開発基金及び畜産部門のインフラ要件に対する融資のための畜産インフラ開発基金の2つの基金の設立(合計1,000億ルピー)が提案された。また、腐敗しやすい農産物の価格変動の課題に取り組むための新たなスキームである支出額50億ルピーのオペレーション・グリーンも発表された。さらに、小規模または利益のほとんど出ない農家の利益を手当てするための、22,000の既存の農村市場の開発及びグラミン農村市場(GrAMs)への改良の計画も発表された。GrAMsの農業マーケティング・インフラの開発及び改良のために、農業市場基盤インフラ基金(200億ルピー)もまた設立される予定である。総体的な視点で竹部門を促進する目的で再編されたナショナル・バンブー・ミッション(129億ルピー)も開始した。

NITIはまた、今後5年間に於いて地方収入を倍増させるために、インドの農業部門において様々な変革を提案しており、それにはとりわけ、自由契約農業、民間業者による農家からの直接購買、農家から顧客への直接販売および単独トレーダー・ライセンスが含まれる。

インドの農業部門は、灌漑設備、倉庫及び低温貯蔵庫などの農業インフラに対する投資が増加したことにより、今後数年間に於いて強い推進力を発揮することが予測されている。取引費用及び時間の削減、改善された港湾のゲート管理並びにより良い財政的インセンティブなどの要因は、部門成長に貢献すると考えられる。さらに、遺伝子組換え農作物は、インドの農家の生産を改善する可能性が高い。

工業

工業部門の総資本形成は、固定価格(2011/12年度)でみた場合、前年度の12兆9,000億ルピーに対し、2016/17年度には14兆4,000億ルピーになると予測されている。工業部門における総資本形成の伸び率は、2015/16年度の7.4%から2016/17年度には12.0%に大幅に増加し、工業部門への投資の上向き基調が示された。

工業部門が生み出すGDPは、2016/17年度の5.6%から2017/18年度の5.5%となり、成長が減速した。部門成長におけるかかる減速の理由には、与信の伸びの減速が挙げられる。

2014年以降、政府は、経済成長の勢いを強めて持続させるために、工業部門の成長を加速させるいくつかの政策を講じた。これらの政策では、投資を促進するための手続き及び手順の簡素化及び合理化、より開かれた海外からの直接投資のための政策の採用並びに良い結果を生み出す事業環境の創出に主に焦点が当てられている。

最近の改革の一部には、ライセンスが必要な防衛産業とみなされるリストに挙げらる産業の削減と、海外からの直接投資を防衛については49%まで、鉄道インフラについては100%まで並びに保険及び年金部門については49%まで認めることを含めた海外からの直接投資に対する政策の改正がある。インド政府は、自国に対し外国資本を惹きつけることが期待されるノンバンク金融会社(NBFCs)が実行するその他金融サービスに対する100%の海外からの直接投資を承認した。政府はまた、外国投資促進委員会を廃止し、関連省庁により政府の承認が必要な外国投資提案を実現することで国内での事業遂行の難易度を改善することを計画している。インド政府は、メイク・イン・インド政策に基づき、製造部門による貢献を強化する試みを行っており、GDPを現在の17%から25%に引き上げることを目標としている。さらに、政府はまた、デジタル・インフラの創出、デジタルなサービス提供及びデジタル・リテラシーの増加の3つの主要な要素に焦点を当てたデジタル・インド・イニシアチブを考案した。さらに、政府は、製造業を強化し、世界の製造業を呼び寄せる地域としてインドを印象付けるために、インド内全土にわたり地理的に5角形に位置する産業・経済回廊を構築中である。国家インフラ投資基金が、NBFCsのインフラ向けの出資支援について承認を受けた。非課税のインフラ債券の発行が、鉄道、道路及び灌漑プログラムについて許可されている。

環境森林気候変動省は、環境、沿岸規制区域及び森林の情報利用許可のオンラインでの提出及び申請許可向けの手順を完成させた。石炭鉱区の入札システムが整備され、現在では透明性の高い枠組みの中で入札が行われている。州配電会社(discom)の財政的実行可能性を向上させる目的で、これらの会社に対する包括的な財務のリストラクチャリングが配電会社救済プログラムを通じて行われた。このスキームは、政府及び関連する州政府との3者間で合意を結んだ配電会社が負担する金利負担、発電コスト及び技術的・商業的損失(AT&C)

を削減することを企図したものであった。一部の州により開始された労働市場改革は、中央政府によっても取り上げられた。民間投資を呼び寄せるために、インフラへの公共投資の増強に力が注がれた。

また、GST改革も実行された。これにより関税障壁が取り除かれ、国内に単独の共同市場を創出することができ、累積税を廃絶することにより製造品の生産費用を削減し、さらに複雑な税制に関連する取引費用を削減することにより事業を遂行しやすくする。以前は、すべての物品には中央政府による物品税及び州政府による付加価値税（VAT）が課せられた。少なくとも8から10のレートによる物品税及び3から4のレートによるVATが課せられ、VATは州によって異なっていた。GSTの導入に伴い、複数レートの構造は、4層のレートによる構造に変わった。

上記の政策により、インドの工業部門は成長し、事業環境の改善と海外からの直接投資の流入の増加につながり、さらにインド全体の見通しを改善させた。世界銀行の2018年ビジネス環境報告書において、インドは2015年の142位から2018年には100位に上昇した。

GDPに対する工業部門の貢献度は、過去3年間にわたる低下の後、2017/18年度に29.1%まで上昇した。世界金融危機の発生前の2007/08年度には28.7%であった。

鉱工業生産指数（IIP）は季節調整を考慮しない主要工業部門の業績の速報値である。同指数によると、鉱工業生産の伸び率は2015/16年度において低下し3.3%となり、2016/17年度には4.6%に増加した。その後、2017/18年度において4.4%の低下があった。

製造業部門のうち、2017/2018年度において製薬、医薬化学及び植物性製品の製造が23.1%と最も高い成長率を示した。コンピューター、電子及び光学機器の生産も前年度に比べて17.2%増加した。その他輸送機器の生産もまた、同年度において14.0%と著しい成長を示した。

用途別分類でみると、インフラ／建設財及び非耐久消費財の力強さが鉱工業生産指数全体の伸びを牽引した。2017/18年度において資本財の生産は成長傾向を継続し、資本財の鉱工業生産指数は4.0%増加した。鉱工業生産の約3分の1を占める基本財の生産は前年度に記録した4.9%よりは低いものの、2017/18年度は3.7%の力強い成長率を示した。2017/18年度における中間財の生産は、前年度の3.3%と比較し緩やかな成長率を示し2.3%の伸びとなった。インフラ／建築資材は、前年度の3.9%から、2017/18年度は5.6%の高い成長率を示した。耐久消費財及び非耐久消費財は、2017/18年度においてそれぞれ0.8%及び10.6%の成長率を示した。

サービス

サービス部門のインドのGDPに対する貢献度は、ここ数年において拡大しており、2013/14年度の50.6%から2017/18年度には53.8%に上昇した。2017/18年度において、サービス部門は前年度と比べて7.9%の堅調な伸びを示し、前年度の7.7%の伸び率を上回った。この伸びの加速は主に、2つのサービス分野、すなわち貿易、ホテル、運輸、通信及び放送関連のサービス（8.0%）、並びに金融、不動産及び専門サービス（6.6%）の加速による。第7回貸金委員会の勧告の実施により政府職員に対しそれまでよりも高い給与・賃金の支払いがあったため、「行政、防衛及びその他」の分野は、2016/17年度において高い伸び率を記録した。かかる伸びは、2016/17年度における基準の数値が高かったため、2017/18年度においては減速した。

サービス部門が総資本形成合計（2011/12年度の一定価格による）に占める割合は、2011/12年度の53.3%から2016/17年度の56.1%と連続して上昇した。しかし、2016/17年度におけるサービス部門の総資本形成（2011/12年度の一定価格による）の伸び率は0.9%であり、2011/12年度の伸び率である7.8%と比較し低下した。実際、サービス部門の総資本形成の伸びは、2016/17年度中の総資本形成合計の伸びよりも低かった。

インフラ（経済顧問局によるデータ）

8つの中核産業、すなわち、石炭、原油、天然ガス、石油精製品、肥料、鉄鋼、セメント及び電力の指標は、鉱工業生産指数の品目別指数の加重平均の40.3%を占め、経済活動全体への影響を測定するものとなっている。

8つの中核産業の伸びは、前年度よりも低かったものの、2017/18年度において好調であった。これらの産業の全体的な生産高は、2016/17年度には4.8%の成長を示したのに対し、4.3%の伸びを示した。2017/18年度において石炭生産は、前年度における3.2%に対して2.6%の伸びを示した。セメント生産は、2016/17年度にマイナス1.2%の減少であったのに対し、2017/18年度においては6.3%の伸びを記録した。2017/18年度において発電の累積伸び率は、2016/17年度の5.8%に対して5.3%となった。石油精製品の累積伸び率は4.6%で、前年度における4.9%の伸びと比較し低下した。鉄鋼生産は、前年度のマイナス1.3%の落ち込みから著しい改善を示し、2016/17年度において10.7%の伸びとなった。鉄鋼生産の伸びは、2017/18年度において減速し、5.6%となった。天然ガス生産は、6年度にわたる連続した減少ののち、2.9%の伸びを示した。肥料生産は、2017/18

年度において0.03%のわずかな増加を記録した。原油生産は、2017/18年度までの6年度において連続して減少した。

資本市場（インド証券取引委員会による年次データ）

インドのエクイティ市場は、2017/18年度中、継続して伸びを示した。2017/18年度末現在、ベンチマーク指数であるS&P BSE センセックス指数及びNifty 50指数は、前年度よりそれぞれ11.3%及び10.2%上昇した。力強い成長率、世界的な原油価格の回復にもかかわらず穏やかなインフレ及び双子の赤字、GSTなどの重要な構造改革の実施を含む有益な政策行動、公共部門銀行の資本再構成、破産及び倒産に関する問題の解決における前進、正常なモンスーン降雨、地政学的緊張及び対外的脆弱性の緩和が、市場における成長に反映される投資家のインド成長物語及びインド市場への信頼性において貢献した。

インド証券市場における海外からのポートフォリオ投資（FPI）により行われた純投資は、FPIがインド証券市場への参加を認められたとき以来、1998/99年度、2008/09年度及び2015/16年度の3年度を除き、プラスが継続している。これはインドの強力な経済の基礎的条件、並びに海外投資家がインド市場の成長可能性及び安定性に抱く信頼度を反映する。FPIによる純投資は、2017/18年度中、1兆5,000億ルピーであった。米ドル建てでは、前年度の72億米ドルと比較し、2017/18年度における純投資は226億米ドルであった。

2011/12年度及び2012/13年度において、発行市場を通じた資金の移動は、急激な落ち込みを見せた。しかしながら、2013/14年度において公募発行の対前年度比の落ち込みは止んだ。2014/15年度には、公募発行は再び減少傾向となった。2015/16年度の発行市場における活動は、企業部門による資金の移動により、緩やかな回復の兆候を示した。2016/17年度において、新規株式公開（IPO）の回復が勢いをつけ、発行市場の活動はさらに活発となった。2017/18年度もまた、インドのIPO市場において活力のある年となった。2017/18年度中、1兆1,026億9,000万ルピーが、210件の公募発行及び21件の新株予約権無償割当を通じて移動した。これに対して2016/17年度は、6,213億5,000万ルピーが121件の公募発行及び13件の新株予約権無償割当を通じて移動した。IPOの件数及びそれにより移動した資金の額は著しく増加した。前年度の105件に対し、2017/18年度において201件のIPOがあり、91.4%の増加を示した。合計のうち、156件のIPOは中小企業（SME）プラットフォームにおいて上場された。2017/18年度におけるIPOを通じて調達された資金は、前年度の2,907億8,000万ルピーの3倍に近い8,368億4,000万ルピーとなった。保険部門は、全ての産業部門の中で公募発行及び新株予約権無償割当を通じて最も資本調達を行った部門であり、2017/18年度における資本調達では4,352億5,000万ルピーにのぼる6件の発行が行われた。2017/18年度において、合計223件の公募発行及び新株予約権無償割当のうち216件を民間部門が占めた。また、資本の移動も2017/18年度において増加し、民間部門が6,887億ルピー、公的部門が3,622億7,000万ルピーとなった。

2017/18年度においてミューチュアル・ファンド全体における資金の移動総額は、前年度の176兆1,600億ルピーに対して209兆9,900億ルピーとなった。ミューチュアル・ファンド全体における運用資産は、2017年3月末における17兆5,400億ルピーから2018年3月末には21兆3,600億ルピーとなり、21.7%増加した。

(c) インフレ

卸売物価指数に基づく年間のインフレ率（2011/12年度を100とする。）は、2012/13年度に6.9%であったのに対し、2013/14年度には5.2%を示した。2014/15年度には1.2%に低下し、さらに2015/16年度にはマイナス3.7%まで低下した。2016/17年度中、卸売物価指数は1.7%とわずかに上昇し、2017/18年度においてさらに3.0%上昇した。

(d) 労働市場

第11次5か年計画（2007年から2012年）によると、インドの全労働者の50.2%は農業部門に所属している。残り29.4%はサービス部門に従事しているのに対し、20.4%は工業部門に従事している。インドの全労働者の65.6%は自営業であるのに対し、残りの34.4%は賃金労働者である。農業では、過半数が自営業であるのに対し、工業及びサービス部門では、労働者のほとんどが賃金労働者である。

雇用及び失業予測

時点	1993/94年度	2004/05年度	2006/07年度	2011/12年度	2016/17年度 (予想値)
労働力(百万人)	334.2	419.6	438.9	483.7	524.1
就業者数(百万人)	313.9	384.9	402.2	460.3	518.2
失業者数(百万人)	20.3	34.7	36.7	23.3	5.9
失業率(%)	6.1	8.3	8.4	4.8	1.1

資料出所：計画委員会

(e) 社会保障制度

インドの社会保障の概念は、病気、出産、業務上負傷、職業上の困難、失業、傷病及び高齢の結果、収入がなくなったり、大幅に減少したりすることにより引き起こされる経済的かつ社会的な困窮に対して一連の公的介入を行うことにより、安全のメカニズムを提供するというものである。

現在、インドには、拋出型社会保障法と非拋出型社会保障法がある。拋出法は、労働者と雇用者からの拠出金により、また、場合によってはそれに政府からの拠出金や補助金が補填されて、社会保障プログラムに資金供与する旨規定した法律である。重要な拠出計画には、1948年被雇用者州保険法、準備基金、被雇用者準備基金に基づいて枠組みが作られた保険計画とリンクした年金及び預金並びに1952年雑則法がある。主要な非拋出型社会保障政策は、1923年労働者補償法、1961年出産給付金法及び1972年退職金支払法に基づいて規定されている。

組織化されたセクターには、主に、1948年工場法、州の店舗及び組織法、1946年産業雇用服務規程法などの適用を受ける組織を含む。このセクターは、既に、それを通じて社会保障給付金が労働者に与えられるような構造を有している。準備基金、年金、保険、医療及び疾病手当といった社会保障給付金の幾つかは拋出型である（労働者のみ、又は、労働者と雇用者、また、時には、州による援助がある。）一方で、業務上負傷、退職金、出産給付金のような他の社会保障給付金は、純粋に非拋出型であり、雇用者のみにより支払われている。組織化されたセクターのほとんどの労働者は、被雇用者準備基金組織(EPF0)及び被雇用者州保険会社(ESIC)を通じて提供される制度化された社会保障の適用を受けている。組織化されていないセクターが利用できる社会保険計画は、社会保障集団保険計画のようなLIC（インド生命保険公社）を通じて運営される。

2007年非組織化セクター労働者社会保障法案が上院へ提出されているが、同法の別紙一覧表に記載されている中央政府の多様な社会保障計画を背景とした法令となることを目指している。社会保障計画は、以下に関連したものである：(i)生命と障害の補償、(ii)健康及び出産給付金、(iii)高齢者保護及び(iv)中央政府により決定されるその他の給付金。州政府が、以下のような計画を立てる可能性がある：(i)準備基金、(ii)業務上負傷給付金、(iii)住宅、(iv)子供の教育計画、(v)労働者のスキル向上、(vi)葬儀補助及び(vii)高齢者住宅。

3 対外貿易及び国際収支

(1) 対外貿易及び国際収支の概要

対外貿易及び国際収支

3月31日に終了した会計年度

	2013/14年	2014/15年	2015/16年	2016/17年	2017/18年
輸出（伸び率、％）(1)	4.7	(1.3)	(15.5)	5.3	9.9
輸入（伸び率、％）(1)	(8.3)	(0.5)	(15.0)	0.9	20.9
GDPに占める貿易赤字の 比率（％）(2)	(7.9)	(7.1)	(6.2)	(5.0)	(6.1)
GDPに占める経常収支の 比率（％）(2)	(1.7)	(1.3)	(1.1)	(0.6)	(1.9)

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

資料出所：（1）商工省・通商情報統計局（DGCI&S）、（2）インド準備銀行

2017/18年度において、インドの輸出は3,033億米ドル及び輸入は4,647億米ドルとなり、それぞれ前年度より約9.9%及び20.9%の増加となった。全体として見ると、貿易赤字は、2016/17年度の1,080億米ドルに対して2017/18年度には1,614億米ドルとなった。2017/18年度におけるインドの主要な輸出品目の構成については、宝石及び宝飾品類、船舶、ボート及び浮体構造物並びに飛行機、宇宙船及び部品を除く全ての主要な品目グループが増加した。2017/18年度において石油の輸入は1,086億米ドルとなり、前年度の869億米ドルより24.9%増加した。2017/18年度において石油以外の輸入は3,561億米ドルとなり、前年度の2,974億米ドルより19.7%の増加となった。2017/18年度における石油以外の輸入のうち、前年度と比べて、農業及び関連製品がマイナス4.0%の低下、また電子製品が22.9%の増加となった。2017/18年度の機械の輸入もまた二桁の伸びを記録し、前年度と比べて19.5%の増加となった。

2018/19年度（4月から6月まで）における石油の輸入は347億米ドルとなり、前年度同期の輸入に比べて52.1%増加した。2018/19年度（4月から6月まで）における石油以外の輸入は927億米ドルとなり、2017/18年度（4月から6月まで）の輸入額を3.8%上回った。2018/19年度（4月から6月まで）における輸出は819億米ドルで、前年度同期より14.5%増加した。

2016/17年度における経常収支の状況

インドの経常収支赤字は、2016/17年度中に152億米ドルへとさらに縮小した。GDPに対する割合で見ても、経常収支赤字は、貿易赤字の縮小を背景に、2015/16年度の1.1%を下回る0.7%となった。この割合は2006/07年度以降最低である。

インドの貿易赤字は、2015/16年度の1,187億米ドルから2016/17年度の1,080億米ドルに縮小した。ソフトウェア輸出及び民間移転収支が鈍化し、第一次所得収支（利益、利息及び配当金）の流出が増加したため、無体財産収支は減少した。

2016/17年度の海外からの直接投資のインドへの流入額（総額）は602億米ドルで、2015/16年度の556億米ドルから著しく増加した。2016/17年度の海外からの直接投資の流入額（純額）（すなわち、海外への直接投資の流出額を控除）は356億米ドルで、2015/16年度の360億米ドルから微減であった。ポートフォリオ投資は、前年度の41億米ドルの流出に対し、2016/17年度は76億米ドルの純流入を記録した。

2016/17年度において、外貨準備高の増加は98億米ドルであり、これに対して2015/16年度は186億米ドルであった。

2017/18年度における経常収支の状況

インドの経常収支赤字は、2017/18年度中に487億米ドルへと著しく増加した。GDPに対する割合でも、経常収支赤字は、貿易赤字の著しい増加により、2016/17年度における0.7%から2017/18年度においては1.9%に拡大した。

インドの貿易赤字は、主に、2016/17年における528億米ドルから2017/18年度において902億米ドルまで悪化した石油以外の製品の貿易赤字により、2016/17年度の1,080億米ドルから2017/18年度には1,614億米ドルに増加した。無体財産収支は、主にサービス収支及び民間移転収支の増加により、2017/18年度において増加した。サービス部門からの収支が2年連続で減少した後、同部門からの流入額は増加した。

2017/18年度の海外からの直接投資のインドへの流入額（総額）は、2016/17年度の602億米ドルから著しく増加し610億米ドルとなった。2017/18年度の海外からの直接投資の流入額（純額）（すなわち、海外への直接投資の流入額を控除）は303億米ドルで、2016/17年度の356億米ドルから減少した。ポートフォリオ投資は、前年度の76億米ドルの流入に対し、2017/18年度は221億米ドルの純流入を記録した。

2017/18年度において、外貨準備高の増加は545億米ドルであり、これに対して2016/17年度は98億米ドルであった。

概 括

経常収支赤字は、2011/12年度及び2012/13年度において高止まりとなった後、その後の4年度において大幅に減少した。これは主に、金などの非必需品の輸入抑制の政策、石油価格の低下並びに金以外及び石油以外の輸入が比較的少なかったことによるものであった。経常収支赤字は2017/18年度において拡大し、2018/19年度においてさらに増加する見通しとなっている。原油価格の上昇と共にルピー安が、インドの輸入代金に圧力をかける可能性がある。ルピー安により国は輸出による利益を得るかもしれないが、2017/18年度に過去5年間で最大に達した貿易赤字は縮小しそうにない。

原油価格の高騰及びルピー安は、インドの輸入額に圧力をかける可能性がある。ルピー安は、インドからの輸出に恩恵をもたらす可能性がある一方で、2017/18年度において5年連続で増加した貿易赤字を縮小させる可能性は低い。インドの経常収支赤字は増加の可能性があるが、耐えうる限度内にあると予想される。その上、健全な財務上の流入は、今後、経常収支赤字の拡大を補い、インドの外貨準備高も追加していく。

2015年から2020年の外国貿易政策

外国貿易政策（FTP）2015年-2020年では、新しいスキームが2つ導入されている。つまり、特定の物品を特定の市場に輸出するための「インドからの商品輸出スキーム（MEIS）」及び通知されたサービスの輸出増を図る「インドからのサービス輸出スキーム（SEIS）」である。これらは、これまで適格性及び利用面で様々な条件があった過剰なスキームに代わるものである。これらのスキームに基づき発行された証書には、いかなる条件制限も付されない。政府の輸出促進スキームに基づき与えられた税控除証書（duty credit scrip）は許可書であり、これにより保有者は、記載金額に相当する関税を支払うことなく、輸出物品の製造に用いる投入財又はかかる物品の生産に用いる機械を輸入することができる。MEIS及びSEISに基づき発行された税控除証書並びにこれらの証書に対応する輸入された物品は、完全に譲渡可能である。MEISに基づく報奨付与のために、各国は3つのグループに区分けされており、当該グループのMEISに基づく報奨レートは2%から5%までの範囲である。SEISに基づき、選ばれたサービスについて3%及び5%のレートで報奨が与えられる。

輸出促進資本財（EPCG）スキームに基づき、特定の輸出義務を通常の輸出義務の75%に引き下げることで、地元の製造者からの資本財調達を促進する複数の措置が取られた。これにより、国内の資本財の製造業が促進される。このような柔軟さが、輸出者による地域及び世界双方の消費に向けた生産能力の開発を助けることとなる。防衛及びハイテク関連品目の輸出を増加する措置が取られた。同時に、手織り商品、書籍／雑誌、革履物、玩具及びカスタムメイドの流行服の宅配便や外国郵便局を通じた電子商取引（eコマース）による輸出でも、MEISの恩恵（25,000ルピーを上限とする金額について）を受けることができる。これらの措置は、これらの分野でインドの強みを十分に活用し、輸出を増加させるだけでなく、雇用も創出する。

経済特区（SEZ）からの輸出を増加させるため、政府は、双方の報奨スキーム（MEIS及びSEIS）の報奨を経済特区に所在する企業にも拡大適用することを決定した。この措置は、国内の経済特区の発展及び成長への新たな起爆剤となることが期待されている。

この新しい外国貿易政策において、貿易促進と事業のしやすさの改善は、もう一つの主な注力分野である。新しい外国貿易政策の主要な目的の一つは、年中（24時間週7日）ペーパーレス化された労働環境に向けて前進することである。最近、政府は輸出入に要求される必須文書の数に3つに削減したが、これは国際的な基準と同水準である。現在では、輸出者／輸入者の登録情報（プロフィール）に文書をアップロードする設備がで

き、輸出者が何度も文書を提出する必要が無くなった。様々な様式の簡略化にも注意が向けられ、様々な規定が明瞭化され、曖昧さが払拭され、かつ、電子ガバナンスが向上した。

許認可取得者でもある製造業者は、今後は、様々な形態の二国間及び地域貿易協定に基づく優遇措置の資格取得を視野に入れ、自社製造の物品をインド原産であると自ら証明することができるようになる。当該スキームは、このスキームを貿易提携先との特定契約に組み込むかどうかに応じて、段階的に実施される。この「認証輸出者システム」は、これらの製造輸出業者が迅速に国際市場を利用する上で役立つこととなる。

100%輸出指向型企業（EOU）、エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク内企業（EHTP）、ソフトウェア・テクノロジー・パーク内企業（STPI）及びバイオテクノロジー・パーク内企業（BTP）のスキームに基づく製造及び輸出を促進するために、数々の措置が取られた。これらの措置には、当該企業に対する許認可の早期化、インフラ設備の共用許可、企業間での商品及びサービス移転許可並びに輸出港近辺での倉庫設置及び研修目的の非課税での設備利用の許可が含まれる。

製造部門において、また雇用創出の面で中小規模企業が戦略的に重要であることを考慮した結果、「零細・中小企業群（MSMEクラスター）」に焦点を絞って介入することにより、輸出を増加することができると確認された。これに応じて、「スキル・インド」（職能開発を目的とする国家政策）の目的を達成するため、「ニルヤット・ボンドウ・スキーム」（零細・中小企業向けの輸出相談制度）が活性化及び再配置された。これらの企業群について、輸出促進協会（EPC）及びその他の意欲的な産業パートナー及びナレッジ・パートナーらの支援のもと、積極的な支援活動が体系的に組織された。

(2) 対印投資

対印投資及び外貨準備高

	3月31日に終了した会計年度				
	2013/14年	2014/15年	2015/16年	2016/17年	2017/18年
対印投資（純額）（十億米ドル）	26.4	73.5	31.9	43.2	52.4
直接投資（対印直接投資）（純額） （十億米ドル）	21.6	31.3	36.0	35.6	30.3
ポートフォリオ投資（純額） （海外機関投資家）（十億米ドル）	4.8	42.2	(4.1)	7.6	22.1
外貨準備高（十億米ドル）	304.2	341.6	360.2	370.0	424.5

注：括弧内の数値はマイナスを意味する。

資料出所：インド準備銀行公報

対印投資（純額）は、2017/18年度には前年度の432億米ドルから増加して524億米ドルとなった。2018年3月末現在の総外貨準備高は4,245億米ドルとなった。

インドの総対外債務は、2017年3月末の4,719億米ドル（GDPの20.2%に相当）から2018年3月末には5,297億米ドル（GDPの20.5%に相当）に増加した。

(3) 為替レート

1993年3月より、ルピーの為替レートは市場で決定されており、貿易収支上の取引は完全に交換が可能となっている。1994年2月、準備銀行は、多くの貿易外取引における支払規制の緩和を発表し、1994年8月には、貿易外取引の支払いのさらなる自由化により、経常収支の交換性に向けた最終措置が取られた。準備銀行の基準レートによると、ルピーの為替レートは2017年3月31日には1米ドル＝64.8ルピーであり、2018年3月31日現在では1米ドル＝65.0ルピーであった。2018年7月24日現在のルピーの為替レートは1米ドル＝69.0ルピーであった。